

第1部

2021 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

令和2年度（2020年度）の 中小企業の動向





中小企業・小規模事業者の動向

本章では、我が国経済の動向について概観するとともに、中小企業・小規模事業者の動向及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境について見ていく。

第1節 我が国経済の現状

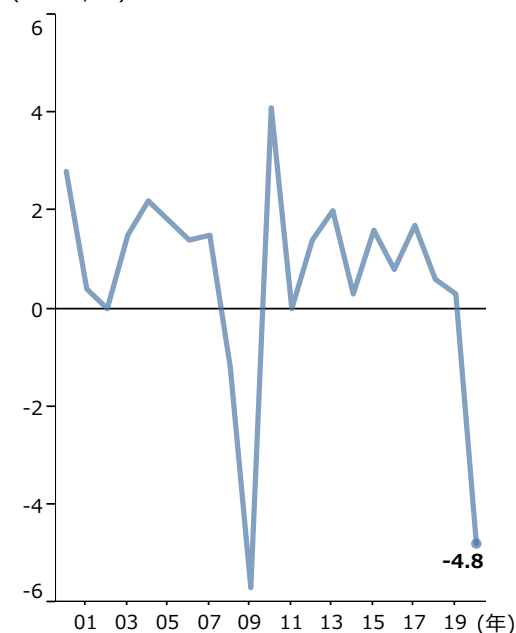
始めに、我が国経済の動向について概観する。2020年は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の世界的流行に伴い、我が国経済には未曾有の事態が生じた。実質GDP成長率の推移を確認すると、2020年は前年比4.8%減となり、2019年を大きく下回った。2020年を通じた動きを見ると、2020年第1四半期及び第2四半期はマイナス成長が続いた。特に、

2020年第2四半期は、感染拡大防止のための外出自粛等による内需の下押しや主要貿易相手国での経済活動の停止等による外需の大幅な減少により、前期比8.3%減となった。その後、国内外における社会経済活動の段階的な引上げに伴い、2020年第3四半期は前期比5.3%増、第4四半期は前期比2.8%増と2四半期連続のプラス成長となった（第1-1-1図）。

第1-1-1図 実質GDP成長率の推移

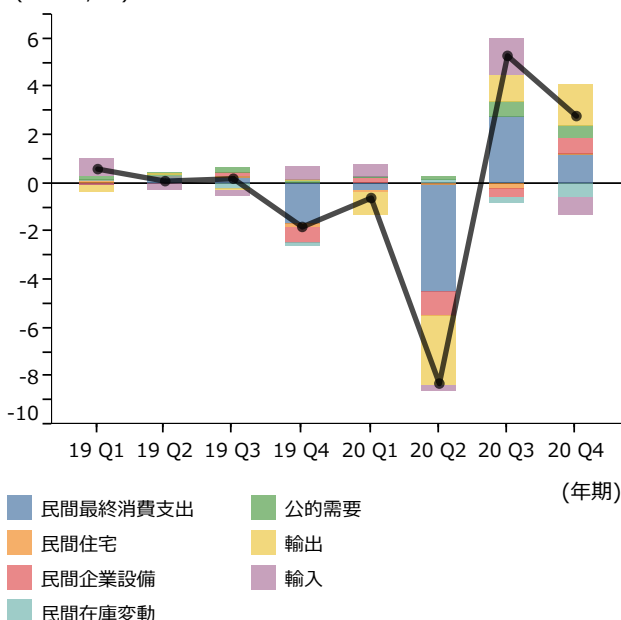
①実質GDP成長率の推移（年間）

（前年比，％）



②実質GDP成長率の推移（四半期）

（前期比，％）



資料：内閣府「国民経済計算」

（注）1. 2015年暦年連鎖価格方式。

2. 数値は、「2020年10-12月期四半期別GDP速報（2次速報値）」（2021年3月9日公表）による。

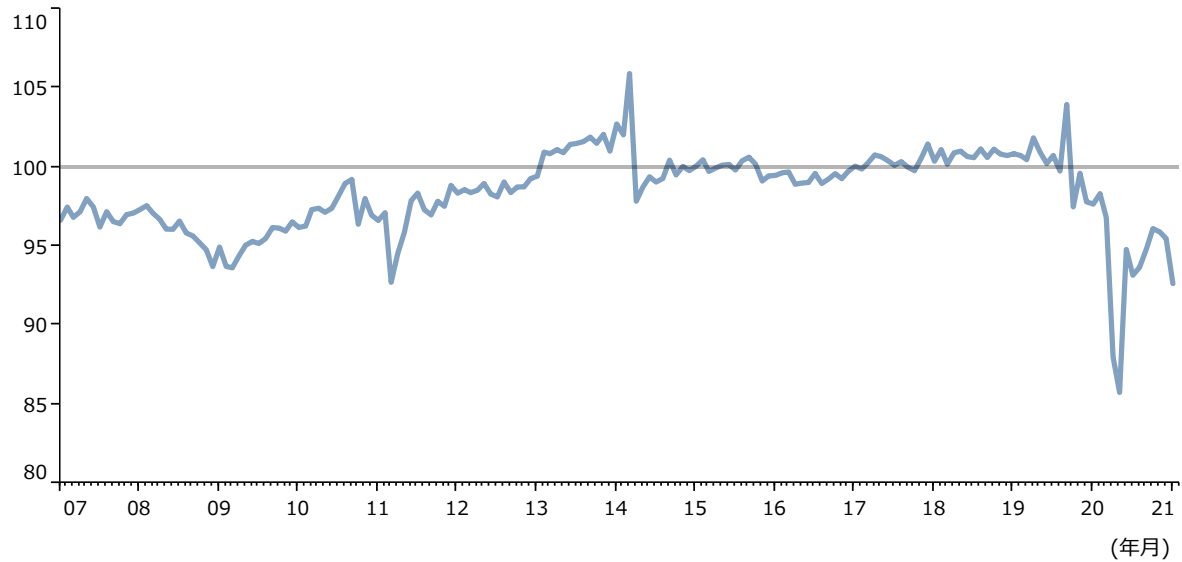
次に、個人消費の状況について確認する。

内閣府「消費総合指数」は、2020年3月に低下した後、4月に緊急事態宣言が発出された中で大幅に低下した。緊急事態宣言が段階的に解除さ

れた5月を底に上昇に転じたものの、11月以降再び低下しており、個人消費は足元では弱含んでいる（第1-1-2図）。

第1-1-2図 消費総合指数の推移

(季節調整値、2015年=100)



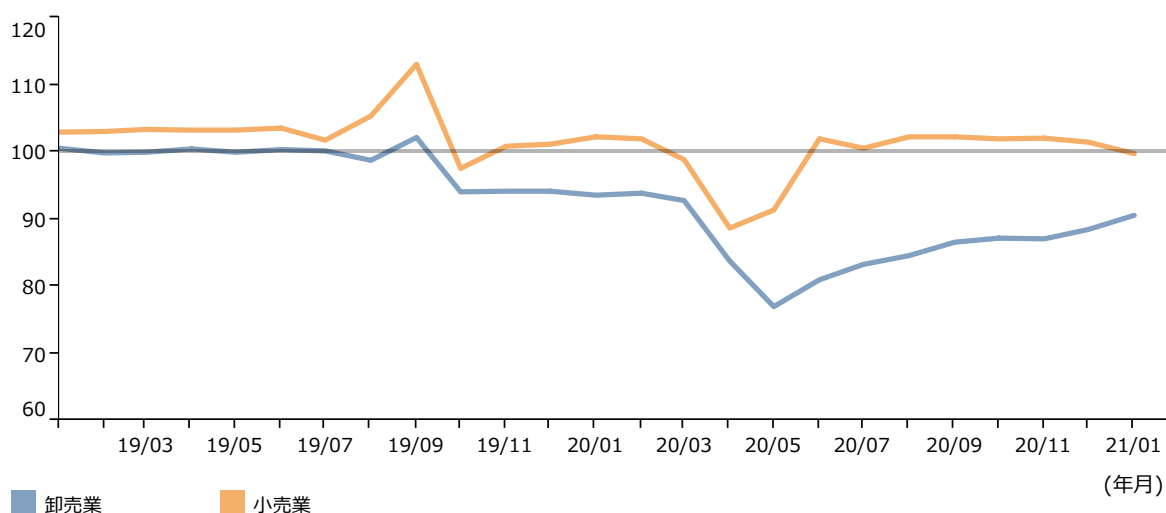
資料：内閣府「消費総合指数」

続いて、経済産業省「商業動態統計」により個人消費の動向を供給側から確認する（第1-1-3図）。卸売業は、2019年10月以降横ばい傾向で推移してきたが、2020年4月から5月にかけて大幅に低下した。6月以降は持ち直しの動きが見

られるものの、感染症流行前の水準には戻っていない。小売業は、2019年10月以降上昇傾向で推移してきたが、3月から4月にかけて大幅に低下した。その後、6月に大きく持ち直し、感染症流行前の水準まで戻って推移している。

第1-1-3図 商業販売額指数の推移

（季節調整済指数、2015年=100）



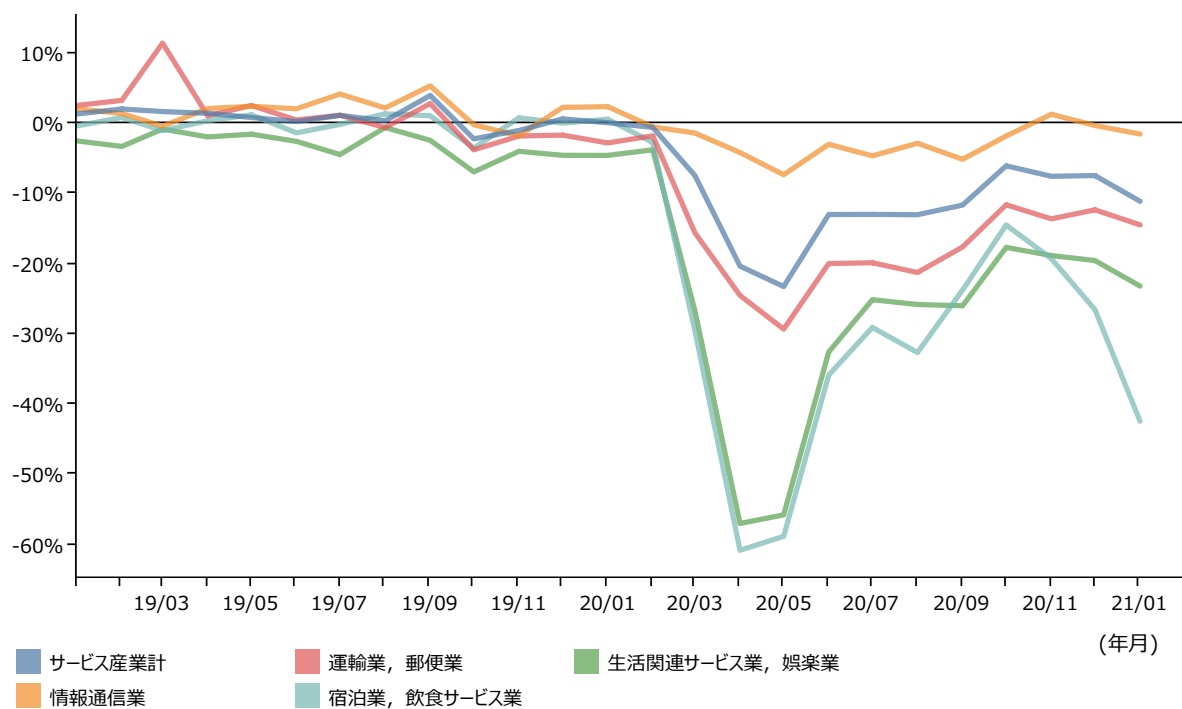
資料：経済産業省「商業動態統計」

（注）指数値は、「2021年1月分」（2021年3月17日公表）による。

第1-1-4図は、総務省「サービス産業動向調査」を用いて、サービス産業の売上高について前年同月比を見たものである。2020年のサービス産業全体の動きを見ると、2020年2月以降は売上高が前年同月を下回って推移しており、特に2020年4月及び5月における売上高の落ち込みが大きかったことが分かる。また、サービス産業の中でも、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サー

ビス業、娯楽業」で売上高が前年同月比で大幅に減少している。他方で、「情報通信業」の売上高を見ると、2020年2月以降は前年同月より減少して推移していたものの、10月からは前年同月とほとんど変わらない水準で推移しており、産業ごとに感染症流行による影響の度合いが異なる状況が見て取れる。

第1-1-4図 サービス産業の売上高（前年同月比）の推移



資料：総務省「サービス産業動向調査」

(注)2020年11月、12月、2021年1月の値は速報値。

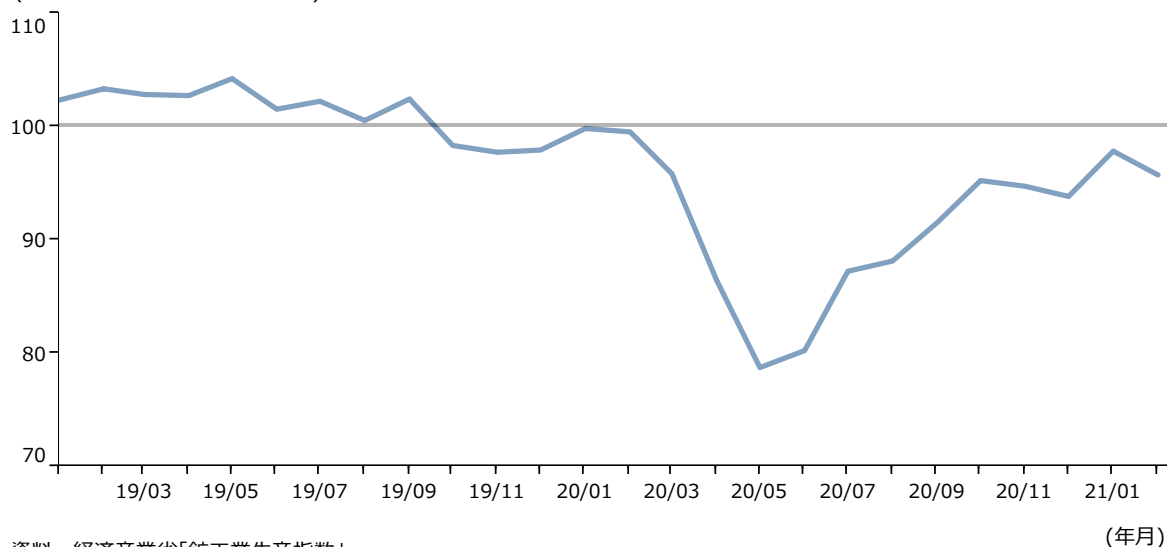
次に、企業の生産活動の状況について見ていく。

第1-1-5図は、経済産業省「鉱工業生産指数」によって、鉱工業の活動状況を見たものである。感染症の影響により、2020年2月から5月まで鉱工業生産指数は大幅に低下した後、6月以降は

一転し、10月まで勢いのある上昇が続いた。その後、11月、12月は増産が一服していたが、2021年1月は大幅上昇となり、回復傾向は続いているものの、2月は低下となった。

第1-1-5図 鉱工業生産指数の推移

(季節調整済指数、2015年=100)



資料：経済産業省「鉱工業生産指数」

(注)指数値は、「2021年2月速報」（2021年3月31日公表）による。

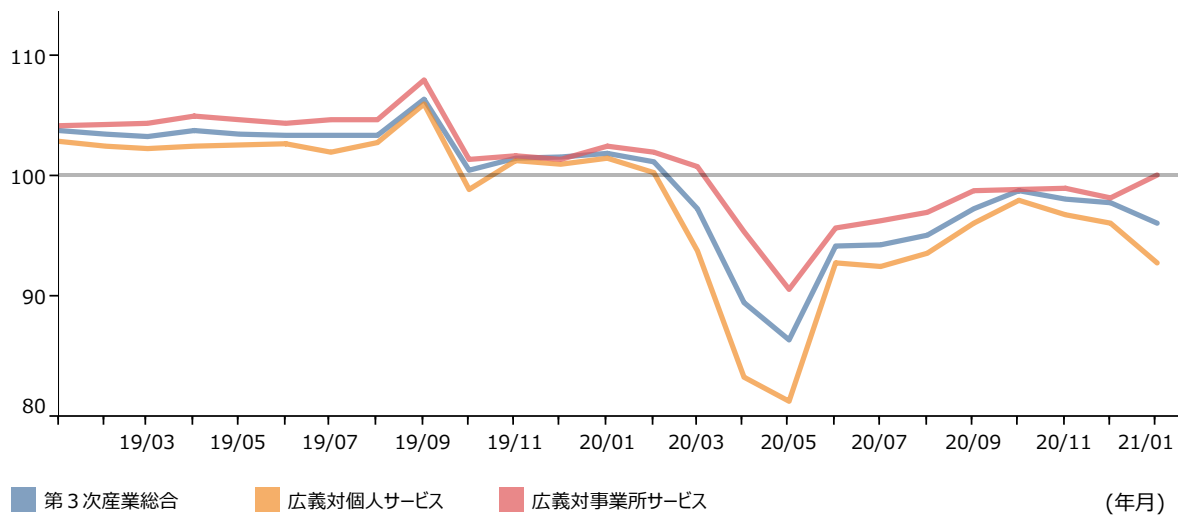
第1-1-6図は、経済産業省「第3次産業活動指数」によって、非製造業や広義のサービス業などの第3次産業に属する業種の生産活動を見たものである。第3次産業全体としては、感染症の拡大とそれに伴う緊急事態宣言が発出されたこともあり、2020年5月まで大幅な低下となった。その後、緊急事態宣言の解除等もあり、6月以降、5か月連続で上昇が続いたが、感染症の再拡大により、11月以降低下が続き、再び緊急事態宣言が

発出された2021年1月は更に低下した。

これを大きく「広義対個人サービス」と「広義対事業所サービス」に分けて確認すると、感染症流行により「広義対個人サービス」が相対的に大きな影響を受けていることが分かる。また、足元では「広義対個人サービス」が低下傾向で推移している一方で、「広義対事業所サービス」は均して見れば上昇傾向が続いており、サービスの提供先によって動きが異なる状況が見て取れる。

第1-1-6図 広義対個人サービス・広義対事業所サービス活動指数の推移

(季節調整済指数、2015年=100)



資料：経済産業省「第3次産業活動指数」

(注)指数値は、「2021年1月分」(2021年3月15日公表)による。

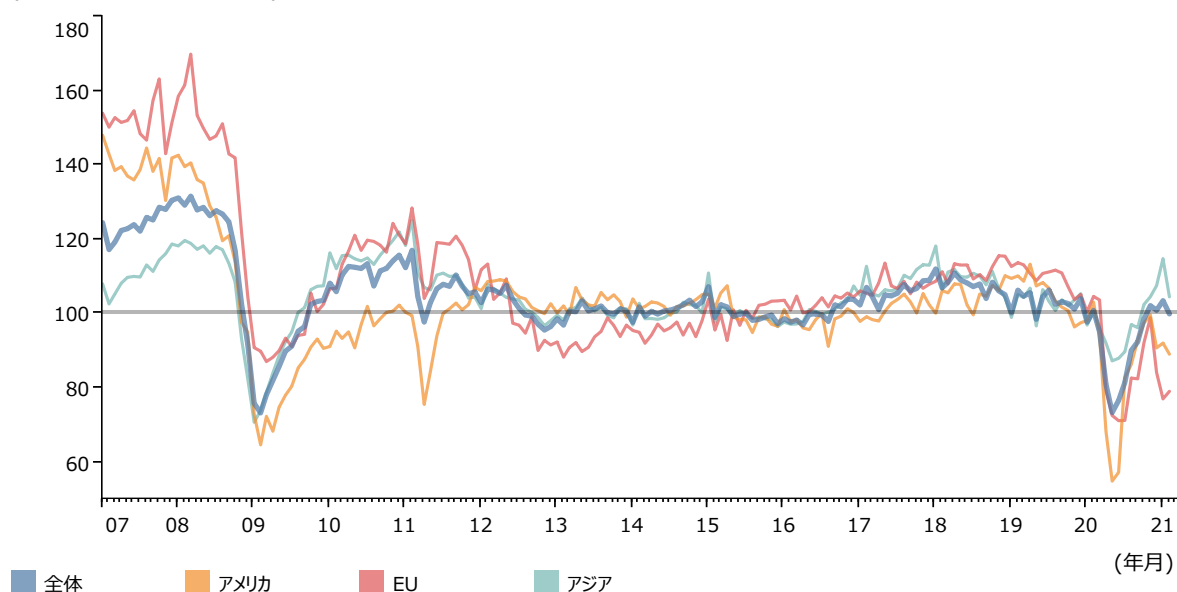
次に、輸出入や海外現地法人の活動状況など対外経済関係の動向について見ていく。

第1-1-7図及び第1-1-8図は、地域別の輸出入数量指数の推移について見たものである。輸出数量指数は、2020年3月から5月にかけて急速に低下した後、上昇傾向で推移してきたが、足元で

増勢が鈍化している。輸入数量指数は、2020年2月に感染症が拡大した中国において生産活動が停止した影響により一時的に急減した後は、中国の生産再開に伴って急速に上昇するという動きが見られた。また、足元では全体として持ち直しの動きが見られる。

第1-1-7図 地域別輸出数量指数の推移

(季節調整値、2015年 = 100)



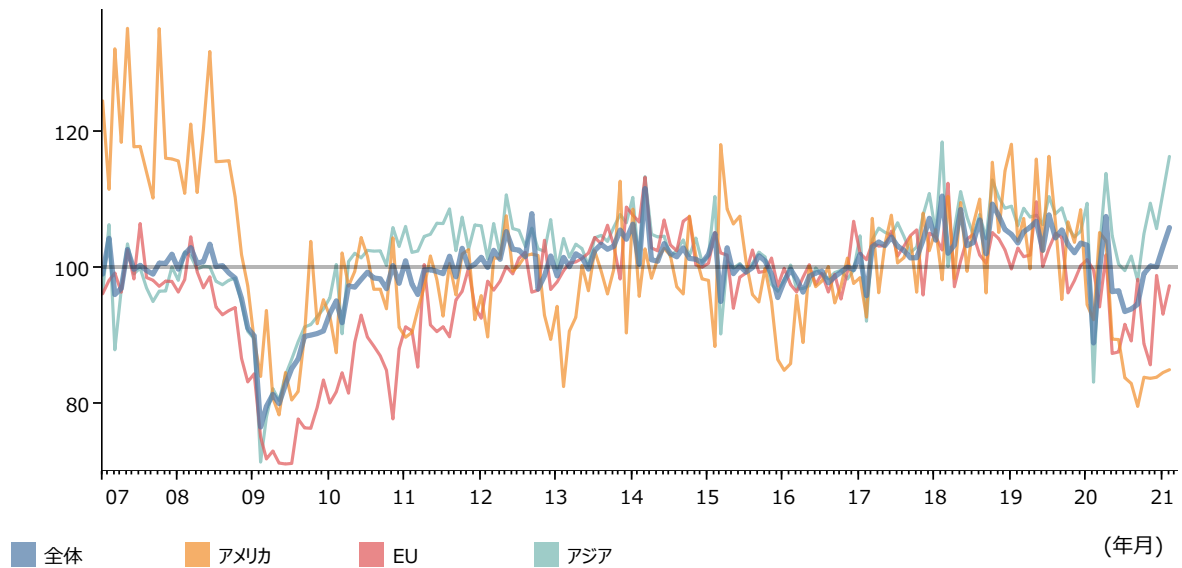
資料：財務省「貿易統計」より作成

(注)1.内閣府による季節調整値。

2.EUについては、2015年以降は英国を除く27か国ベース。

第1-1-8図 地域別輸入数量指数の推移

(季節調整値、2015年 = 100)



資料：財務省「貿易統計」より作成

(注)1.内閣府による季節調整値。

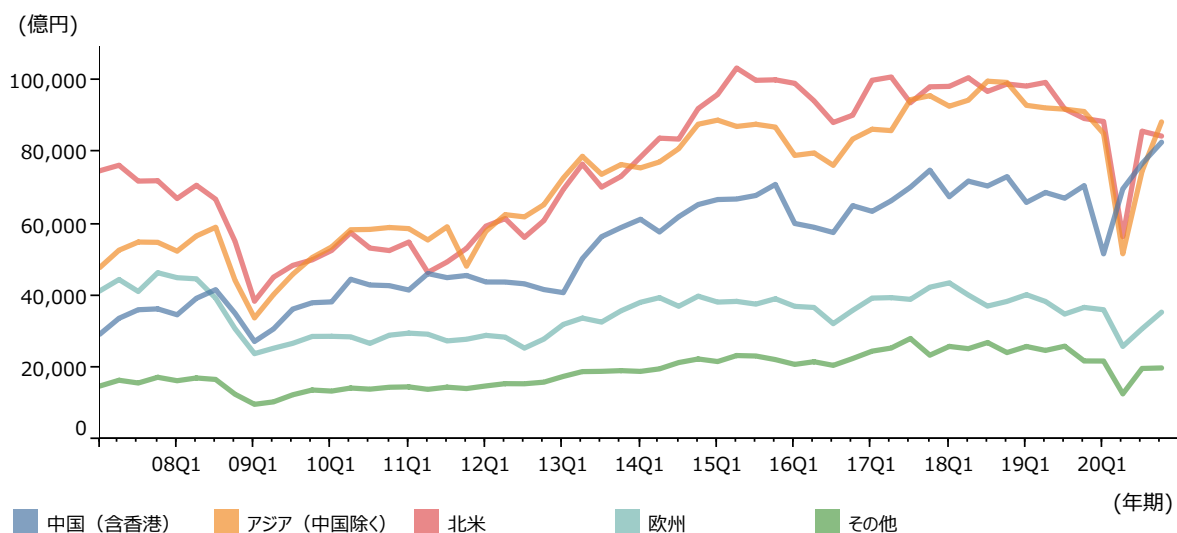
2.EUについては、2015年以降は英国を除く27か国ベース。

3.2021年2月の値は、速報値。

続いて、我が国企業の海外現地法人の売上高の推移を見たものが第1-1-9図である。2020年2月に感染症が拡大した中国では、2020年第1四半期に売上高が大幅に減少した後、増加に転じ、感染症流行前の水準を上回って推移している。ま

た、中国以外の地域では2020年第2四半期に売上高が大きく減少し、その後は増加傾向に転じ、感染症流行前の水準に戻りつつある状況が見取れる。

第1-1-9図 地域別海外現地法人の売上高の推移



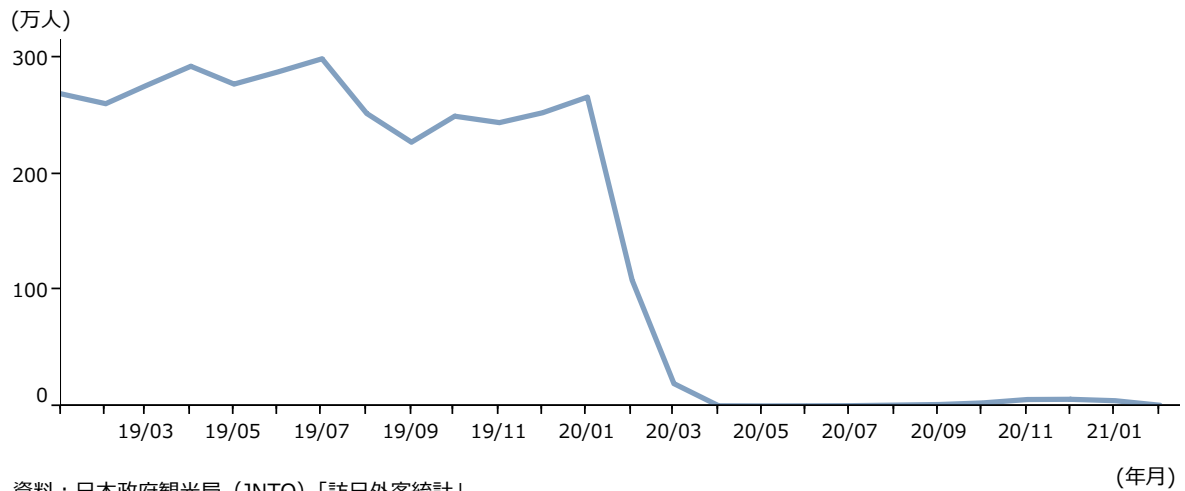
資料：経済産業省「海外現地法人四半期調査」

(注)2020年10-12月期は速報値。

続いて、インバウンド需要の動向として、訪日外国人数の推移を確認する（第1-1-10図）。感染症の拡大防止のための入国制限や渡航自粛などに

より、2020年2月から訪日外国人数は大きく減少し、4月以降はゼロ近傍の水準で推移している。

第1-1-10図 訪日外国人数の推移



第2節 中小企業・小規模事業者の現状

本節では、中小企業・小規模事業者に焦点を当て、業況、収益、投資、資金繰り、倒産状況などといった中小企業・小規模事業者の動向や中小企

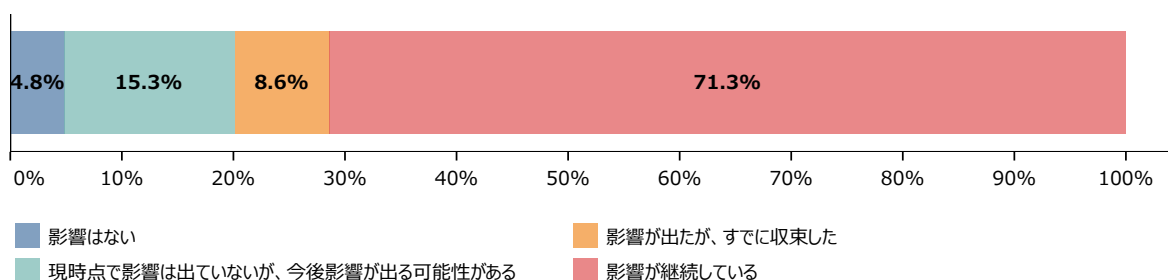
業・小規模事業者を取り巻く状況について確認していく。

1. 業況

始めに、(株)東京商工リサーチ「第14回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」を用いて、感染症による中小企業の企業活動への影響に

ついて確認したものが第1-1-11図である。これを見ると、感染症の流行により多くの中小企業が影響を受けていることが分かる。

第1-1-11図 新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響

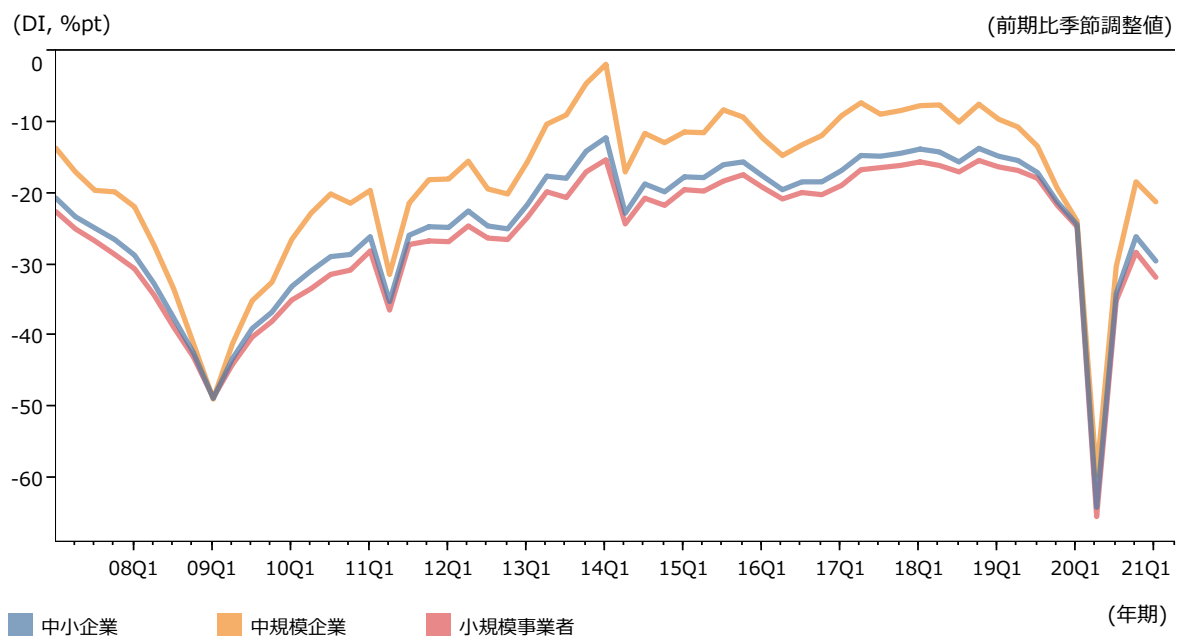


資料：(株)東京商工リサーチ「第14回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（2021年3月）
(注)資本金1億円未満の企業を集計したもの。

続いて、中小企業の業況について、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(以下、「景況調査」という。)の業況判断DIの推移を確認する(第1-1-12図)。中小企業の業況は、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4月の消費税率引上げの影響によりところどころで落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきた。2019年に入ると、米中貿易摩擦の影響

による外需の落ち込みや、2019年10月の消費税率引上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減などの影響もある中で、業況判断DIは低下傾向に転じた。2020年前半の動きを見ると、感染症流行による経済社会活動の停滞により、業況判断DIは急速に低下し、第2四半期にリーマン・ショック時を超える大幅な低下となった。その後は2期連続で上昇したものの、2021年第1四半期は再び低下した。

第1-1-12図 企業規模別業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたものの。

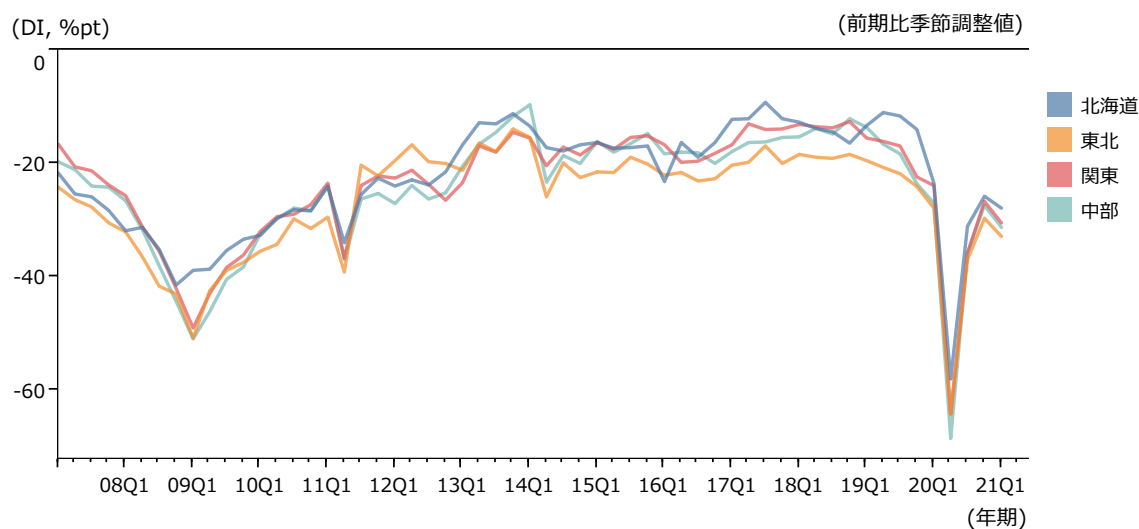
2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

この業況判断DIを地域別に見たものが第1-1-13図である。これを見ると、いずれの地域においても、2020年第2四半期に業況判断DIは急速

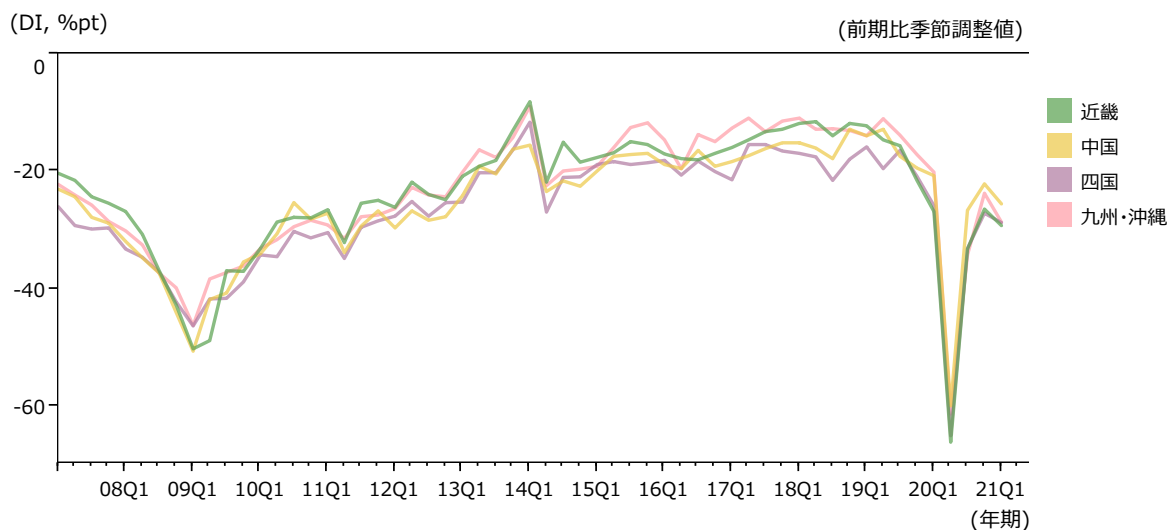
に低下し、その後回復傾向で推移したが、2021年第1四半期は再び低下した。

第1-1-13図 地域別業況判断DIの推移

①北海道、東北、関東、中部



②近畿、中国、四国、九州・沖縄



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたものの。

2.地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。関東には、新潟、山梨、長野、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。

続いて、業種別に業況判断DIを確認すると、建設業を除き、2020年第2四半期はリーマン・ショック時を下回る水準となり、その後はいずれの業種においても回復傾向で推移したが、2021年第1四半期は卸売業、小売業、サービス業で業

況判断DIが低下した（第1-1-14図）。また、2020年第2四半期に最も大きく低下したサービス業について、更に詳細な業種別の動きを確認すると、宿泊業、飲食業で特に大きく低下したことが見て取れる（第1-1-15図）。

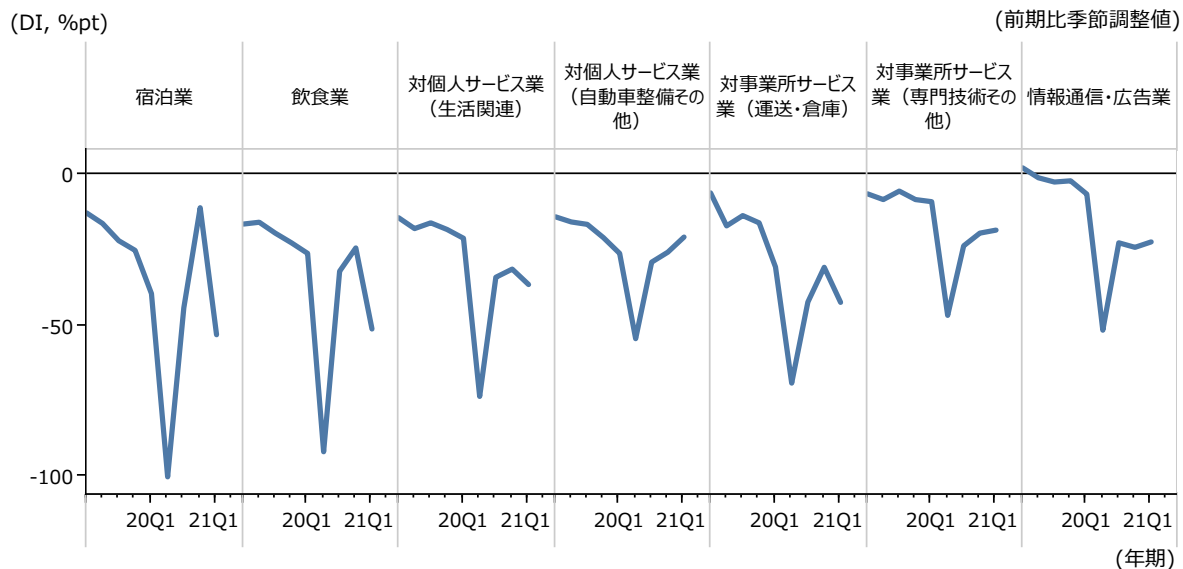
第1-1-14図 業種別業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

第1-1-15図 業種別業況判断DIの推移（サービス業）



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

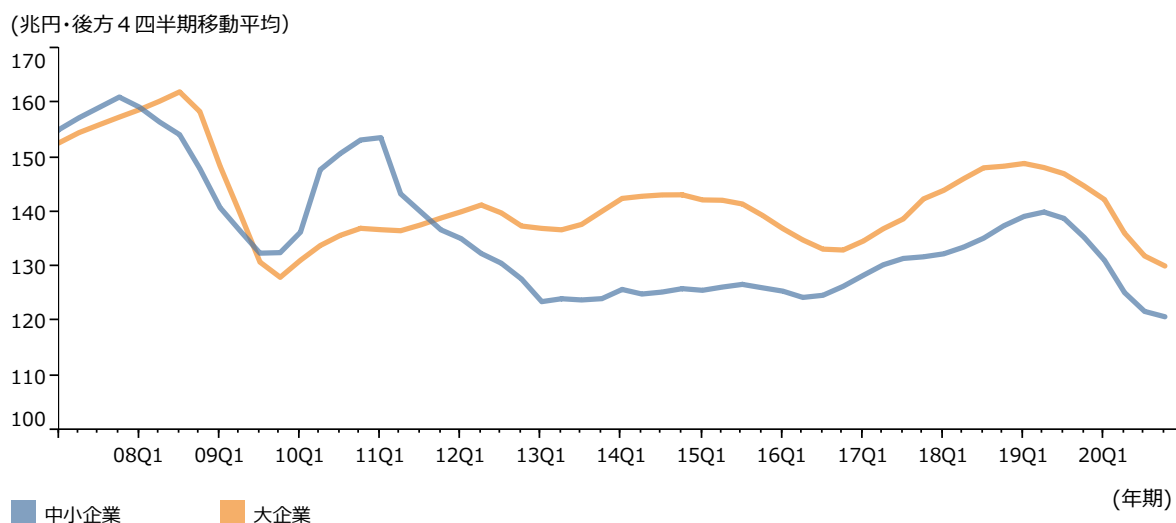
2. 業績

次に、中小企業の業績について売上高と経常利益の状況を見ていく。

中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び2011年の東日本大震災後に大きく落ち込み、

2013年頃から横ばいで推移した後、2016年半ばより増加傾向となっていた。2019年以降は減少傾向に転じた中で、感染症の影響により、中小企業の売上高は更に減少した（第1-1-16図）。

第1-1-16図 企業規模別売上高の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

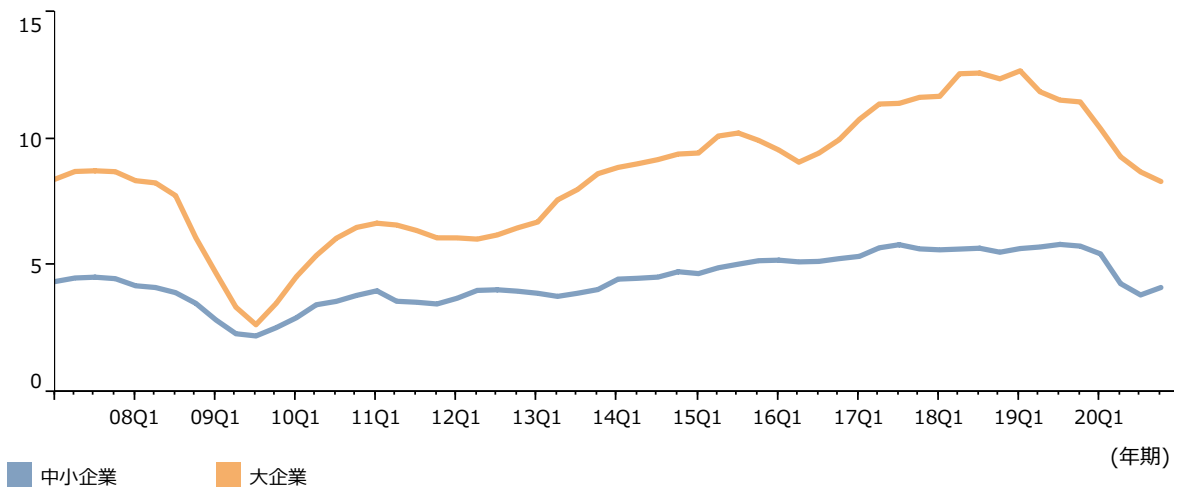
2.金融業、保険業は含まれていない。

中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に落ち込んだが、その後は緩やかな回復基調が続いてきた。2020年に入ると、感染症

の影響により、中小企業の経常利益は減少に転じたが、足元で再び増加に転じる動きが見られる(第1-1-17図)。

第1-1-17図 企業規模別経常利益の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

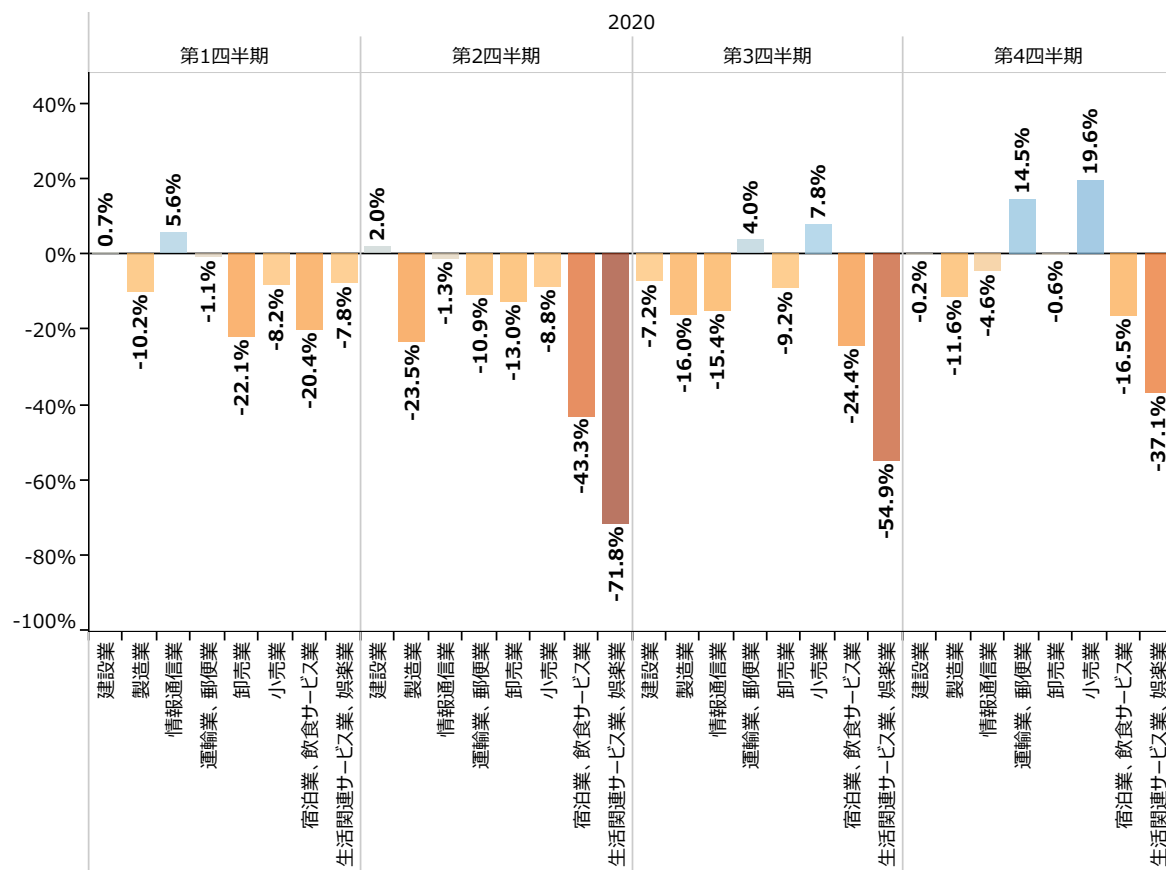
(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

続いて、中小企業の売上高の動向を業種別に見ると、2020年第2四半期は多くの業種で前年同期と比べて売上高が減少し、「生活関連サービス

業、娯楽業」で71.8%減、「宿泊業、飲食サービス業」で43.3%減と特に大きな影響があったことが見て取れる（第1-1-18図）。

第1-1-18図 業種別に見た、中小企業の売上高の前年同期比



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

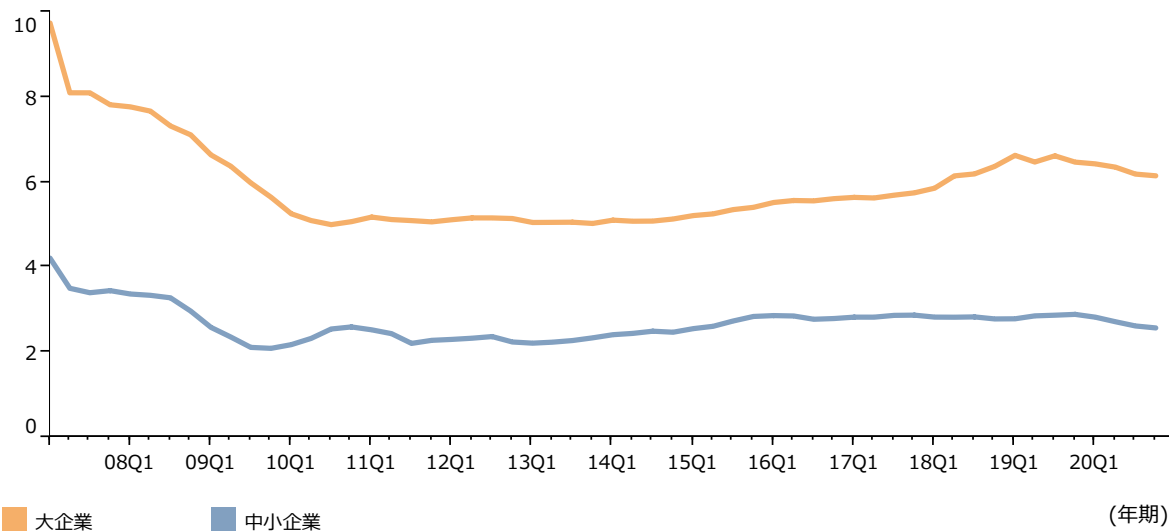
(注)ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

3. 設備投資・ソフトウェア投資・研究開発投資・能力開発投資

次に、中小企業の投資の動向について見ていく。 ほぼ横ばいで推移してきたが、2020年に入ると
まず、中小企業の設備投資は、2016年以降は 減少傾向で推移している（第1-1-19図）。

第1-1-19図 企業規模別設備投資の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

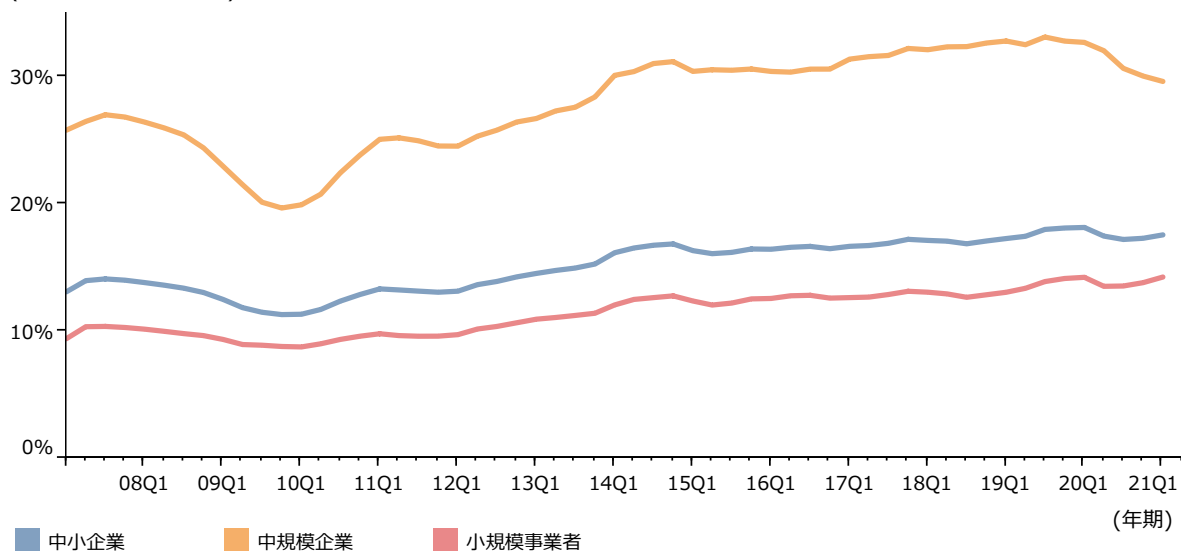
3.設備投資は、ソフトウェアを除く。

また、中小企業の設備投資実施割合の推移を確認すると、リーマン・ショック以降、緩やかに上昇傾向で推移してきたが、足元では低下から横ばい傾向で推移している（第1-1-20図）。また、こ

の設備投資実施割合を業種別に見ると、製造業において割合が相対的に大きく低下していることが分かる（第1-1-21図）。

第1-1-20図 企業規模別に見た、設備投資実施割合の推移

（後方4四半期移動平均）

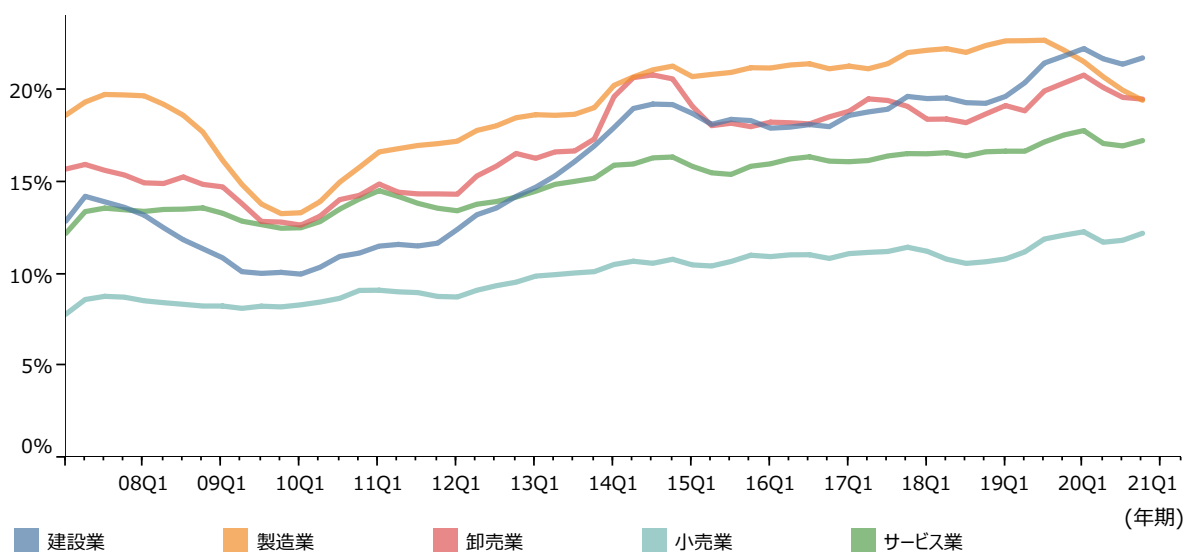


資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

第1-1-21図 業種別に見た、設備投資実施割合の推移

（後方4四半期移動平均）

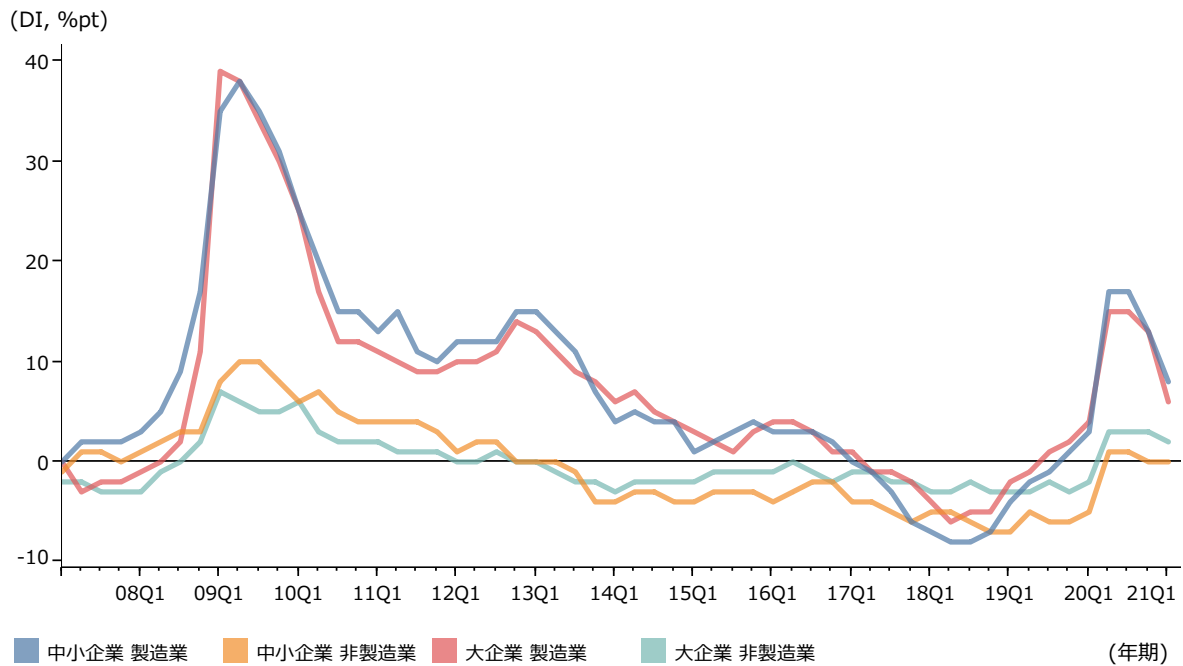


資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

続いて、設備の過不足感について生産・営業用設備判断DIの推移を確認する。全体的に、2009年をピークに設備の過剰感が徐々に解消され、非製造業では2013年半ば、製造業では2017年前半に生産・営業用設備判断DIはマイナスに転じた。その後、製造業は2018年後半から不足感が弱まる傾向で推移していたが、2020年に入ると

急速に過剰感が強まった。この過剰感が第1-1-21図で見た製造業の設備投資実施割合の低下につながっていると考えられる。足元では、製造業の設備の過剰感は弱まる傾向で推移している。また、非製造業においても2020年は設備の不足感が弱まっている（第1-1-22図）。

第1-1-22図 企業規模別・業種別に見た、生産・営業用設備判断DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでは、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

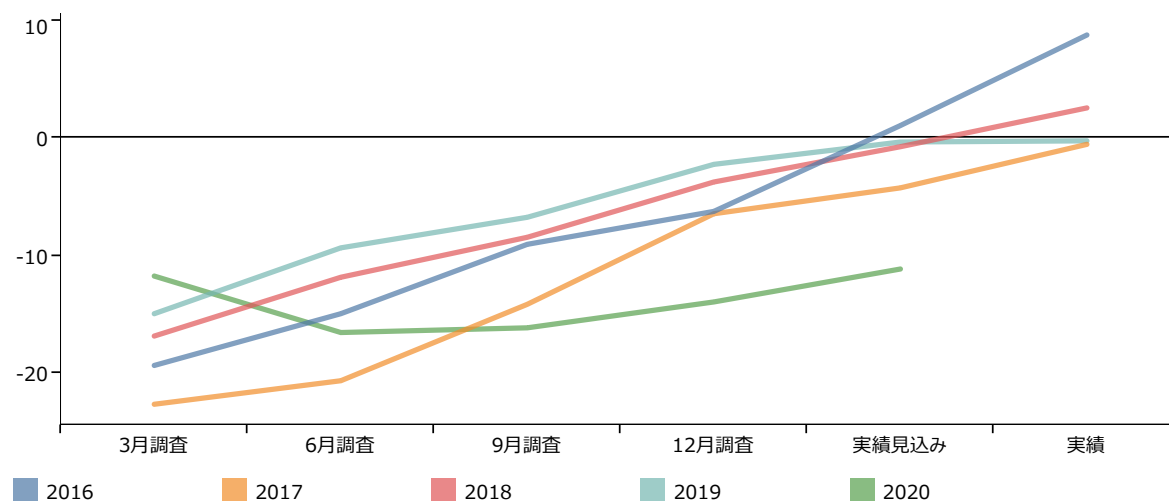
2.生産・営業用設備判断DIとは、生産・営業用設備が「過剰」と答えた企業の割合（％）から「不足」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

第1-1-23図は、中小企業の設備投資計画¹について見たものである。2020年度の設備投資計画は、例年よりも低い水準で推移しており、第1-1-22図で見た設備の過剰感や感染症による先

行きの見通しづらさなどにより、中小企業が設備投資に対して慎重姿勢を取っていることが見て取れる。

第1-1-23図 中小企業の設備投資計画

(前年度比, %)



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)ここでいう中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

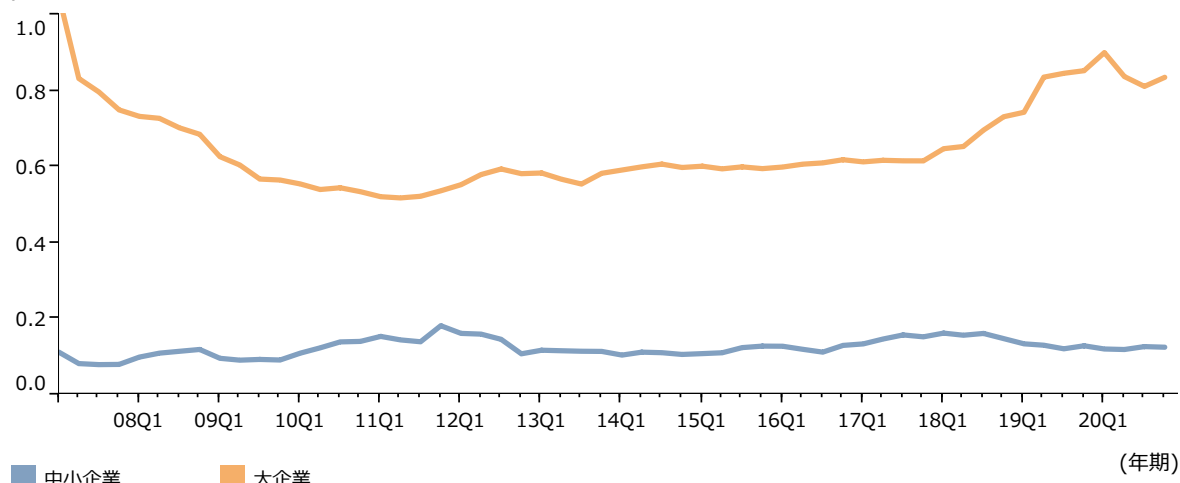
¹ 中小企業では、年度計画を事前に策定していない企業が多く、案件が実際に実施されるごとに、設備投資額に計上される傾向があるため、3月調査から実績調査（翌年6月調査）まで、ほぼ一貫して上方修正されるパターンとなっている。

次に、IT関連指標としてソフトウェア投資の推移について確認する。中小企業のソフトウェア投資は、長期にわたって横ばい傾向で推移してきた。2020年に入っても、この傾向は変わらず、中小企業のソフトウェア投資は横ばいで推移した

(第1-1-24図)。また、中小企業のソフトウェア投資比率について見ると、設備投資が減少傾向となった一方で、ソフトウェア投資は横ばいを維持したため、足元で上昇傾向に転じている(第1-1-25図)。

第1-1-24図 企業規模別ソフトウェア投資額の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



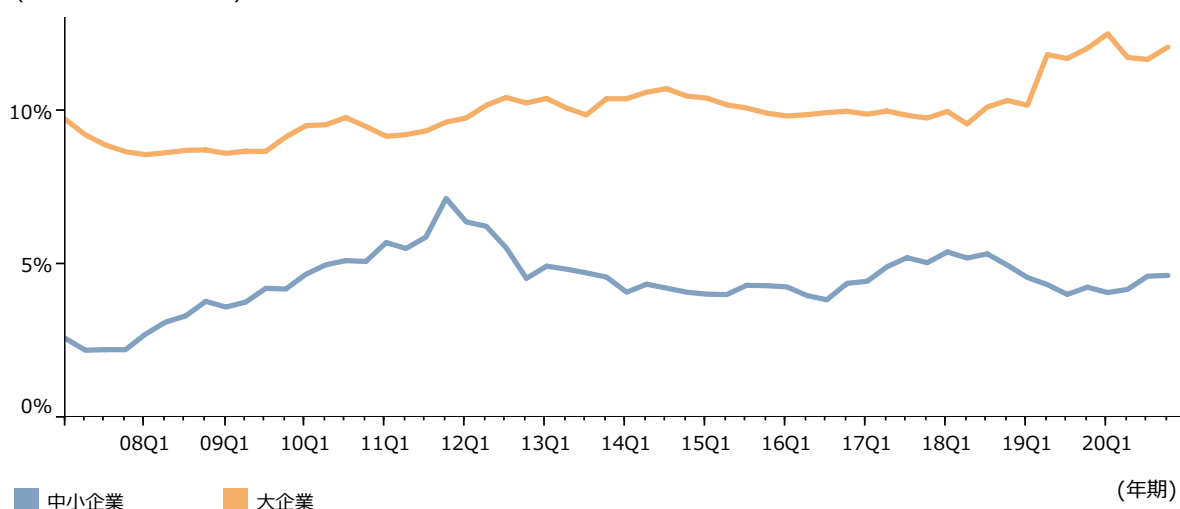
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

第1-1-25図 企業規模別ソフトウェア投資比率の推移

(後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

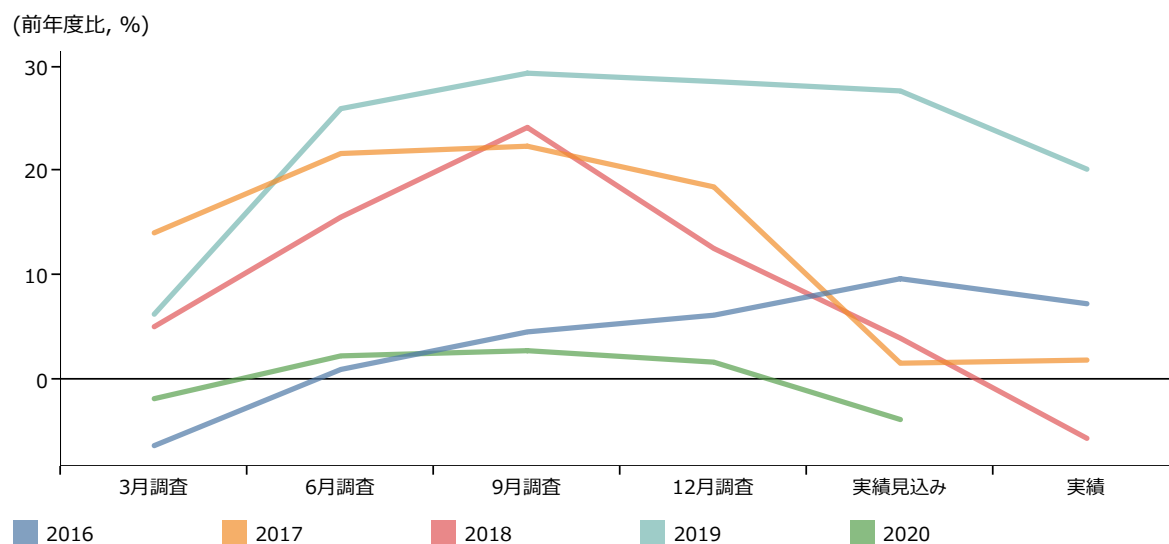
2.金融業、保険業は含まれていない。

3.ソフトウェア投資比率は、ソフトウェア投資額を設備投資額で除し、100を乗じて算出している。

続いて、中小企業のソフトウェア投資計画を見ると、2020年度の実績見込みは前年度をやや下回る水準となっている（第1-1-26図）。設備投資は前年度比10%以上の減少が見込まれる一方で、

ソフトウェア投資は前年度比約4%の減少にとどまる見込みであり、感染症流行を契機としてソフトウェア投資の重要性は高まっていることがうかがえる。

第1-1-26図 中小企業のソフトウェア投資計画



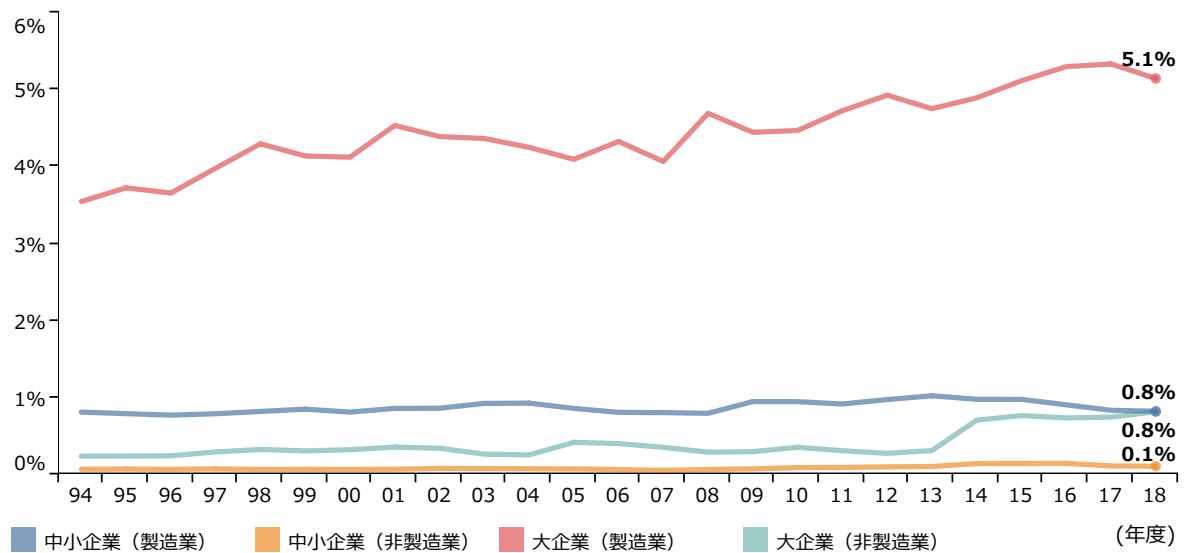
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)ここでいう中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

次に、新たな付加価値を生み出すための研究開発活動について見ていく。第1-1-27図は、売上高に占める研究開発費の割合の推移である。これを見ると、中小企業の売上高に占める研究開発費

の割合は、業種にかかわらず、ほぼ横ばいで推移しており、同業種の大企業に比べて低水準にあることが分かる。

第1-1-27図 企業規模別・業種別に見た、売上高対研究開発費の推移

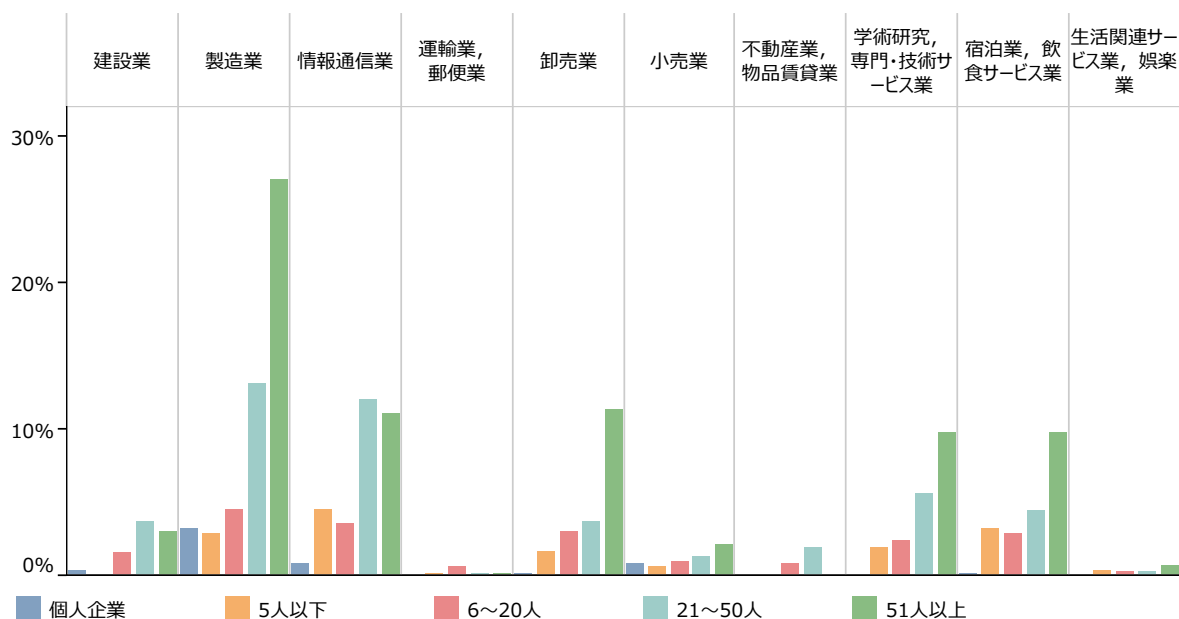


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

また、研究開発を実施している中小企業の割合を示したのが第1-1-28図である。これを見ると、業種によって実施割合の水準は異なるものの、従業員規模が大きくなるほど実施割合が高い傾向にあることが見て取れる。研究開発を行うために

は、十分な設備・人材・資金などの経営資源が必要であり、企業規模の小さな企業にとって、研究開発に取り組むことは必ずしも容易でないことが示唆される。

第1-1-28図 業種別・従業員規模別に見た、中小企業における研究開発の実施割合



資料：中小企業庁「令和元年中小企業実態基本調査」

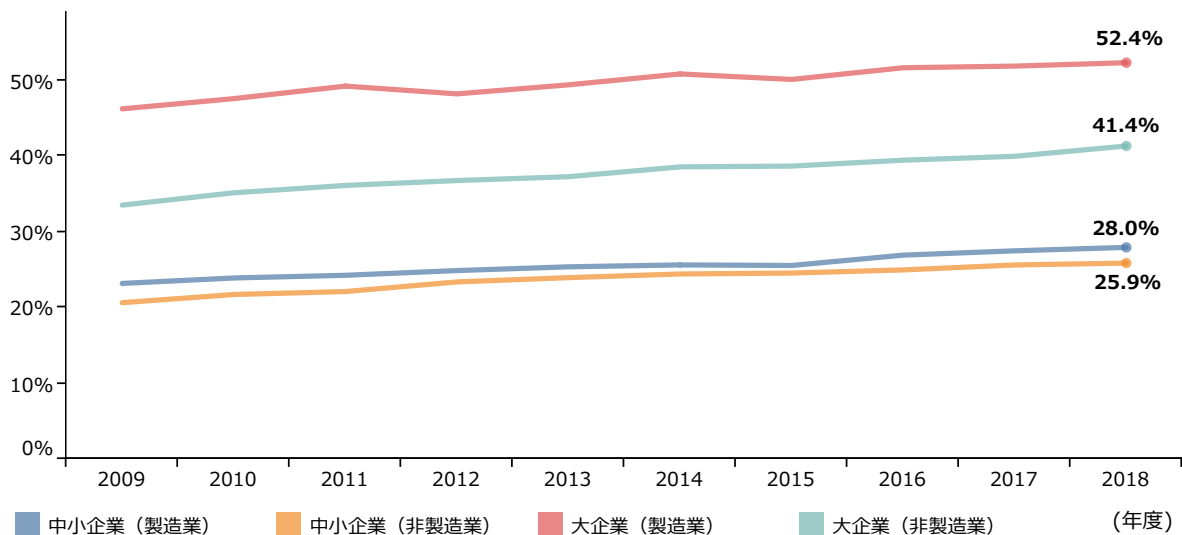
(注)研究開発を行った企業の割合は、研究開発を行った企業数／母集団企業数としている。

企業が新たな付加価値を生み出すための投資については、設備やソフトウェアへの投資や研究開発などに加えて、知的財産やブランド、人的資本など無形資産への投資の重要性が指摘されている。ここではそのうち人的資本への投資について

現状を確認する。

第1-1-29図は、能力開発を実施した企業の割合の推移である。中小企業における能力開発を実施した企業の割合は、製造業、非製造業共に上昇傾向で推移している。

第1-1-29図 企業規模別・業種別に見た、能力開発を実施した企業割合の推移

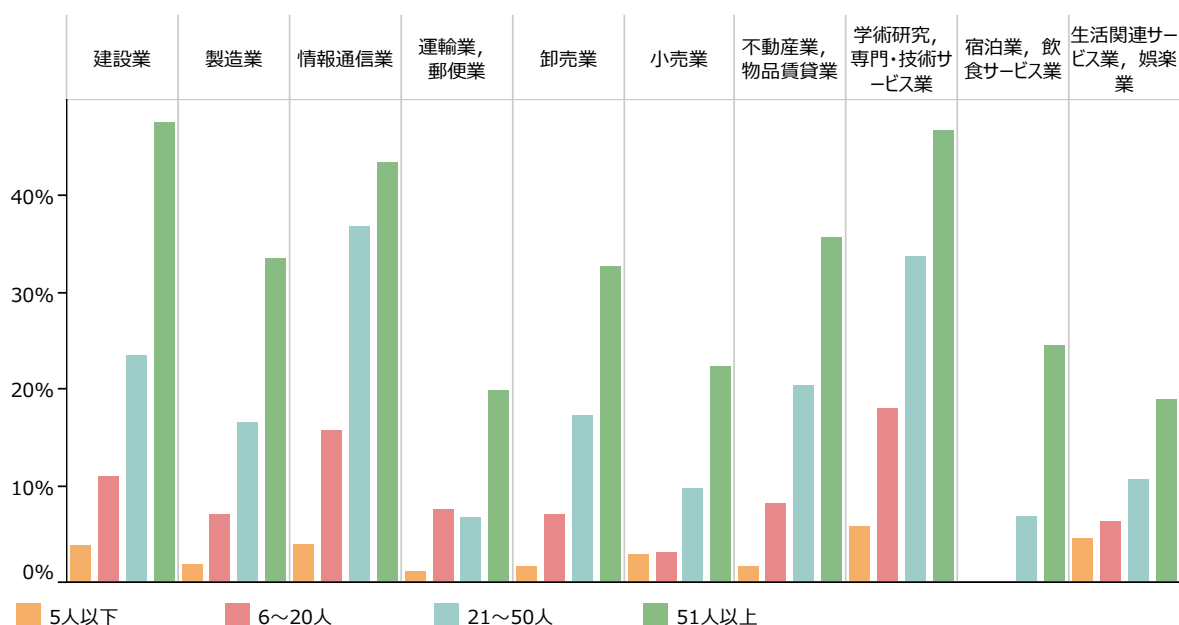


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

続いて、能力開発を実施している中小企業の割合を業種別・従業員規模別に示したものが第1-1-30図である。研究開発投資と同様に、従業員規模が大きくなるにつれて実施割合が高くなる

傾向が見て取れる。また、業種ごとに水準は異なるものの、研究開発投資と比べて業種の偏りが少なく、様々な業種で能力開発投資が実施されていることが分かる。

第1-1-30図 業種別・従業員規模別に見た、中小企業における能力開発の実施割合（法人企業）



資料：中小企業庁「令和元年中企業実態基本調査」

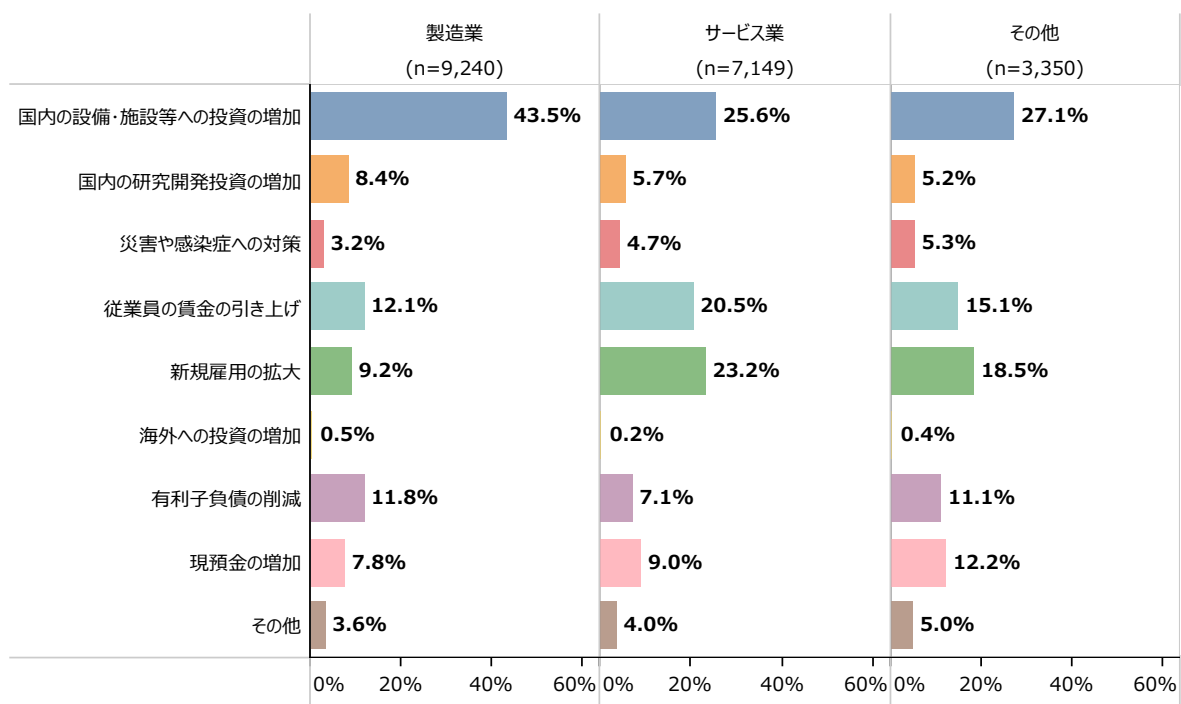
(注)能力開発を行った企業の割合は、能力開発を行った企業数／母集団企業数としている。

事業活動において資金の使途は様々であり、自社の経営戦略に応じて資金を投じることになる。ここからは、(株)帝国データバンクが「令和2年度取引条件改善に向けた施策のあり方に関する研究分析等事業」において実施したアンケート(以下、「取引条件改善状況調査」という。)²の結果から、中小企業における資金の使途を確認する。

第1-1-31図は、今後3年間で最も資金を投じ

たい分野について業種別³に確認したものである。これを見ると、いずれの業種においても「国内の設備・施設等への投資の増加」の割合が最も高い。また、サービス業では「従業員の賃金の引き上げ」や「新規雇用の拡大」といった雇用に対して資金を最も投じたい企業の割合が、相対的に高いことが見て取れる。

第1-1-31図 今後3年間で最も資金を投じたい分野



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2 (株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(株)帝国データバンクが2020年9月に、全国66,600社(うち発注側事業者6,400社、受注側事業者60,200社)の企業を対象にアンケート調査を実施(有効回答26,737件(うち発注側事業者2,467件、受注側事業者24,270件)、回収率40.1%(うち発注側事業者38.5%、受注側事業者40.3%))。

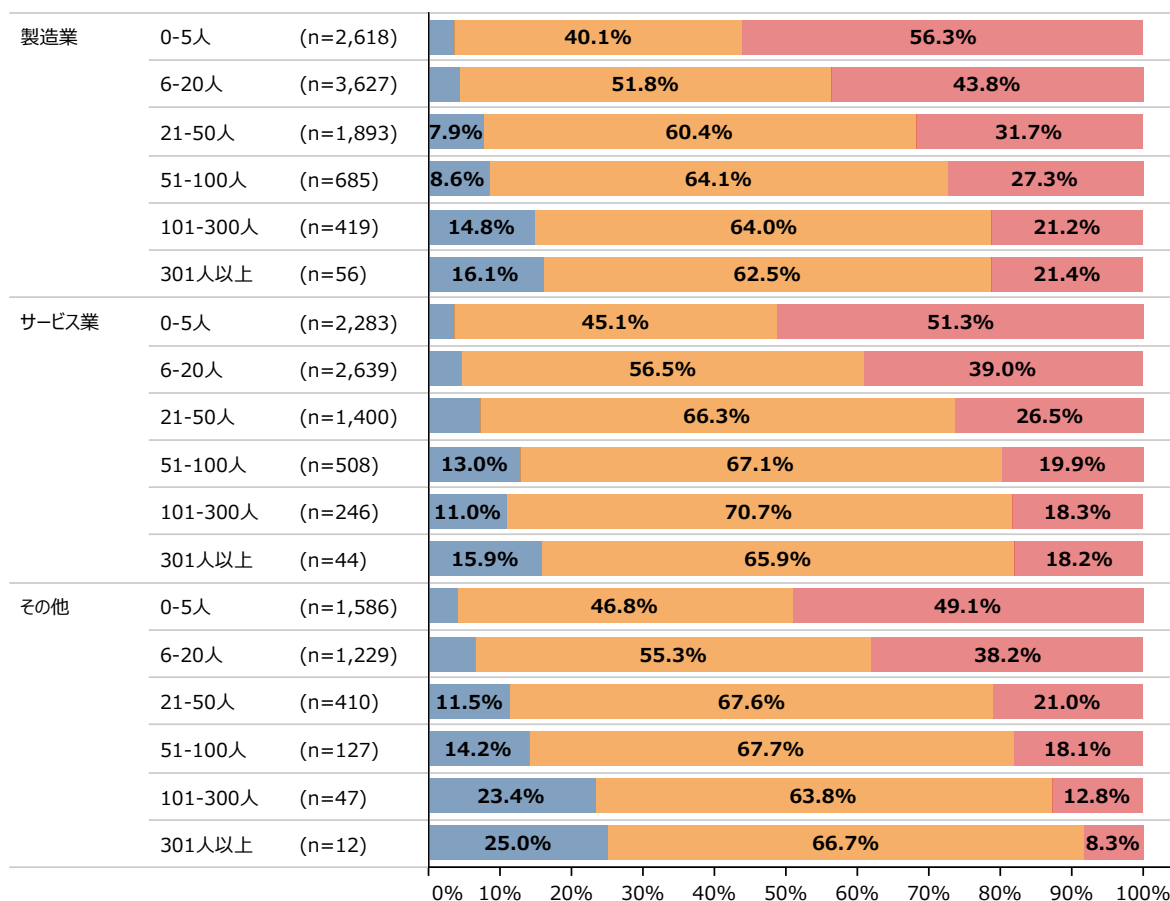
3 業種別の分析に当たっては、アンケート調査において事業者が選択した業種を以下のようにグルーピングして分析を実施している。

- ・「製造業」：食料品製造業、繊維産業、紙・紙加工品産業、印刷業、石油・化学産業、鉄鋼産業、素形材産業、建設機械産業、産業機械産業、工作機械産業、半導体・半導体製造装置産業、電機・情報通信機器産業、自動車産業、その他製造業
- ・「サービス業」：放送コンテンツ産業、アニメーション制作業、情報サービス産業、トラック運送業・倉庫業、広告産業、技術サービス産業、警備業、その他サービス業
- ・「その他」：建設業、卸売業、小売業、金融業、その他

第1-1-32図は、今後3年間で各分野に資金を投じるために必要な利益や余剰金の確保状況について、業種別・従業員規模別に確認したものであ

る。これを見ると、いずれの業種においても「確保できていない」と回答する企業の割合は、従業員規模が小さいほど高い傾向にある。

第1-1-32図 今後3年間で資金を投じるために必要な利益・余剰金の確保状況



資金を投じるための利益や余剰金の確保状況

十分に確保できている ある程度確保できている 確保できていない

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

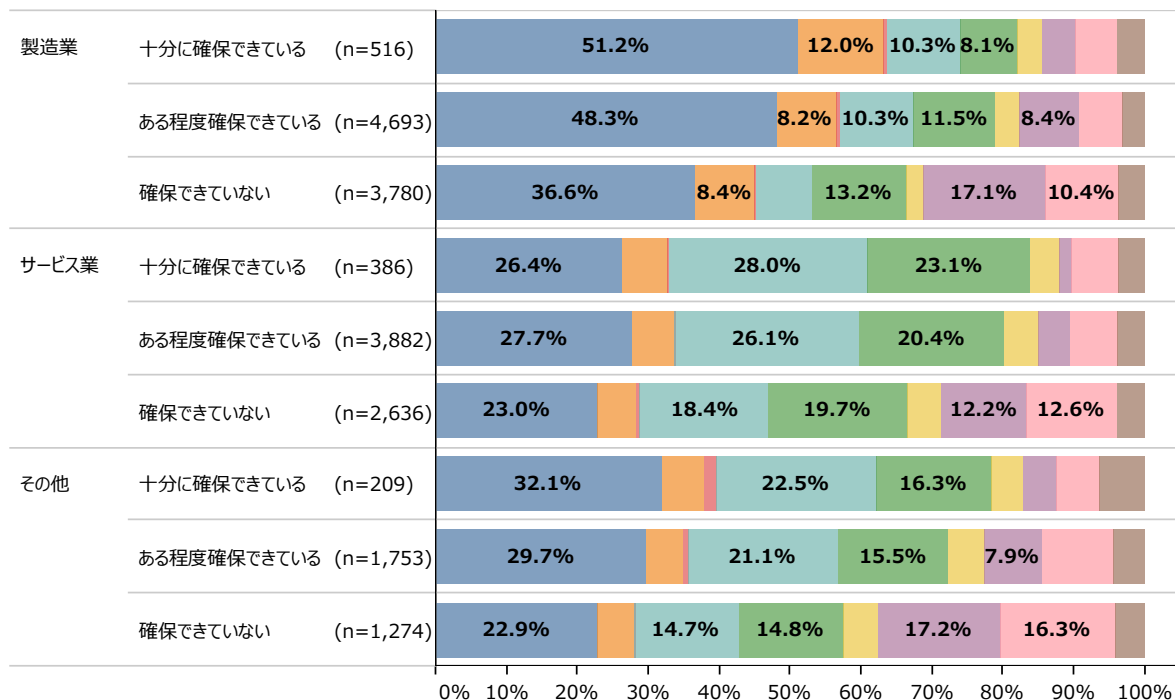
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

この利益や余剰金の確保状況別に、今後3年間で最も資金を投じたい分野を見たものが第1-1-33図である。これを見ると、「十分に確保できている」、「ある程度確保できている」と回答した企業では、「国内の設備・施設等への投資の増加」、「国内の研究開発投資の増加」、「新規雇用の拡大」

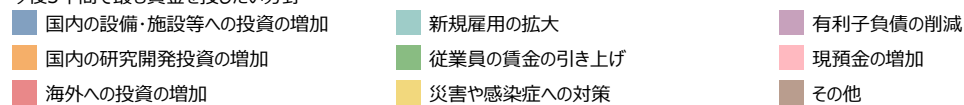
といった、成長に向けた投資を実施したいと考えている企業の割合が相対的に高い。

これに対して、「確保できていない」と回答した企業では、「現預金の増加」、「有利子負債の削減」といった回答の割合が高く、成長に向けた投資が難しい状況にあることが見て取れる。

第1-1-33図 資金を投じるための利益や余剰金の確保状況別に見た、今後3年間で最も資金を投じたい分野



今後3年間で最も資金を投じたい分野



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

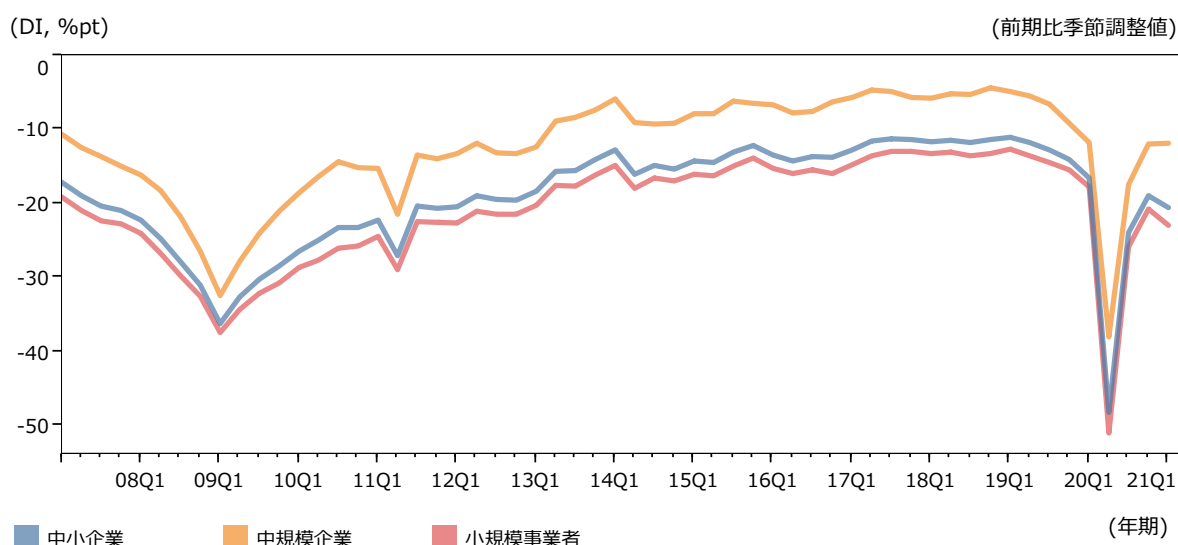
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

4. 資金繰り・倒産・休廃業

次に、中小企業の資金繰りの状況について景況調査を用いて確認する(第1-1-34図)。中小企業の資金繰りDIは、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4月の消費税率引上げに伴い一時的に落ち込みが見られたものの、改善傾向で推移してきた。2019年以降はやや低下傾向で推移する中で、感染症流行

による売上の急激な減少と、それに伴うキャッシュフローの悪化により、2020年第2四半期に大きく下落した。これはリーマン・ショック時を大きく上回る下落幅となったが、第3四半期には大きく回復した。足元では、資金繰りDIは再び低下している。

第1-1-34図 企業規模別資金繰りDIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1.景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

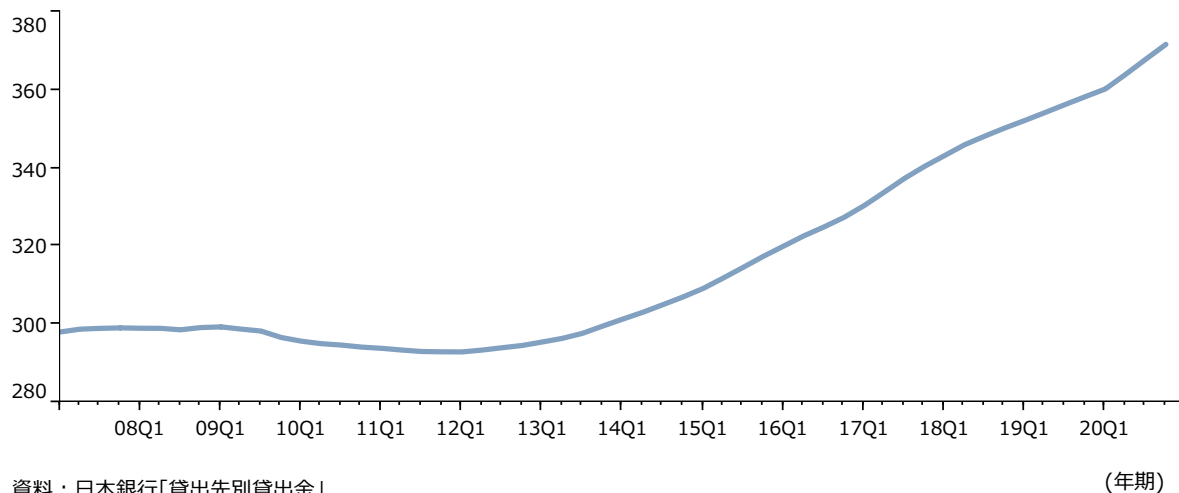
2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

続いて、中小企業向けの貸出金の推移について確認すると、2012年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013年以降は右肩上がり

しており、2020年も堅調に増加した（第1-1-35図）。

第1-1-35図 中小企業向け貸出金の推移

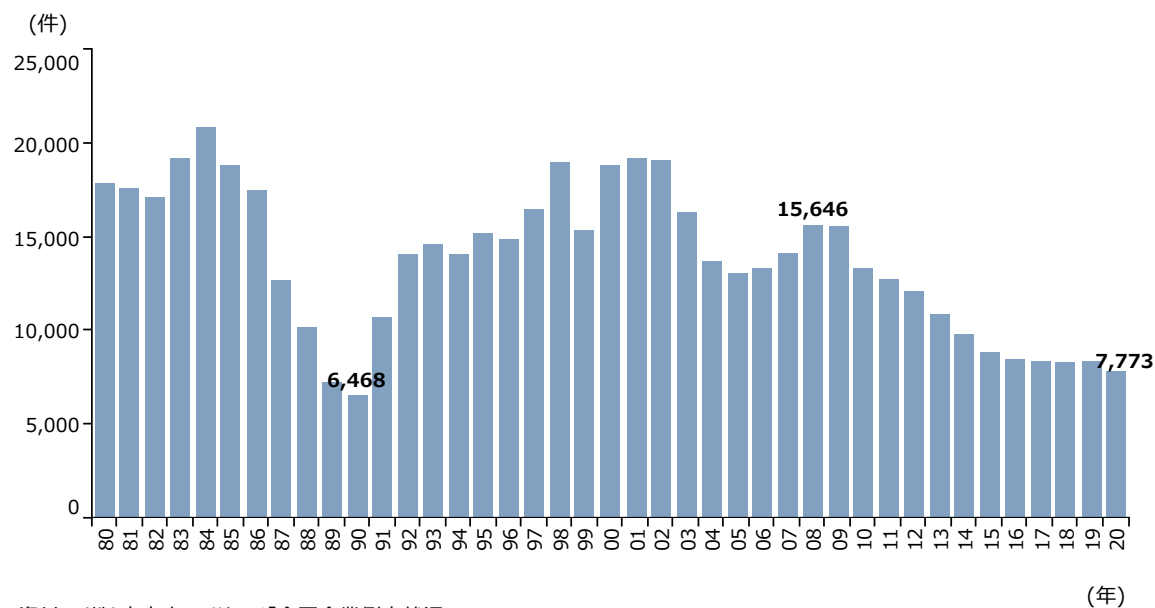
(兆円・後方4四半期移動平均)



次に、倒産件数の推移について確認する（第1-1-36図）。我が国の倒産件数は、2009年以降は減少傾向で推移してきた中で、2020年は資金繰り支援策などの効果もあり30年ぶりに8,000

件を下回る水準となった。また、これを規模別に見ると、倒産件数の大部分を小規模企業が占めていることが分かる（第1-1-37図）。

第1-1-36図 倒産件数の推移

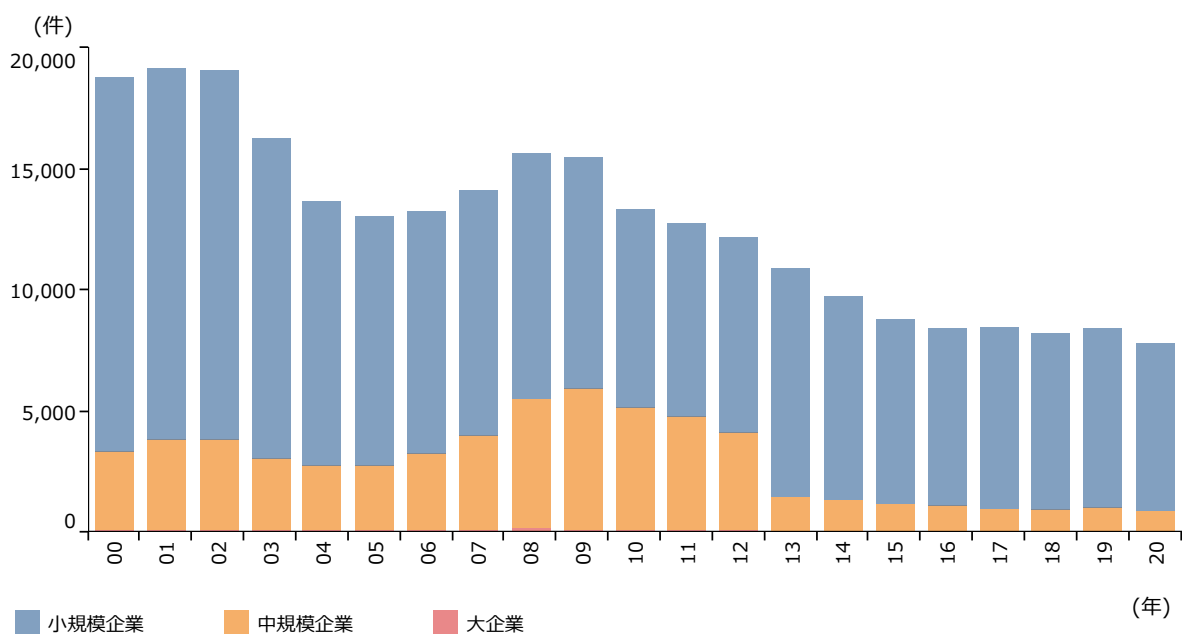


資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注)1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

第1-1-37図 企業規模別倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注)1.ここでいう「中規模企業」とは、中小企業基本法上の中小企業のうち、同法上の小規模企業に当てはまらない企業をいう。

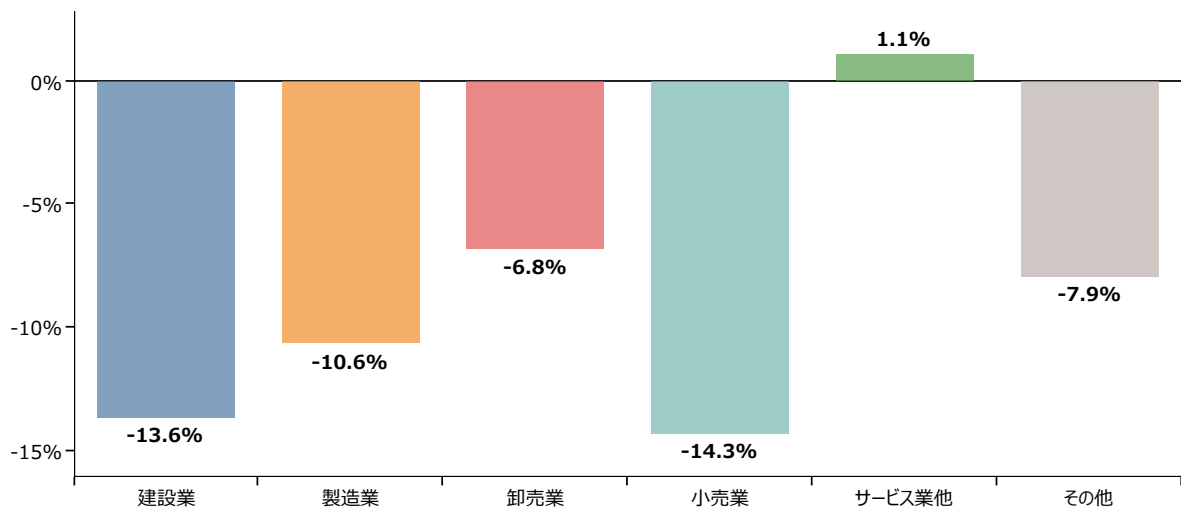
2.企業規模別の集計については、2000年以降のみ集計を行っている。

3.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

続いて、業種別に2020年の倒産状況を確認する。第1-1-38図を見ると、感染症の流行によるインバウンド需要の消失や外出自粛などで大きな影響を受けた「サービス業他」を除く業種では、

2020年の倒産件数が前年を下回ったことが分かる。また、前年を上回った「サービス業他」の内訳を見ると、「宿泊業」や「飲食業」において倒産が前年比で増加となっている（第1-1-39図）。

第1-1-38図 業種別倒産件数の前年比

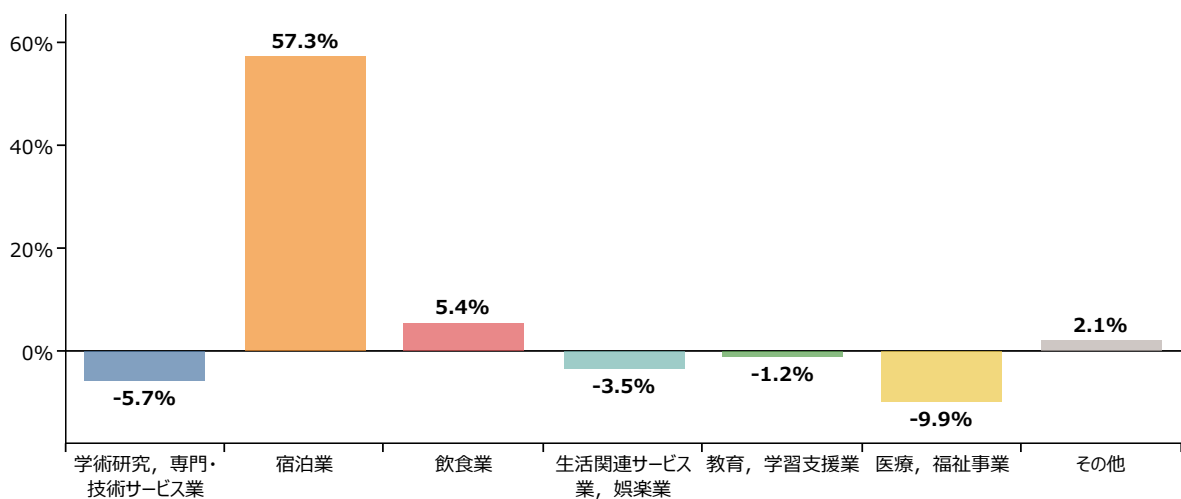


資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注)1.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

2.「その他」には、農林漁業・鉱業、情報通信業、運輸業、金融保険業、不動産業が含まれる。

第1-1-39図 「サービス業他」内訳の倒産件数の前年比



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

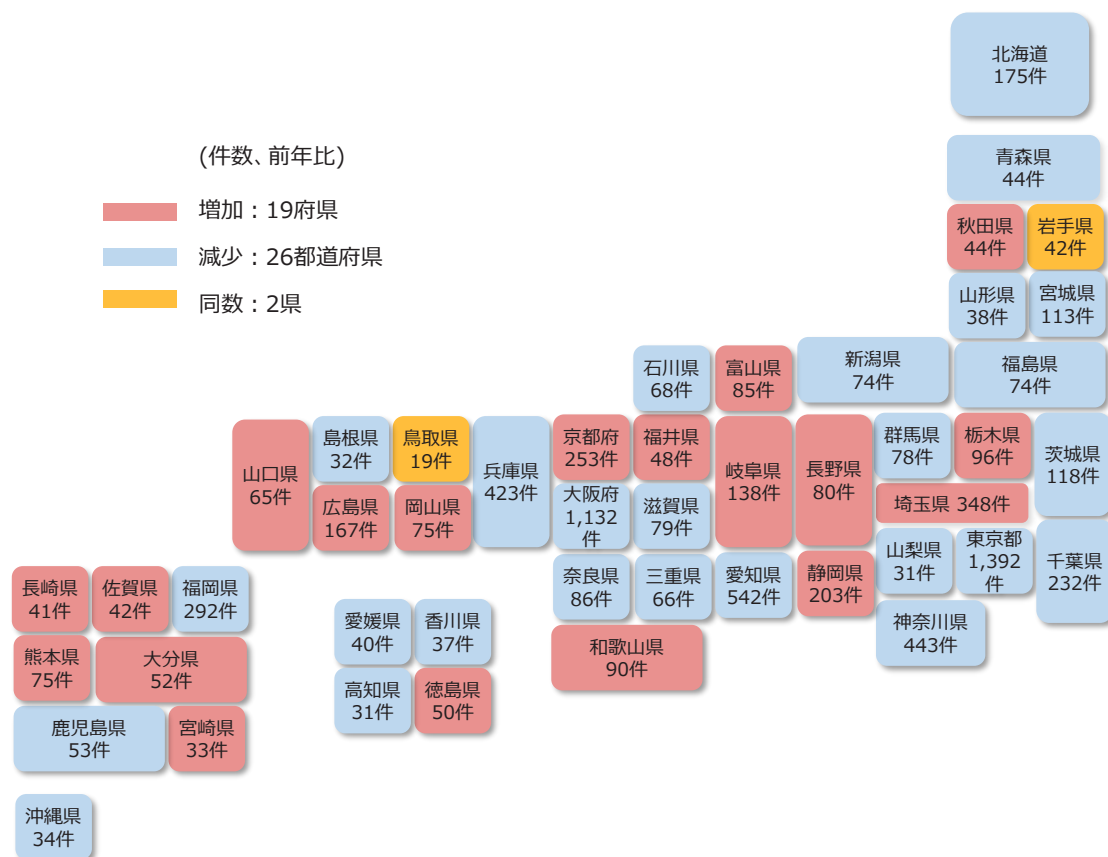
(注)1.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

2.「その他」には、電気・ガス・熱供給・水道業、物品賃貸業、他のサービス業が含まれる。

第1-1-40図は、都道府県別に2020年の倒産状況を見たものである。これを見ると、2020年の倒産件数は前年と比べて増加が19府県、減少

が26都道府県、同数が2県となっており、都道府県ごとに状況は異なることが見て取れる。

第1-1-40図 都道府県別の倒産状況（2020年）

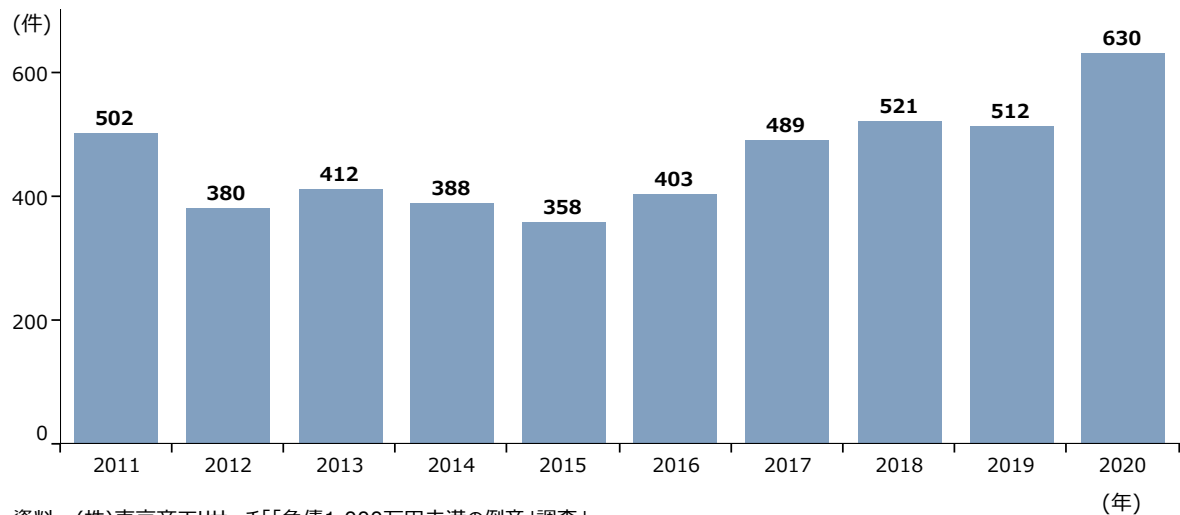


資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

第1-1-41図は、負債総額1,000万円未満の倒産件数⁴の推移を示したものである。これを見ると、2016年以降増加傾向で推移してきた中で、

2020年は前年比23%増となり、これまでの増加ペースを上回って推移したことが分かる。

第1-1-41図 負債総額1,000万円未満の倒産件数の推移

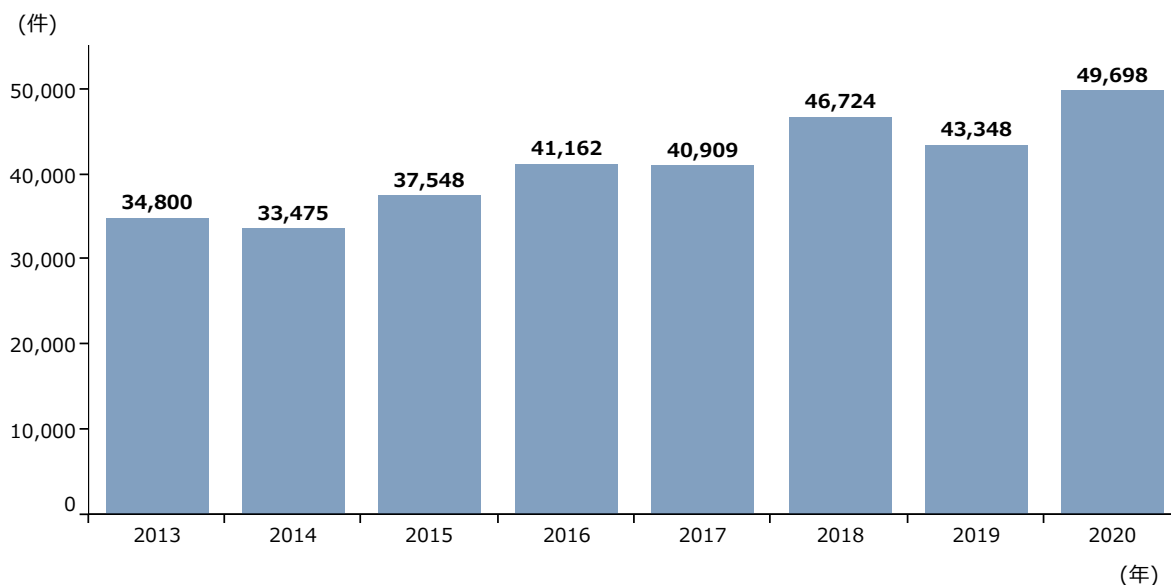


次に、休廃業・解散件数の推移について確認する。(株)東京商工リサーチの「休廃業・解散企業」動向調査によると、2020年の休廃業・解散件数は4万9,698件で、前年比14.6%増となった(第1-1-42図)。また、(株)帝国データバンクの全国企業「休廃業・解散」動向調査による

と、2020年の休廃業・解散件数は5万6,103件で、前年比5.3%減となった(第1-1-43図)。調査ごとに傾向に差異は見られるものの、休廃業・解散の背景には構造的な要因として経営者の高齢化や後継者不足が存在することがいずれの調査においても確認されている。

⁴ (株)東京商工リサーチによる通常の倒産集計は、負債総額1,000万円以上の倒産を集計対象としており、この集計に含まれない負債総額1,000万円未満の倒産を(株)東京商工リサーチにおいて集計したもの。

第1-1-42図 休廃業・解散件数の推移（東京商工リサーチ）

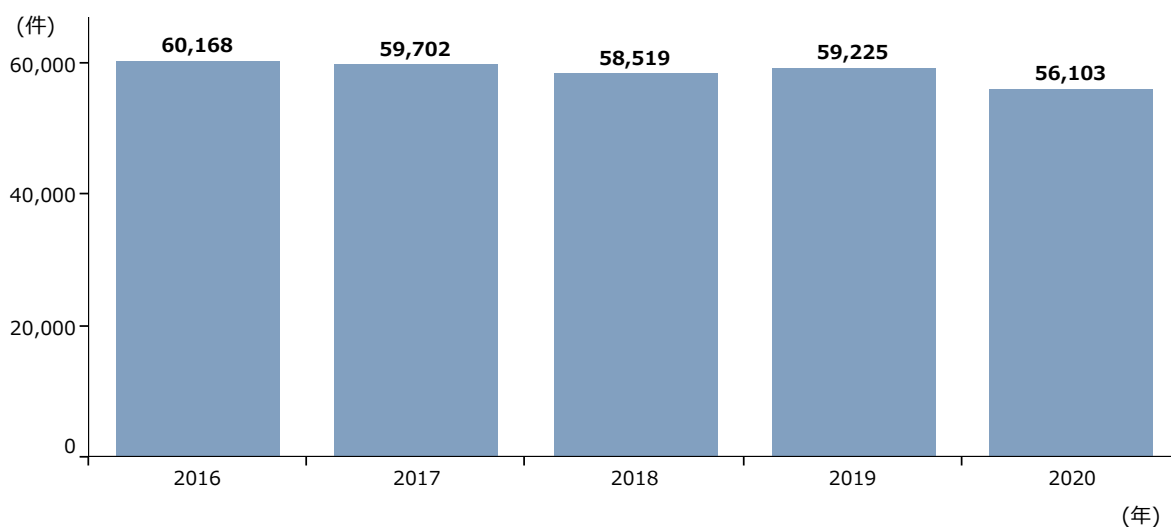


資料：（株）東京商工リサーチ「2020年「休廃業・解散企業」動向調査」

（注）1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。

2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

第1-1-43図 休廃業・解散件数の推移（帝国データバンク）



資料：（株）帝国データバンク「全国企業「休廃業・解散」動向調査（2020年）」

（注）休廃業・解散とは、倒産（法的整理）によるものを除き、特段の手続きを取らずに企業活動が停止した状態の確認（休廃業）、もしくは商業登記等で解散（但し「みなし解散」を除く）を確認した企業の総称。

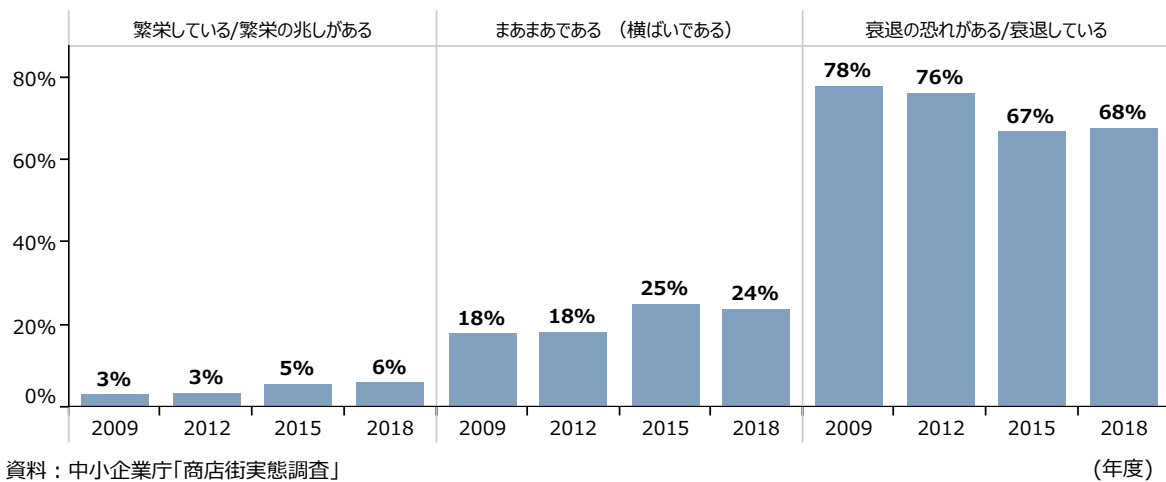
5. 商店街の現状

ここでは、商店街について、現状を見ていく。
まず、商店街の最近の景況について確認すると、
2018年度は「衰退の恐れがある/衰退している」と
回答した割合が68%と最も多くなっているもの
の、2009年度と比べるとその割合は低下して
おり、景況は一定の改善が見られる（第1-1-44

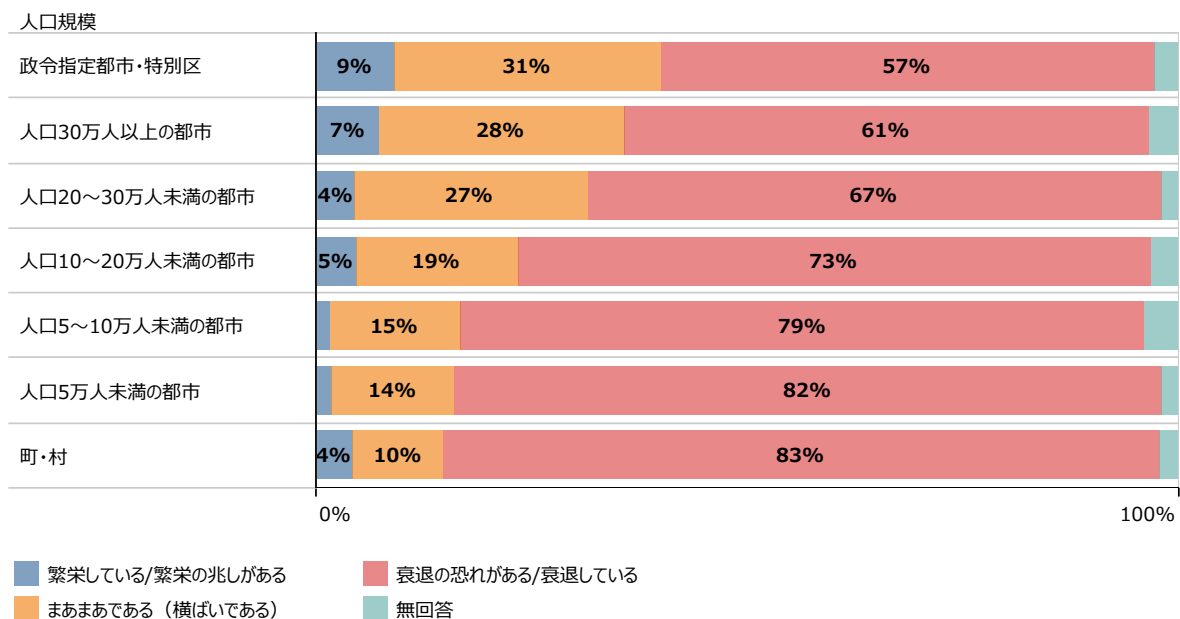
図）。

また、これを立地市区町村の人口規模別に見ると、
人口規模が小さくなるにつれて「衰退の恐れ
がある/衰退している」と回答した割合が高くな
っている（第1-1-45図）。

第1-1-44図 商店街の最近の景況



第1-1-45図 立地市区町村の人口規模別に見た、商店街の最近の景況

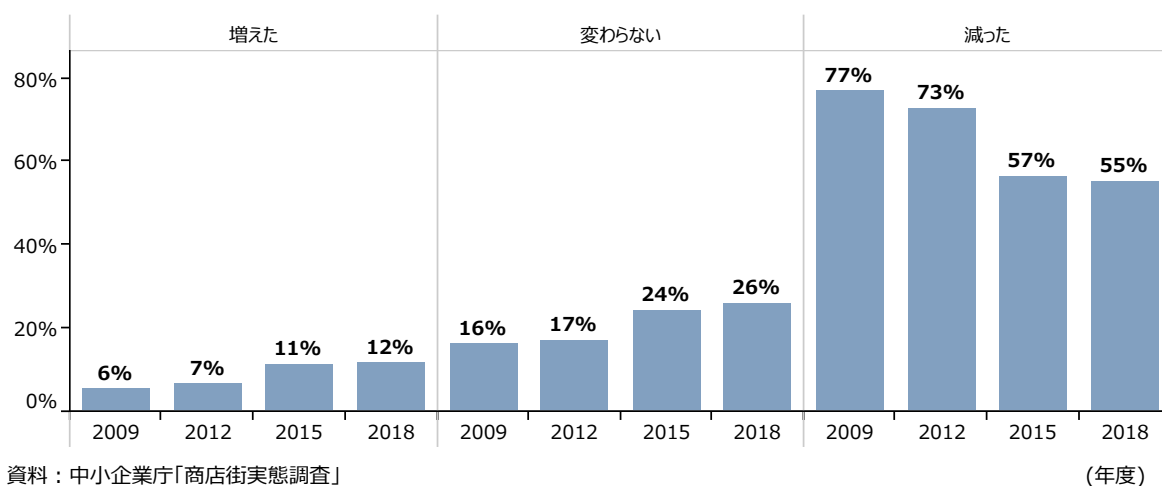


資料：中小企業庁「商店街実態調査」
(注)2018年度について集計したもの。

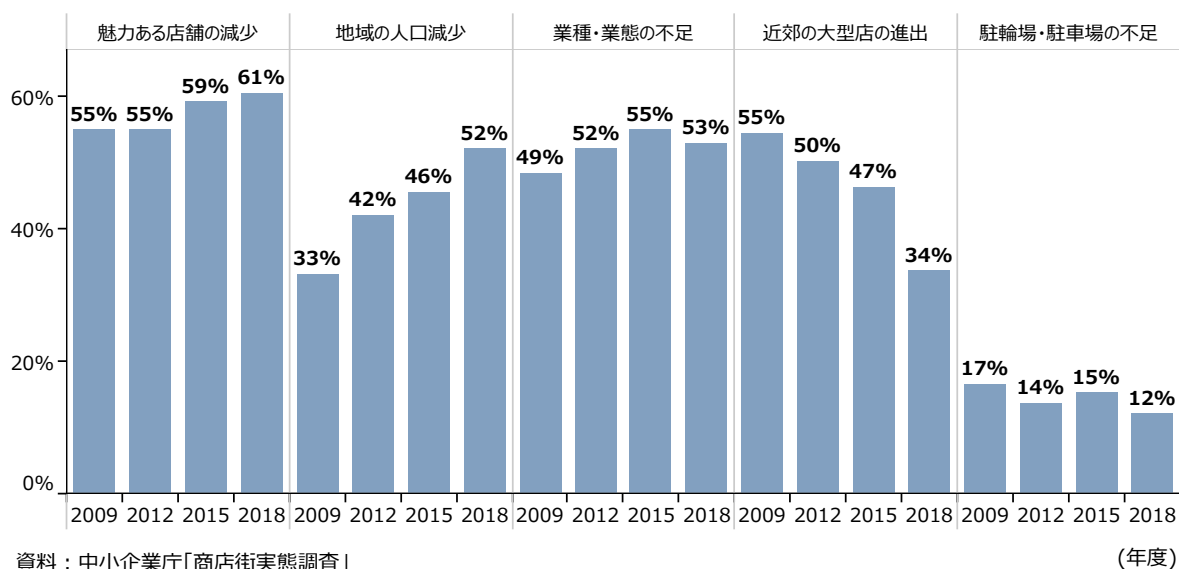
次に、最近3年間の来街者数の変化について推移を見ると、2018年度は「減った」と回答した割合は依然として5割を超えているものの、2009年度以降その割合は改善傾向で推移している（第1-1-46図）。続いて、来街者が減少した要

因について見ると、2018年度は「魅力ある店舗の減少」が最も多くなっている。また、「地域の人口減少」を来街者の減少要因として回答する割合が、2009年度から2018年度にかけて著しく増加していることが見て取れる（第1-1-47図）。

第1-1-46図 最近3年間の商店街への来街者数の変化



第1-1-47図 最近3年間の商店街への来街者数の減少要因（上位五つ）



コラム

1-1-1

地域コミュニティにおける商業機能の担い手である商店街に期待される新たな役割

経済産業省では、地域の商業機能の担い手として中核的な役割を果たしてきた商店街に着目し、商店街が地域コミュニティを支えるために期待される役割や新たな役割を担う商店街の自己変革に対する効果的な支援の在り方について検討するため、「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」を開催し、2020年6月に、地域の既存ハード（商店街等）の利活用最適化に関する中間取りまとめ「地域コミュニティにおける商業機能の担い手である商店街に期待される新たな役割～「商店が集まる街」から「生活を支える街」へ～」を公表した。

本コラムでは、地域コミュニティにおける商店街に対するニーズの変化と商店街に期待される新たな役割とその支援の在り方について紹介する。

近年、交通インフラの脆弱化、高齢者支援（見守り等）の必要性の高まり、働き方改革の制約ともなり得る保育支援機能の不足などの社会課題が指摘される中で、地域の住民やコミュニティのニーズは変化している。こうしたニーズの変化を背景に、商店街の位置付けも「買物の場」から「多世代が共に暮らし、働き、交流する場」へと変化しつつあり、商店街には地域コミュニティの生活支援といった機能・役割が期待されている。

他方、人口減少の進展状況など、地域の実情は様々であるため、それぞれのコミュニティにおいて商店街の置かれた状況に合わせた対応が必要である。

このため、本研究では、商店街について「①（商業機能）単独型」、「②（地域コミュニティ支援機能との複合型）」、「③転換型」に類型化を行い、それぞれの特徴と、課題と対応の方向性について示した（コラム1-1-1①図）。

全国各地の商店街は、これらの分類のうちいずれの類型に該当するのか、客観的に自己診断を行うとともに、商店街としてどのように地域に貢献するのかについての方向性を地域の多様な関係者と共有し、具体的な取組を進めることが重要である。

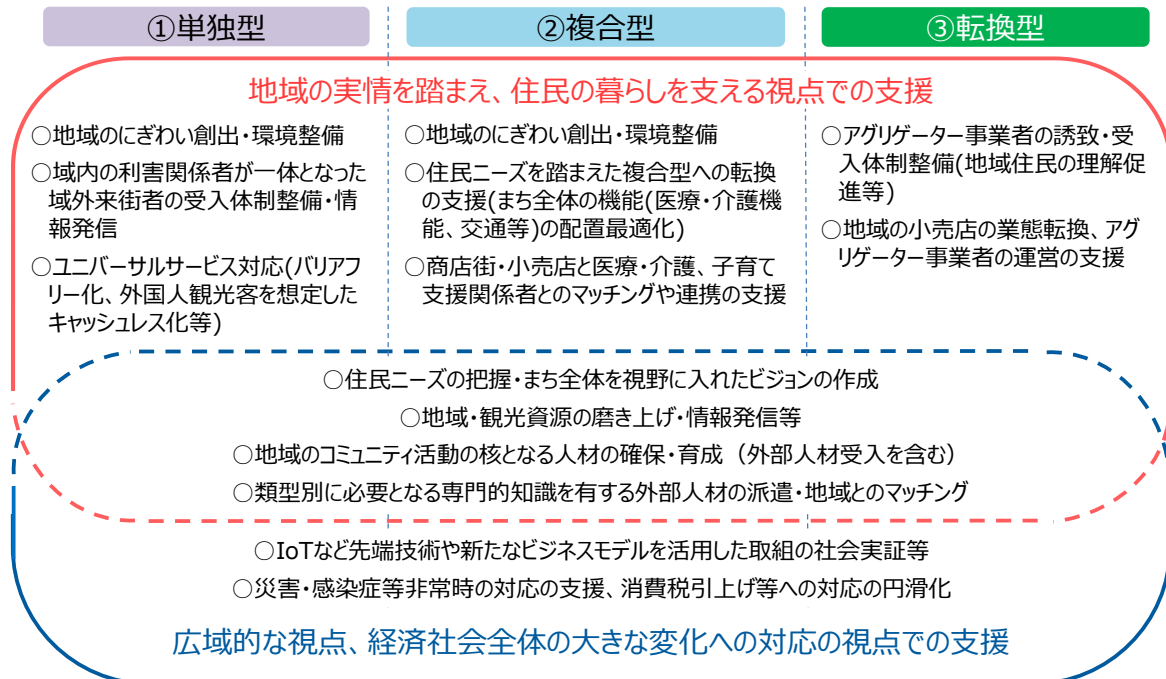
コラム		1-1-1 ①図			商店街類型別の課題と対応の方向性		
特徴	①単独型			②複合型		③転換型	
	・都市部の駅前や著名な観光資源の近くに立地し、商業機能のみで十分な来街が期待できる。			・生活圏の近くに立地し、地域住民のアクセスが容易。		・過疎化が進む地方に立地し、地域住民の減少に伴い、来街が期待できない。	
課題と対応の方向性	・来街者の更なる利便性の向上 ・域外の潜在来街者の受入体制整備・情報発信 ⇒ 利便性向上、域外からの来街者の誘客などにより、多様な商業需要を取り込む対応。			・地域住民が求める多様なニーズの把握 ・商業機能に加え、多様な住民ニーズに対応できるマルチな機能の担い手へと変革 ⇒ 商業需要以外の多様なサービス需要も取り込む対応。		・少ない住民にとって必要な商業機能を維持するための域外の事業者(アグリゲーター)との広域的な連携 ⇒ 個々の小売業者が連携先事業者を通じて住民に買物の機会を提供する対応。	

また、新たな役割に応えるため、自己変革をする商店街への今後の支援の在り方として、「地域の実情を踏まえ、住民の暮らしを支える視点」と、「広域的な視点、経済社会全体の大きな変化への対応の視点」の両面から、地方公共団体と国が役割分担しながら、相乗効果を発揮する形で支援していくことが必要であるとの提言がなされている（コラム1-1-1②図）。

コラム

1-1-1 ②図

商店街の置かれた状況に合わせた地方公共団体と国による支援の在り方



※アグリゲーター事業者：例えば、物販機能であれば、広域で需要を集約し、移動販売等により、サービスを提供するような事業者を指す。

こうした提言を踏まえて経済産業省では、令和3年度予算事業として「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」を新たに立ち上げた。この事業では、商業機能の提供やコミュニティの中心として地域の持続的発展に欠くことのできない中小事業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行い、地域の持続的発展を促進することとしている。

第3節 雇用の動向

感染症は企業の事業活動に大きな影響をもたらした。企業で雇用される労働者にも様々な影響が生じている。本節では、感染症流行による雇用環境

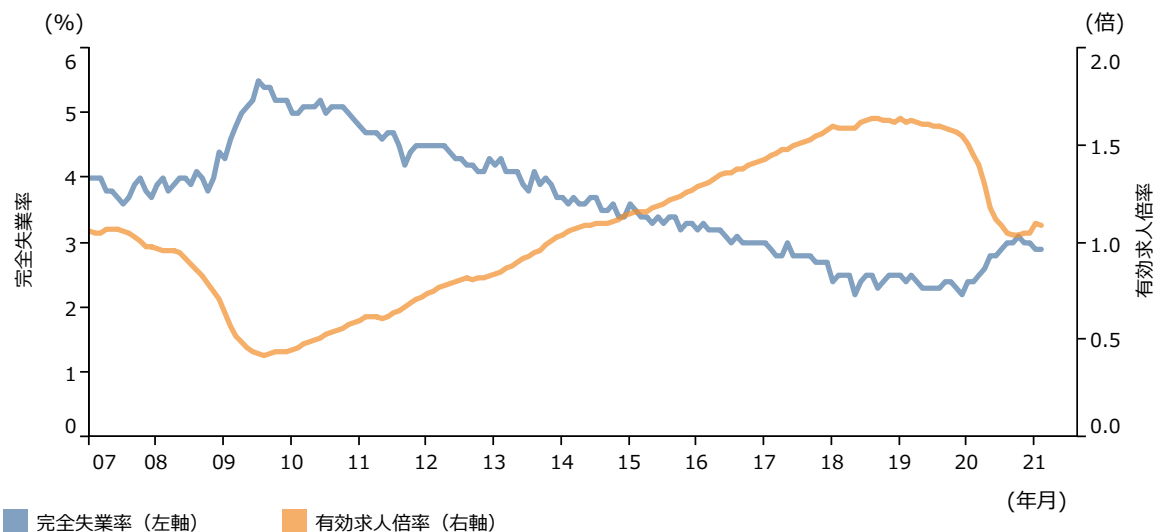
への影響を概観するとともに、中小企業における雇用状況について見ていく。

1. 我が国の雇用環境

始めに、雇用情勢を示す代表的な指標として、完全失業率と有効求人倍率の推移について確認する（第1-1-48図）。完全失業率は、2009年中頃をピークに長期的に低下傾向で推移してきたが、2020年に入ると上昇傾向に転じた。足元では完

全失業率が低下傾向に転じる動きが見られる。また、有効求人倍率も2020年に入り、大きく低下したが、足元では上昇傾向に転じる動きが見られる。

第1-1-48図 完全失業率・有効求人倍率の推移

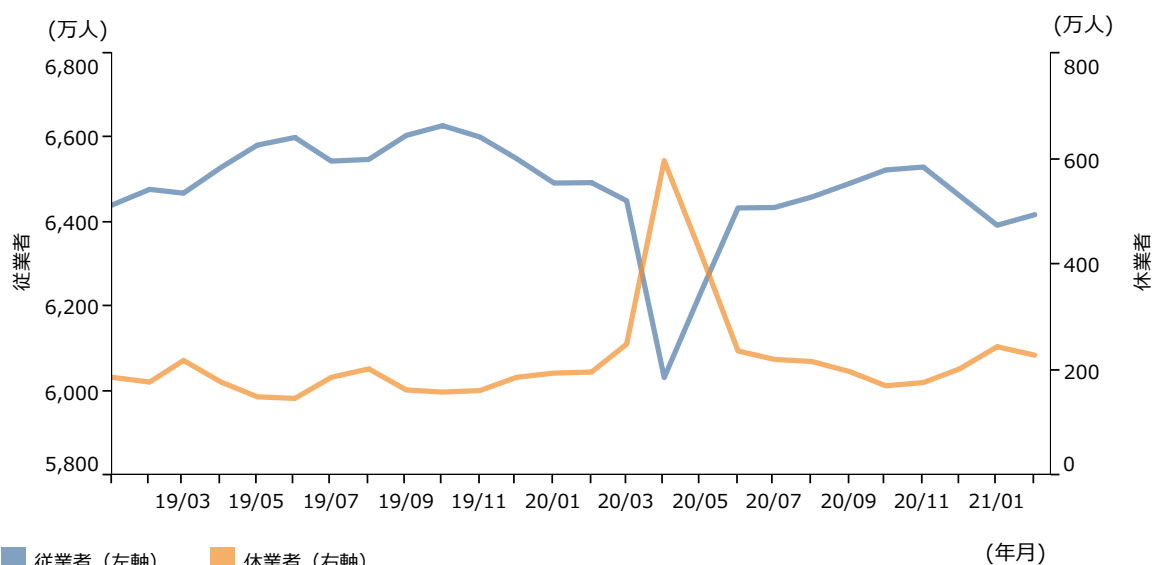


資料：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
(注)季節調整値。

続いて、従業者と休業者の動きについて確認する（第1-1-49図）。感染症の拡大を受けて全国に緊急事態宣言が発出された2020年4月に、休業者数が大幅な増加となり、それに伴い従業者数は減少した。その後、休業者数の減少とともに、従業者数も感染症流行以前の水準に接近しており、

休業者の多くは失業に至らず、一時的な休業を経て、従業者に戻っている状況が見て取れる。2020年11月以降は感染症の影響により、休業者数は緩やかな増加傾向となったが、足元では再び減少に転じる動きが見られる。

第1-1-49図 従業者・休業者の推移



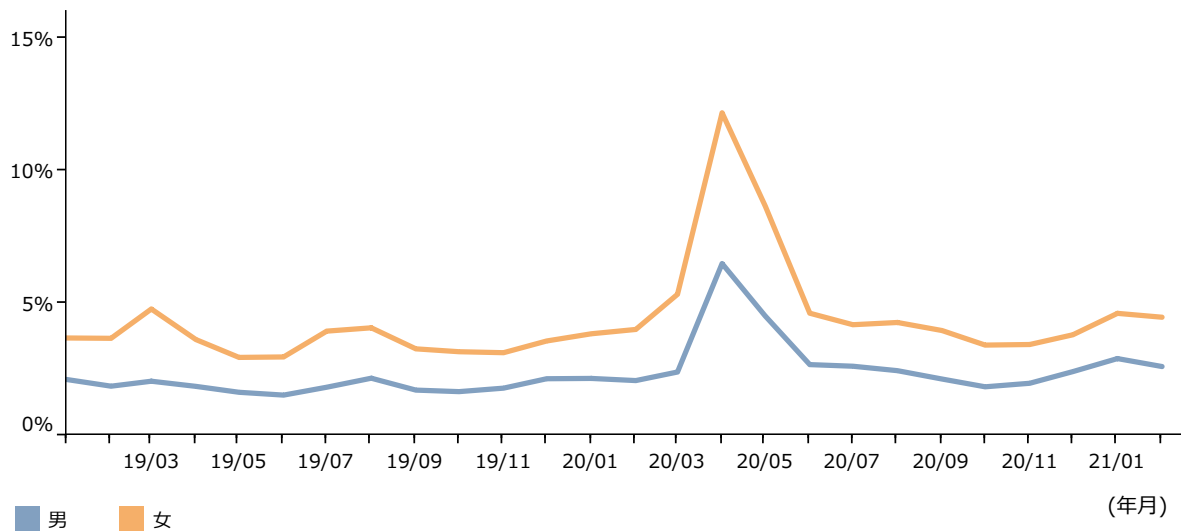
資料：総務省「労働力調査」

この休業者について、男女別に休業者比率の推移を見ると、2020年4月の休業者比率の上昇幅は男性と比べて女性の方が大きかったことが分かる。その後は、男女共に休業者比率は感染症流行以前の水準まで戻ったが、11月以降は緩やかな上昇傾向にある（第1-1-50図）。

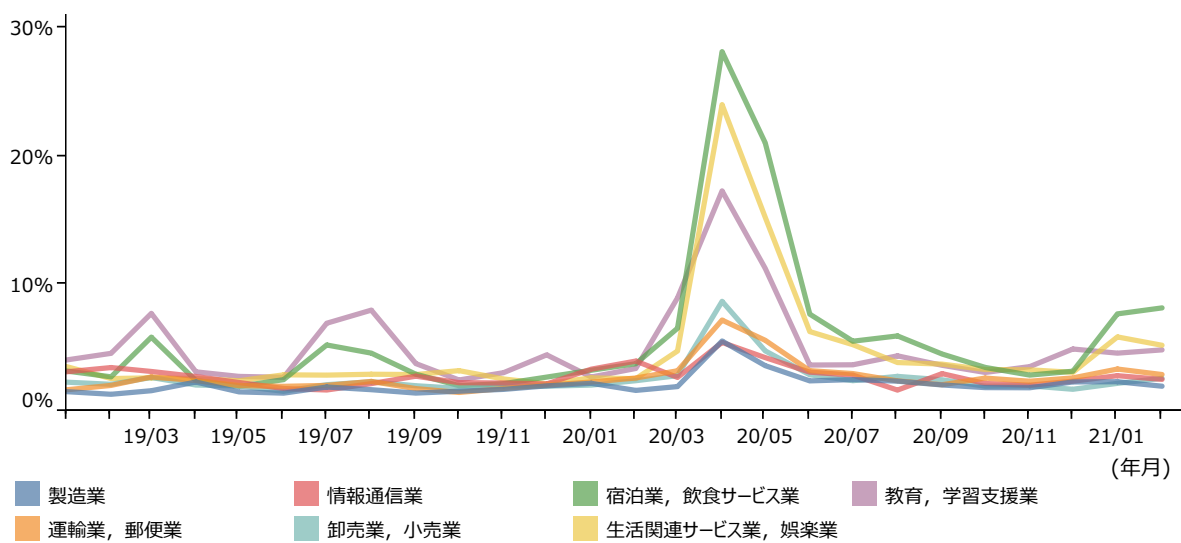
また、業種別に休業者比率を見たものが第1-1-51図である。これを見ると、「宿泊業、飲食

サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」において、2020年4月に休業者比率が大きく上昇したことが分かる。5月以降は、いずれの業種でも低下傾向となり、感染症流行以前の水準に戻っていたが、足元では「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」において休業者比率は再び上昇傾向で推移している。

第1-1-50図 男女別の休業者比率の推移



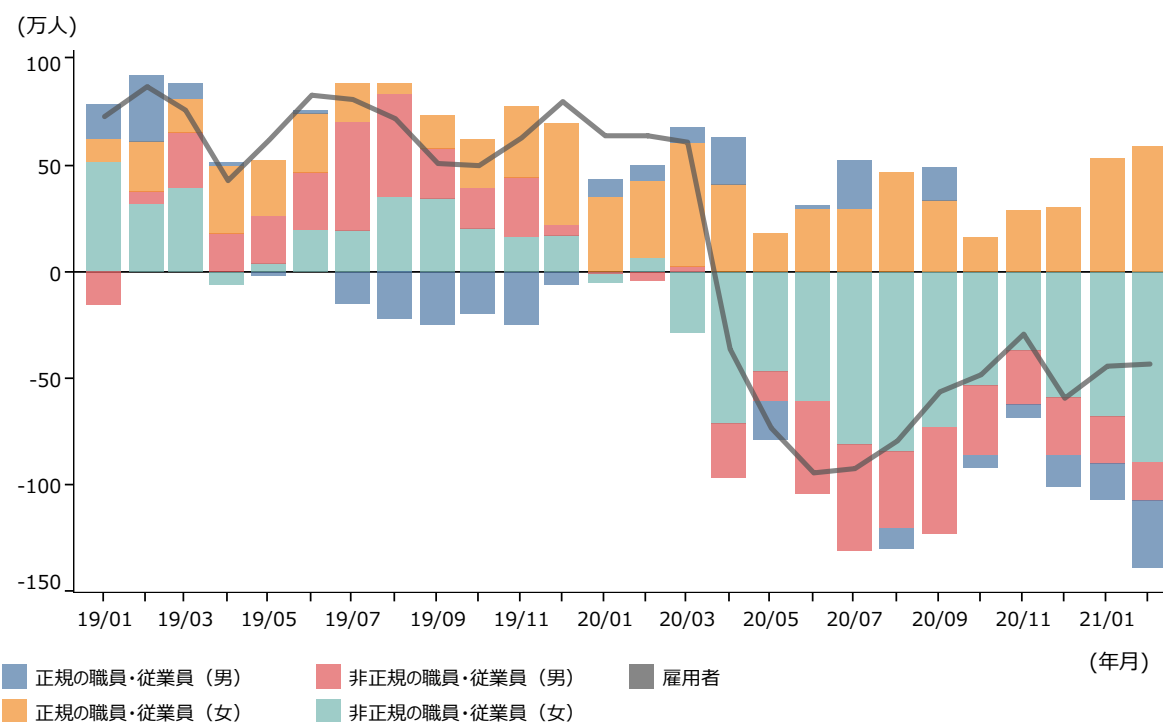
第1-1-51図 業種別の休業者比率の推移



次に、雇用者数の動きを確認する。第1-1-52図は、男女別に正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数について、前年同月差の推移を見たものである。これを見ると、2020年は正規の

職員・従業員数がおおむね前年を上回って推移する一方で、非正規の職員・従業員数は前年を大幅に下回る状況が続いていることが分かる。

第1-1-52図 性別・雇用形態別に見た、雇用者数の前年同月差の推移



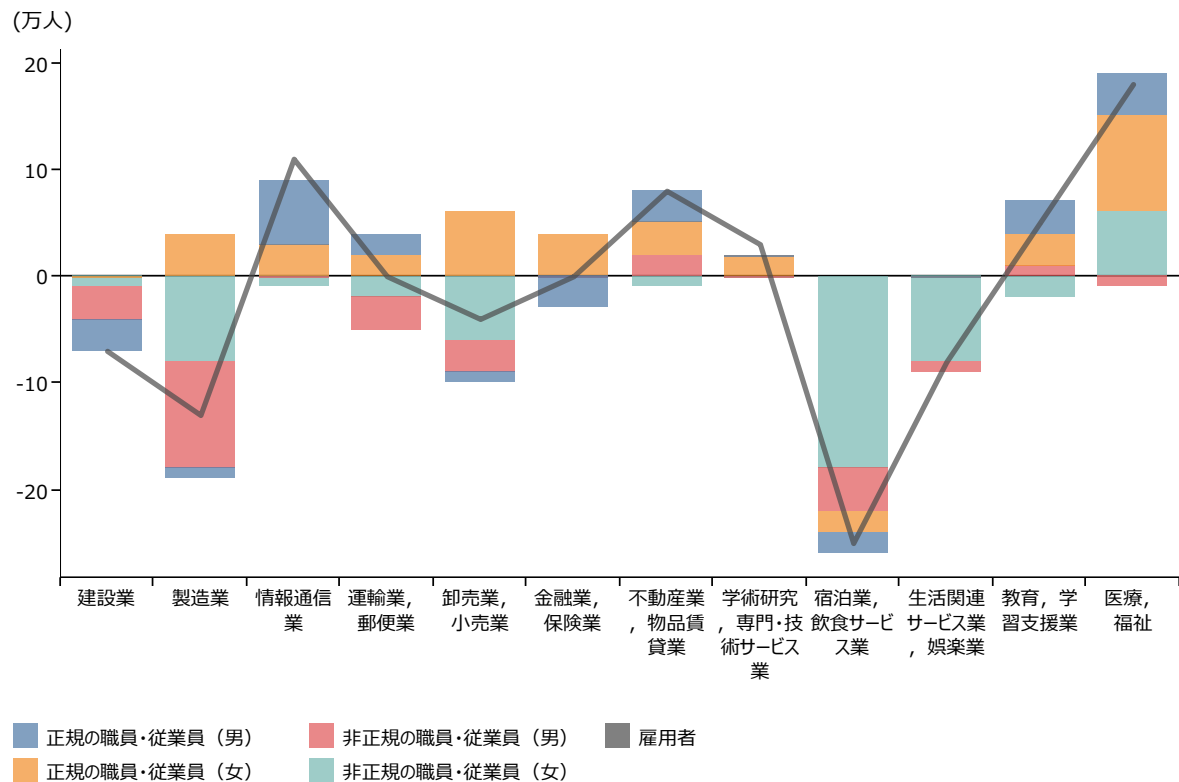
資料：総務省「労働力調査」

(注)雇用者には役員も含まれるため、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の値を合計しても、雇用者の値とは一致しない。

第1-1-53図は、2020年の雇用者数について業種別に前年差の状況を見たものである。これを見ると、「宿泊業，飲食サービス業」では正規の職員・従業員数、非正規の職員・従業員数が共に、

前年より減少している。また、全体を通して非正規の職員・従業員数の減少が相対的に目立っている。

第1-1-53図 業種別に見た、性別・雇用形態別の雇用者数の前年差



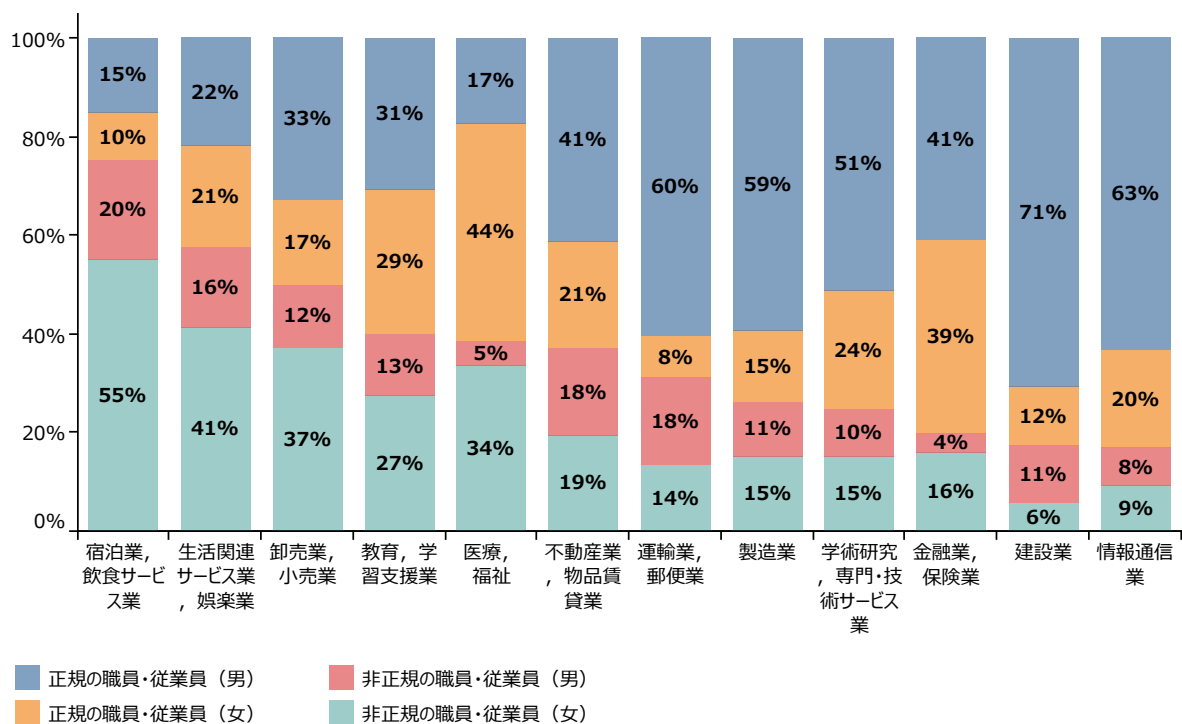
資料：総務省「労働力調査」

(注)1.雇用者には役員も含まれるため、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の値を合計しても、雇用者の値とは一致しない。
2.グラフは、2020年と2019年の差について示している。

なお、第1-1-54図は業種別に雇用者の構成比を示したものである。これを見ると、「宿泊業、飲食サービス業」や「生活関連サービス業、娯楽

業」は、非正規の職員・従業員の占める割合が相対的に高い業種であることが分かる。

第1-1-54図 業種別に見た、性別・雇用形態別の雇用者の割合（2020年平均）



資料：総務省「労働力調査」

(注)ここでは雇用者から役員を除いた正規の職員・従業員及び非正規の職員・従業員の合計を100%としている。

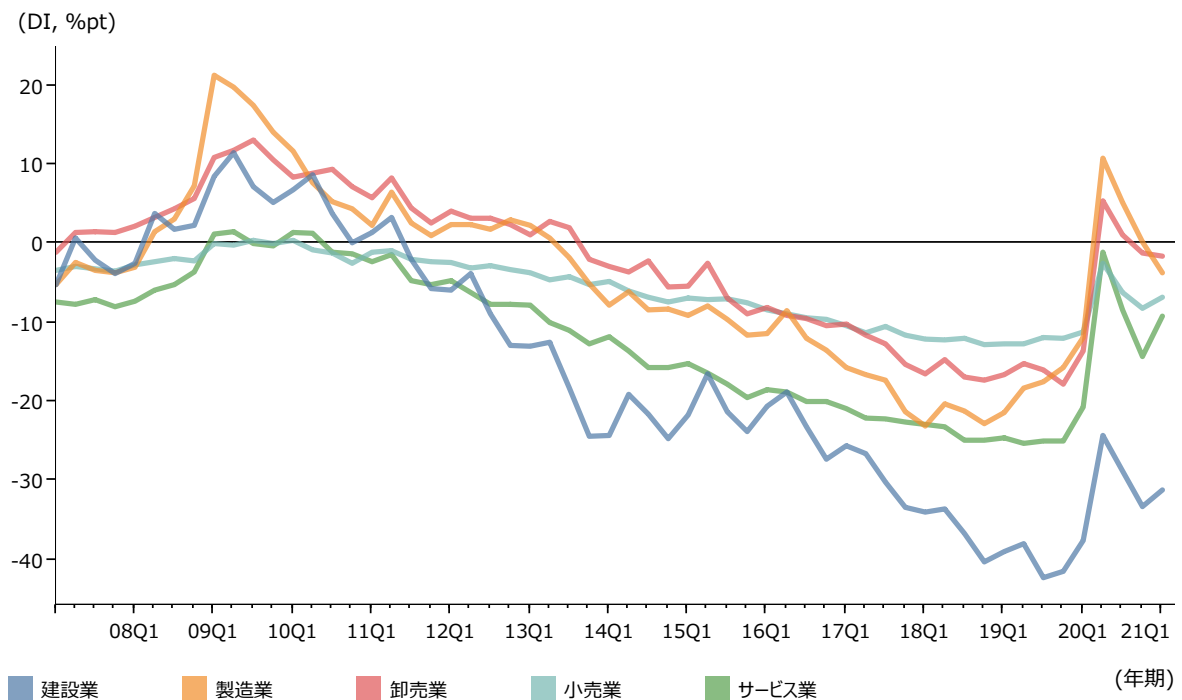
2. 中小企業の雇用状況

ここからは、中小企業の雇用をめぐる状況について見ていく。

第1-1-55図は、景況調査を用いて、業種別に従業員の過不足状況を見たものである。2013年第4四半期に全ての業種で従業員数過不足DIがマイナスになり、その後は人手不足感が強まる傾向で推移してきた。2020年に入ると、この傾向が一転して、第2四半期には急速に不足感が弱まった結果、製造業と卸売業では従業員数過不足DIがプラスとなった。足元では、いずれの業種でも従業員数過不足DIはマイナスで推移している。

向で推移してきた。2020年に入ると、この傾向が一転して、第2四半期には急速に不足感が弱まった結果、製造業と卸売業では従業員数過不足DIがプラスとなった。足元では、いずれの業種でも従業員数過不足DIはマイナスで推移している。

第1-1-55図 業種別従業員数過不足DIの推移



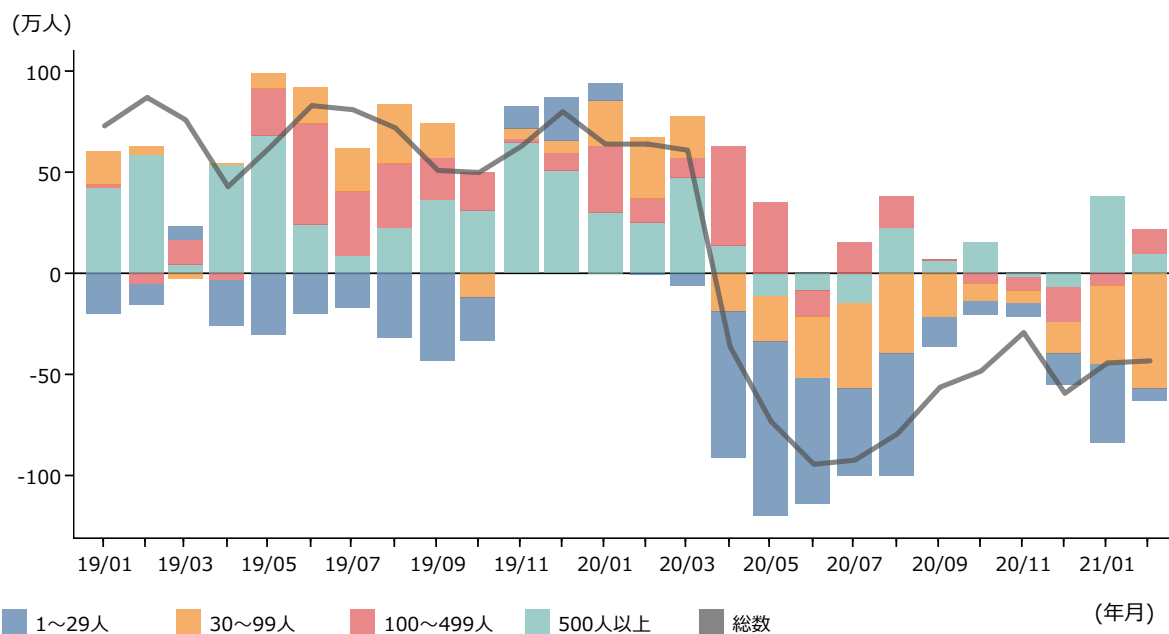
資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)従業員数過不足数DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

第1-1-56図は、従業員規模別に雇用者数の前年同月差の推移を見たものである。これを見ると、2020年4月以降に、従業員規模が「1～29

人」、「30～99人」の企業において、雇用者数が前年より大きく減少している状況が見て取れる。

第1-1-56図 従業員規模別雇用者数の前年同月差の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注)総数には「官公」を含むため、それぞれの従業員規模の値を合計しても、総数の値とは一致しない。

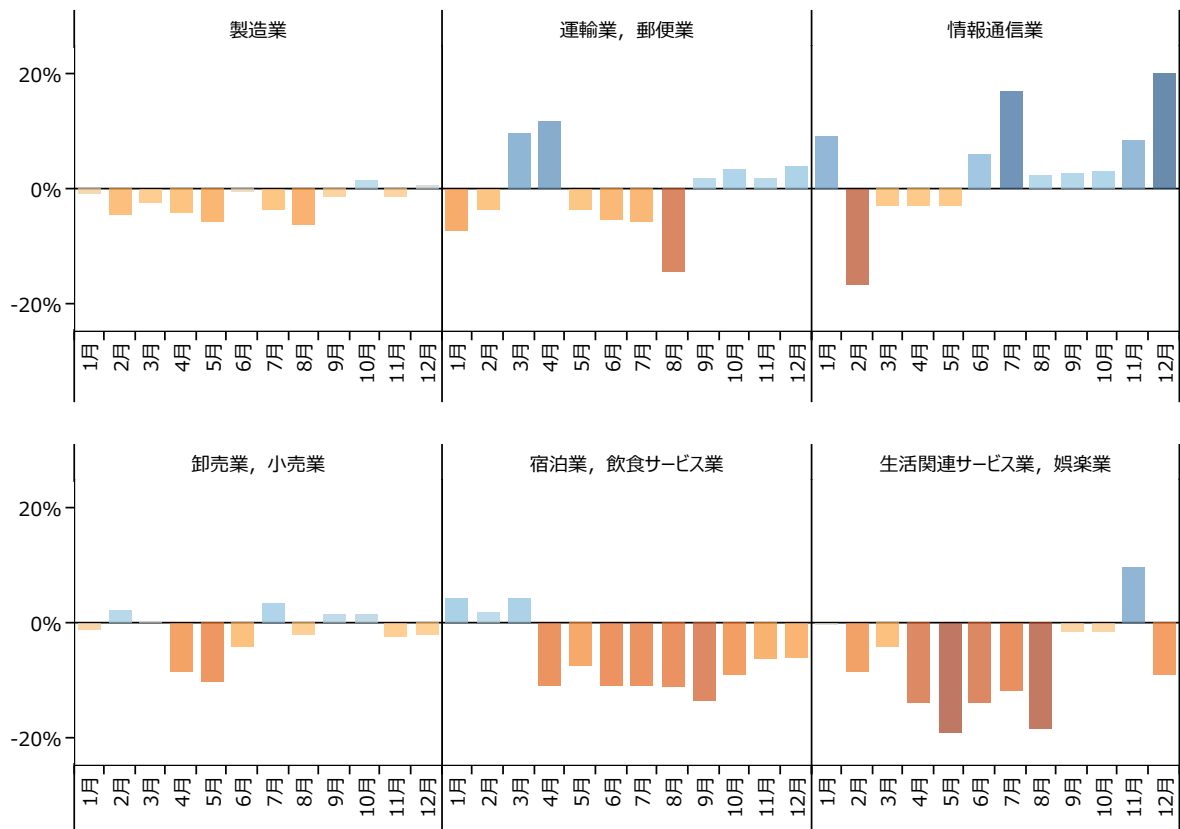
この従業者規模が「1～29人」、「30～99人」の企業について、業種別に2020年における雇用者数の前年同月比の推移を見たものが、第1-1-57図及び第1-1-58図である。

従業者規模が「1～29人」の区分では、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯

楽業」において、前年同月比で大きく減少して推移していることが分かる。一方で、「情報通信業」では6月以降は前年を上回って推移している。

従業者規模が「30～99人」の区分では、「宿泊業、飲食サービス業」において、前年同月比で大きく減少している状況が見て取れる。

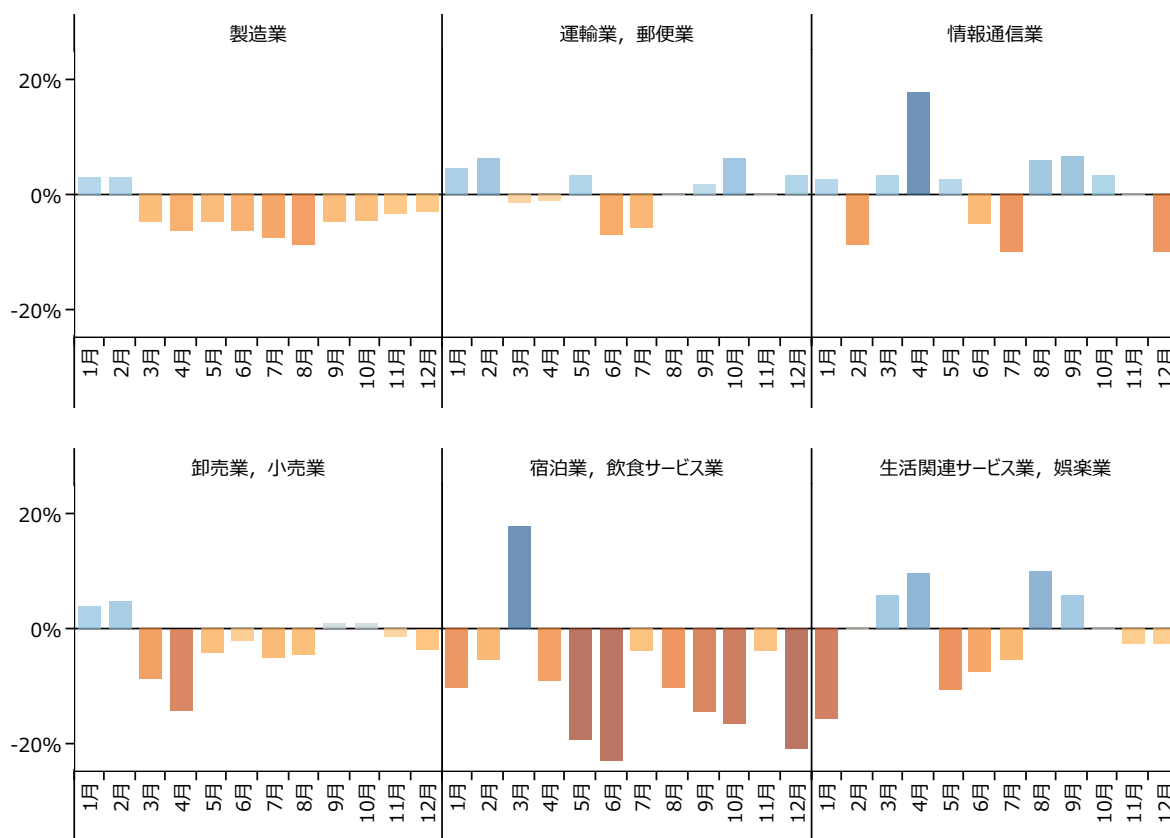
第1-1-57図 業種別に見た、雇用者数の前年同月比の推移（従業者規模1～29人）



資料：総務省「労働力調査」

(注)グラフは、2020年の各月の前年同月比を示している。

第1-1-58図 業種別に見た、雇用者数の前年同月比の推移（従業者規模30～99人）



資料：総務省「労働力調査」

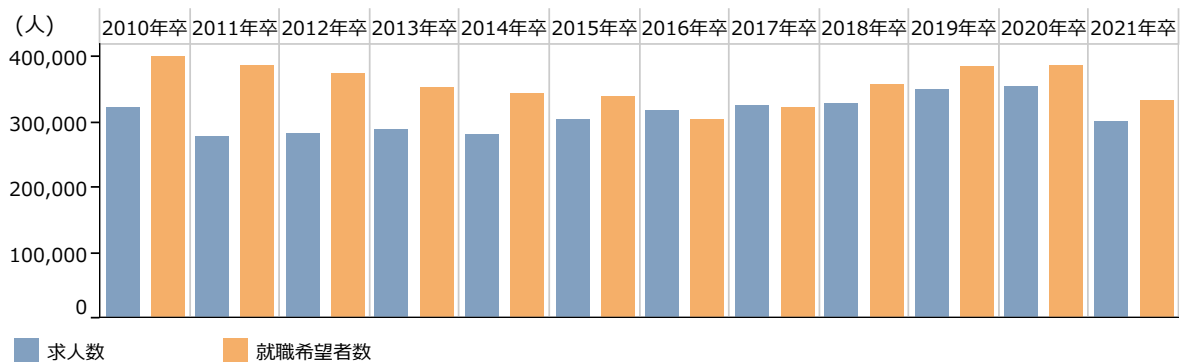
(注)グラフは、2020年の各月の前年同月比を示している。

続いて、企業の人材確保の状況について見ていく。第1-1-59図及び第1-1-60図は、従業者規模別に見た大卒予定者の求人数及び就職希望者数の推移である。まず、従業者数300人以上の企業では、就職希望者数が減少したものの、求人数も減少したため、2021年卒においても求人倍率は1倍を下回る状態が続いた。従業者数299人以

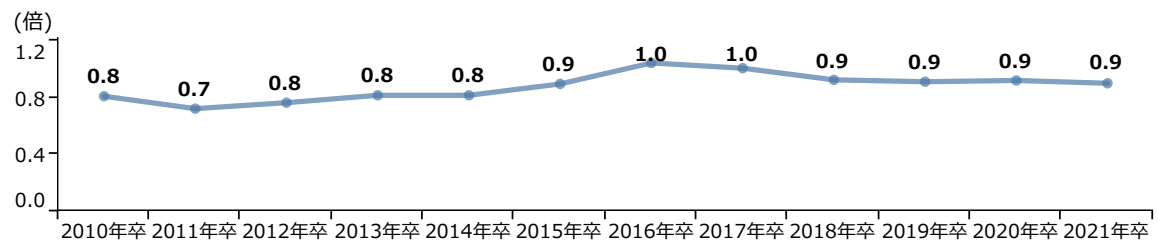
下の企業では、求人数が減少した一方で、就職希望者数が大幅に増加したことによって、求人倍率は2020年卒の8.6倍から2021年卒の3.4倍に大きく低下した。依然として、求人数が就職希望者数を上回る状態は続いているものの、人手不足の課題を抱える中小企業にとっては、大卒の人材を確保しやすい状況に移りつつあると考えられる。

第1-1-59図 従業員数300人以上の企業における大卒予定者求人数・就職希望者数の推移

① 求人数・就職希望者数



② 求人倍率の推移

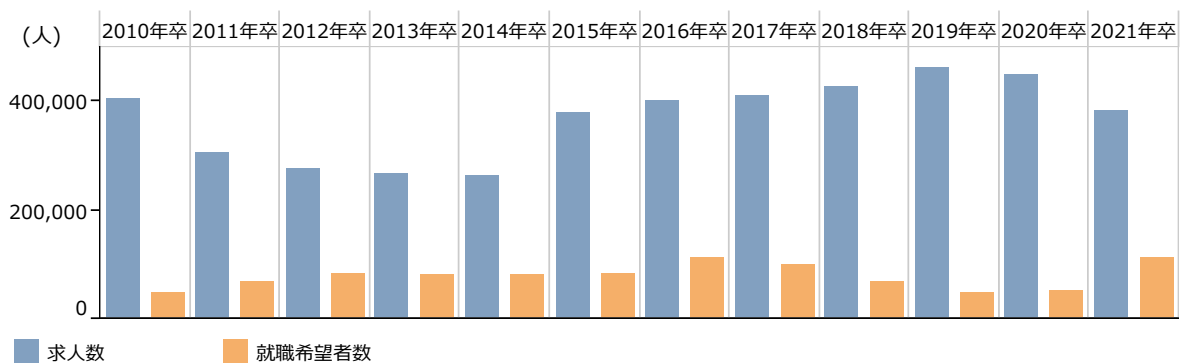


資料：リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

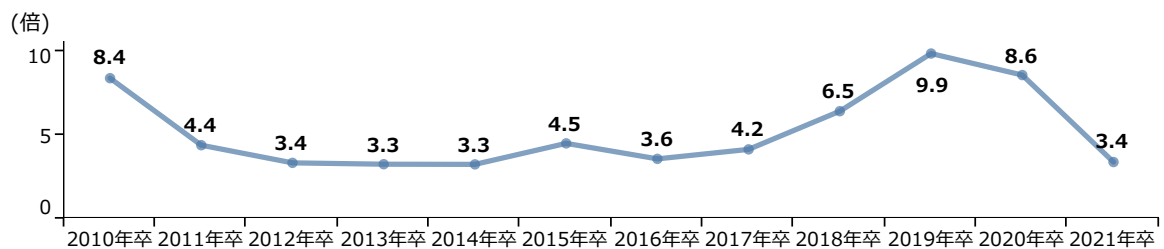
(注) 求人倍率=求人数/就職希望者数

第1-1-60図 従業員数299人以下の企業における大卒予定者求人数・就職希望者数の推移

① 求人数・就職希望者数



② 求人倍率の推移



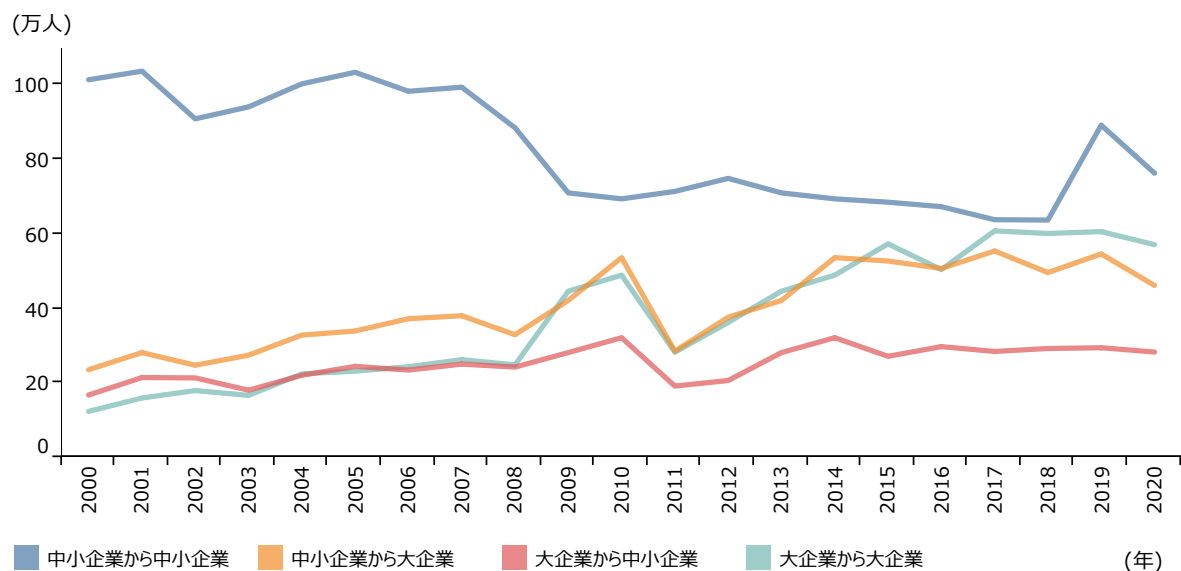
資料：リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

(注) 求人倍率=求人数/就職希望者数

第1-1-61図は、各年上半期の転職者数の推移について、前職と現職をそれぞれ中小企業と大企業に分けて示したものである。これを見ると、

2020年上半期はいずれも前年より転職者数が減少していることが分かる。

第1-1-61図 転職者の規模間移動の状況



資料：厚生労働省「雇用動向調査」より作成

(注)1.ここでは、従業員数が5～299人の企業を中小企業、300人以上を大企業とする。

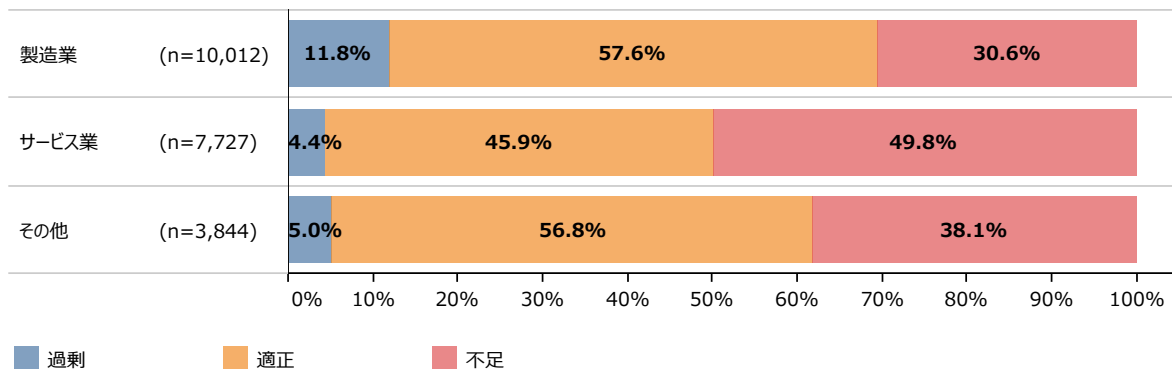
2.グラフの数字は、いずれの年も上半期（1月～6月）のもの。

ここからは、取引条件改善状況調査⁵の結果を用いて、中小企業の雇用状況について見ていく。

第1-1-62図は、業種別に人員の過不足状況を確認したものである。これを見ると、「サービス業」において人員が「不足」と回答した企業が約

5割と、相対的に多くなっている。「製造業」では人員が「不足」している企業が3割程度存在する一方で、「過剰」となっている企業も1割程度存在している。

第1-1-62図 業種別に見た、人員の過不足状況

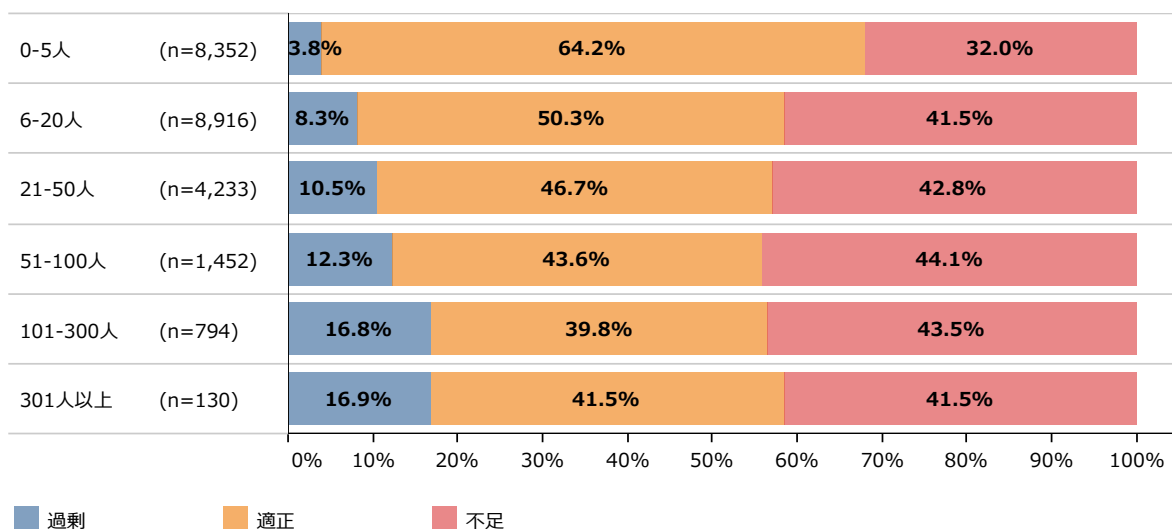


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

また、人員の過不足状況を従業員規模別に見たものが第1-1-63図である。これを見ると、従業員規模が大きい企業ほど、人員が「不足」してい

る企業の割合及び「過剰」となっている企業の割合が共に高くなる傾向があり、人員を適正な水準に維持することが難しい状況が見て取れる。

第1-1-63図 従業員規模別に見た、人員の過不足状況



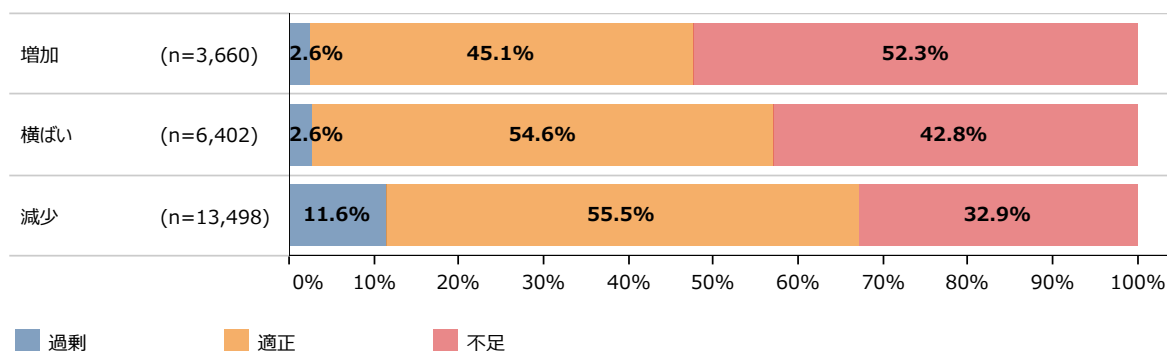
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

⁵ アンケートの詳細については、本章の脚注2、3を参照されたい。

第1-1-64図は、直近1年間の売上高の動向別に、人員の過不足状況を見たものである。これを見ると、直近1年間の売上高が「増加」した企業

で、人員が「不足」と回答した企業の割合が高く、業績が拡大基調にある企業ほど人手不足の状況にあることが分かる。

第1-1-64図 直近1年間の売上高の動向別に見た、人員の過不足状況



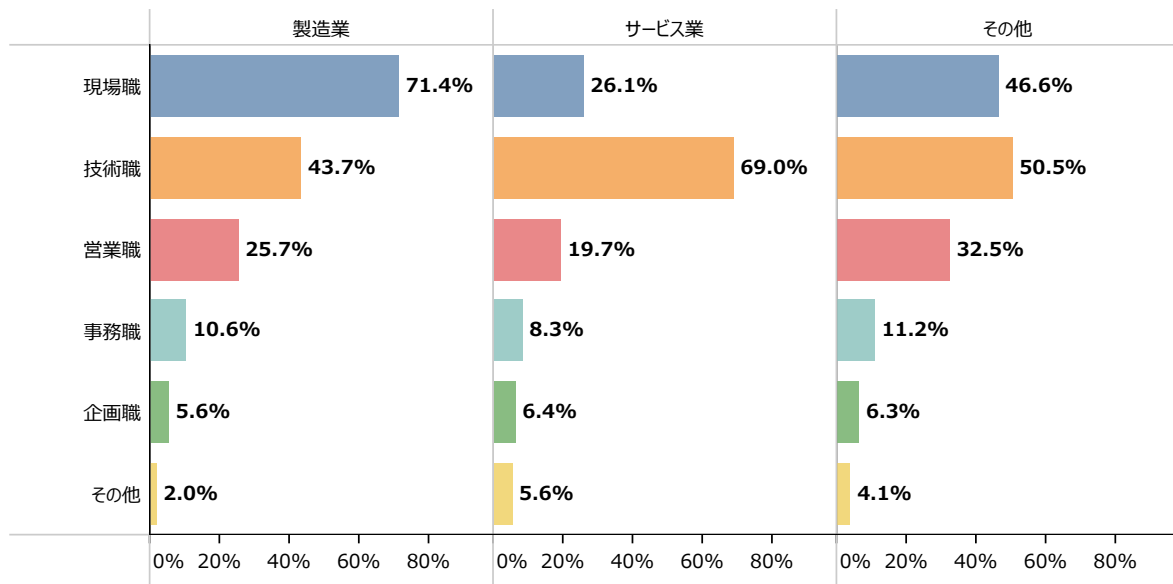
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-65図は、業種別に人員が不足している職種の状況を見たものである。これを見ると、「製造業」では「現場職」と回答した企業の割合が7割程度となっており、工場や店舗などでの働き手が特に不足していることが分かる。また、

「サービス業」では「技術職（設計、システムエンジニア、デザイナー、運転手などの専門職）」が不足しているとする企業が7割程度と最も高くなっている。

第1-1-65図 業種別に見た、人員が不足している職種の状況



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 人員の過不足状況に関する質問で、「不足」と回答した企業に対して聞いたもの。

3. 「現場職」は工場、店舗などの人員、「技術職」は設計、システムエンジニア、デザイナー、運転手などの専門職を指す。

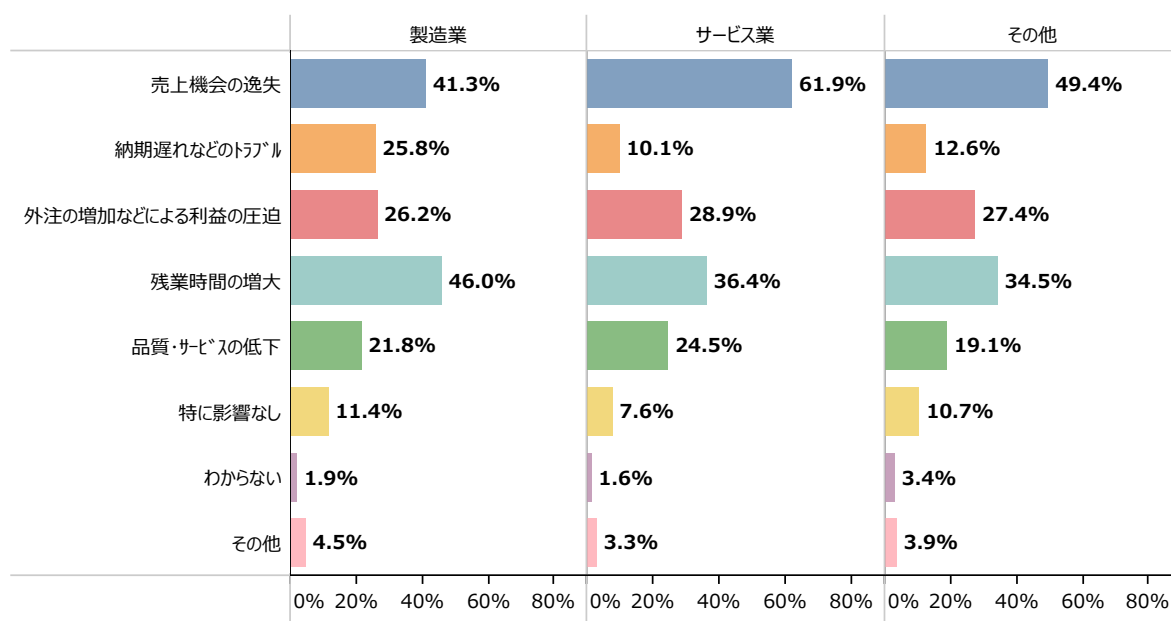
4. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

5. 各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=3,038、サービス業：n=3,809、その他：n=1,449。

第1-1-66図は、業種別に人員不足による影響を確認したものである。これを見ると、「サービス業」、「その他」において、「売上機会の逸失」と回答した企業の割合が最も高くなっている。

「製造業」においては、「残業時間の増大」と回答する企業の割合が最も高く、「納期遅れなどのトラブル」と回答した企業の割合も相対的に高い。

第1-1-66図 業種別に見た、人員不足による影響



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 人員の過不足状況に関する質問で、「不足」と回答した企業に回答を求めている。

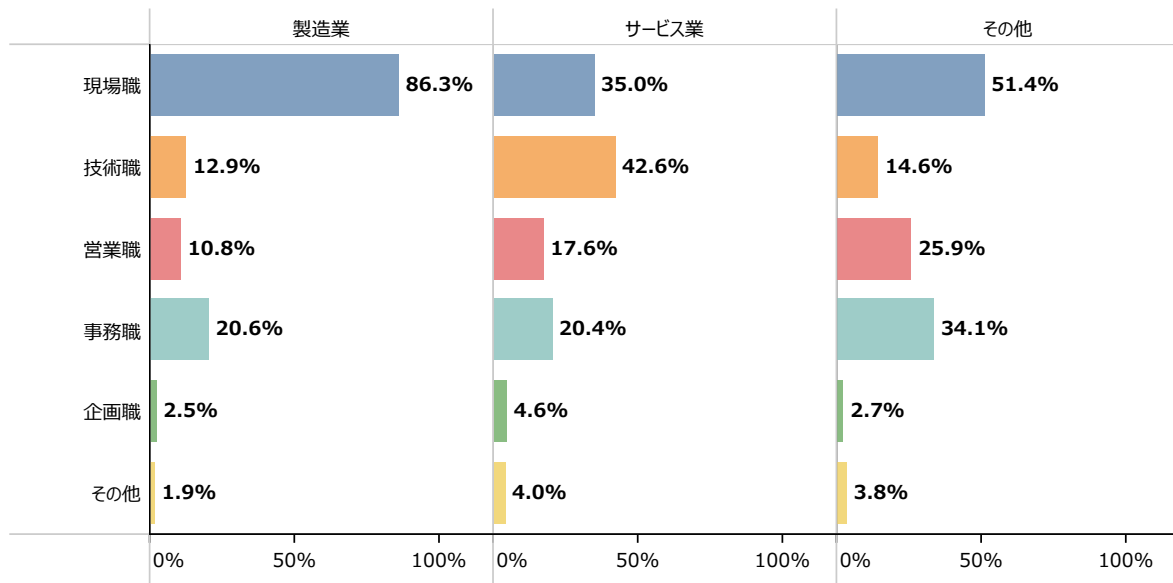
3. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

4. 各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=3,028、サービス業：n=3,786、その他：n=1,426。

続いて、業種別に人員過剰となっている職種の状況について見たものが第1-1-67図である。これを見ると、「製造業」では「現場職」が過剰で

あると回答する企業の割合が8割以上となっている。また、「サービス業」では「技術職」が過剰と回答する企業の割合が相対的に高い。

第1-1-67図 業種別に見た、人員が過剰となっている職種の状況



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.人員の過不足状況に関する質問で、「過剰」と回答した企業に対して聞いたもの。

3.「現場職」は工場、店舗などの人員、「技術職」は設計、システムエンジニア、デザイナー、運転手などの専門職を指す。

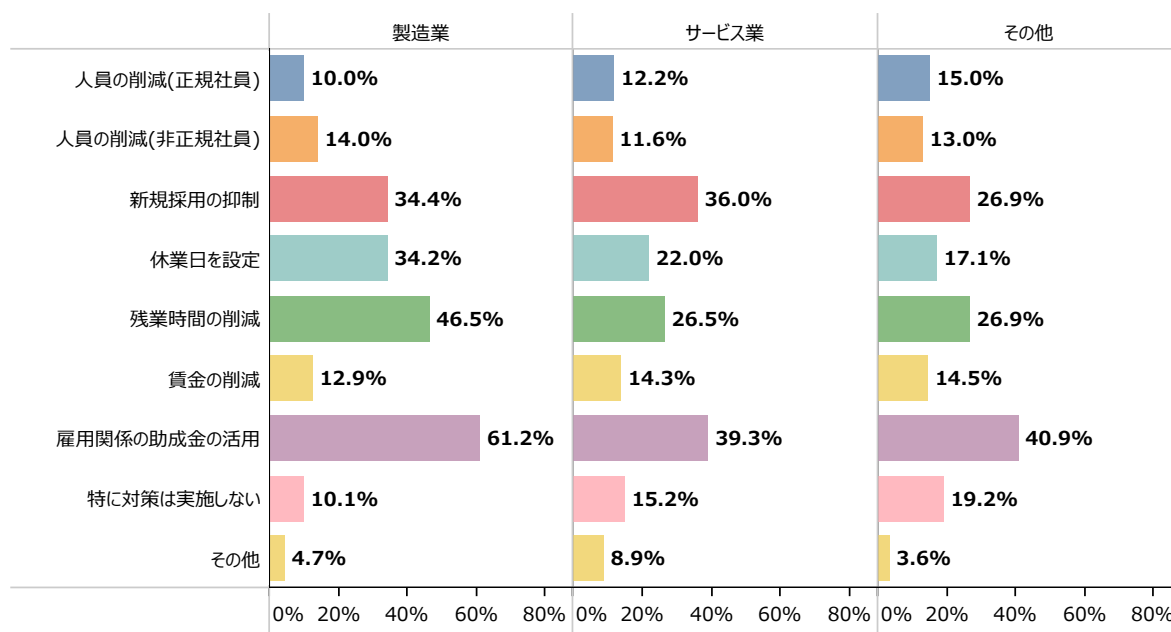
4.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

5.各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=1,167、サービス業：n=329、その他：n=185。

第1-1-68図は、業種別に人員過剰への対応方法について確認したものである。これを見ると、いずれの業種においても「雇用関係の助成金の活用」と回答する企業の割合が最も高くなっている。また、「新規採用の抑制」、「休業日を設定」、

「残業時間の削減」と回答する企業の割合が相対的に高い一方で、「人員の削減」と回答した企業は1割程度にとどまっており、人員過剰の中でも雇用を維持しようとする企業が多いことが分かる。

第1-1-68図 業種別に見た、人員過剰への対応方法



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.人員の過不足状況に関する質問で、「過剰」と回答した企業に対して聞いたもの。

3.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

4.各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=1,182、サービス業：n=336、その他：n=193。

コラム

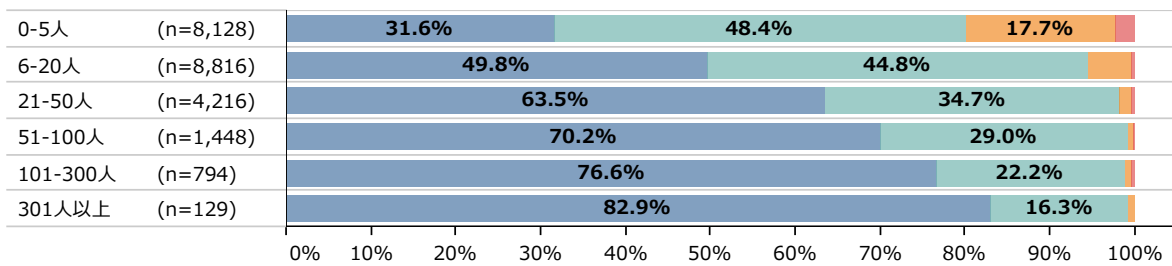
1-1-2 働き方改革への対応状況

2018年7月に公布された働き方改革関連法について、中小企業においては、2019年4月から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」、2020年4月から「時間外労働の上限規制」、2021年4月から「同一労働同一賃金」が適用されている。ここでは、中小企業の働き方改革に対する取組状況について確認していく。

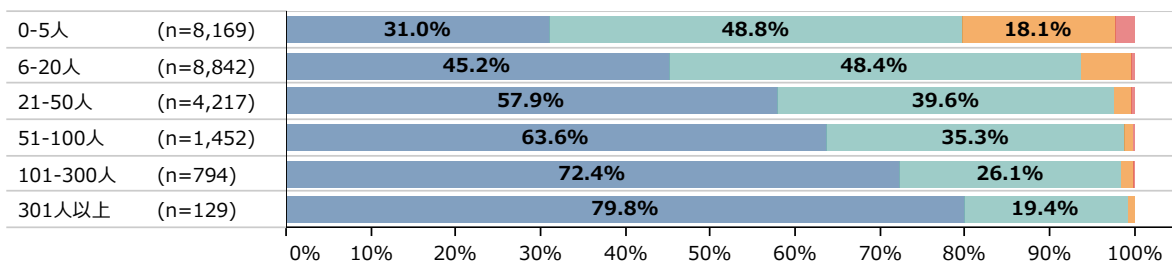
コラム1-1-2①図は、従業員規模別に見た、働き方改革関連法における内容別の理解度を示したものである。これを見ると、働き方改革については総じて一定程度の理解が得られていることが分かる。従業員規模別に理解度を見ると、従業員規模が小さい企業ほど「十分に理解している」、「概ね理解している」と回答する企業の割合が低下していく傾向にある。

コラム 1-1-2①図 従業員規模別に見た、働き方改革関連法における内容別の理解度

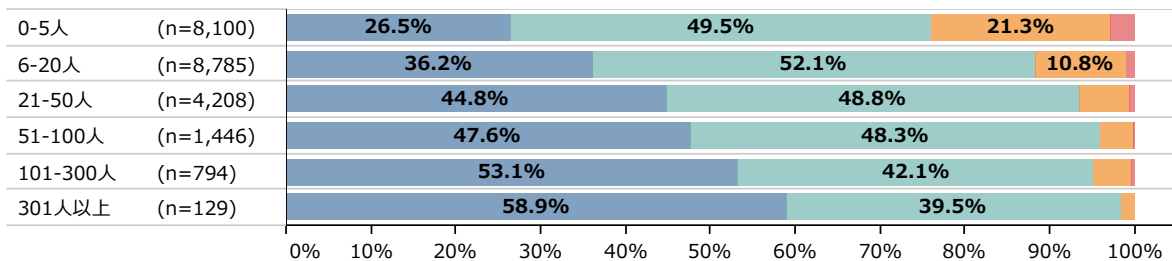
年次有給休暇の確実な取得



時間外労働の上限規制



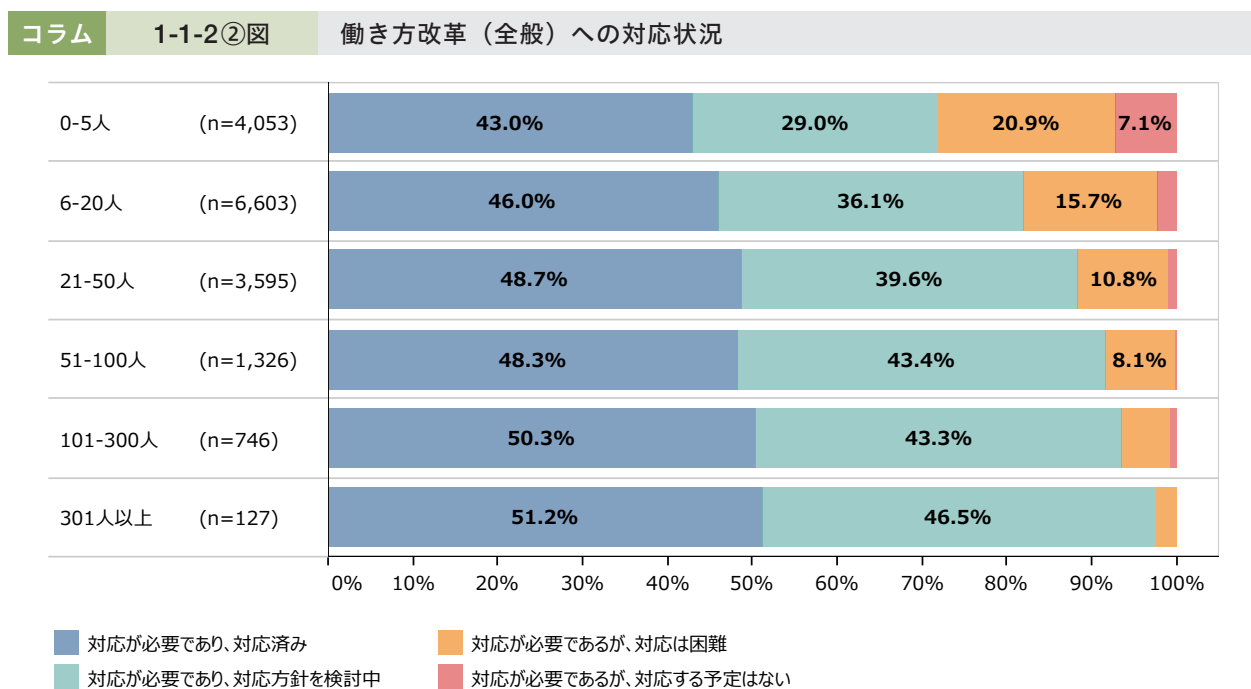
同一労働・同一賃金の実施



■ 十分に理解している
 ■ 概ね理解している
 ■ あまり理解していない
 ■ 全く理解していない

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
 (注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

コラム1-1-2②図は、従業員規模別に、働き方改革全般への対応状況について確認したものである。これを見ると、いずれの規模においても「対応済み」と回答した企業の割合が4割以上となっている。他方、「対応は困難」と回答した企業の割合は、従業員規模が小さいほど高くなる傾向にある。



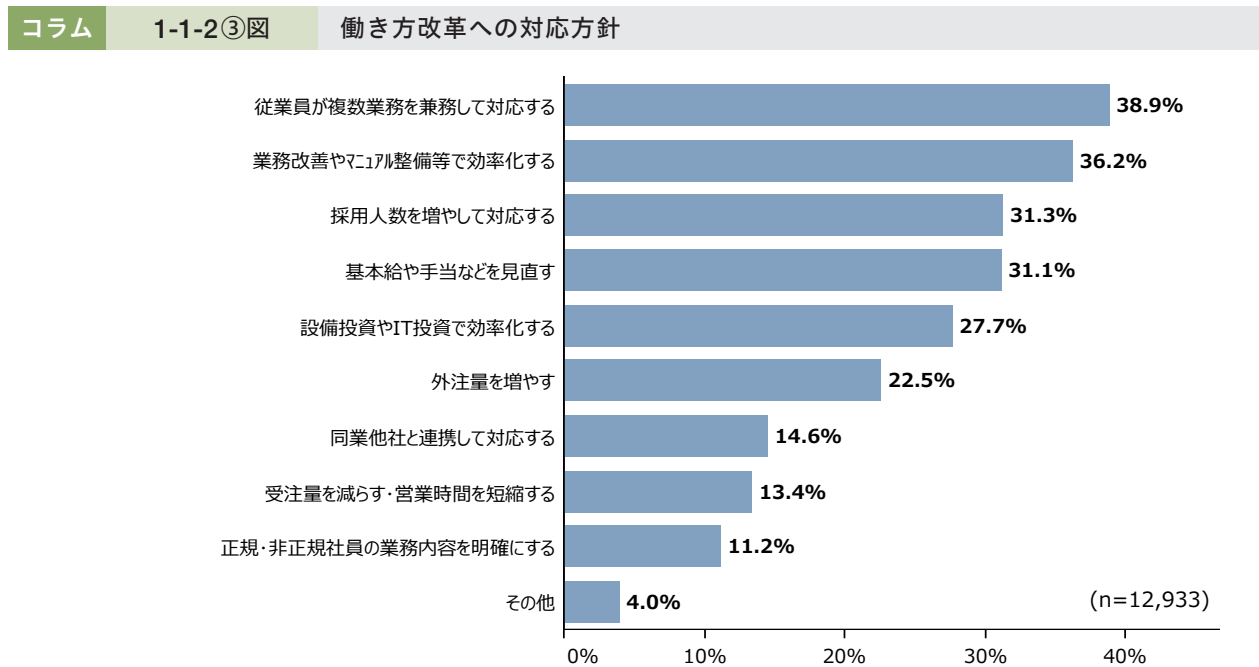
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 働き方改革関連法に対する理解度の質問で、「年次有給休暇の確実な取得」、「時間外労働の上限規制」、「同一労働・同一賃金の実施」のいずれか1つでも「十分に理解している」、「概ね理解している」と回答した企業に対して聞いたもの。

3. 対応状況に関する質問で、「対応の必要はない」、「対応の要否が分からない」と回答した企業を除いて集計している。

コラム1-1-2③図は、働き方改革への具体的な対応方針について見たものである。これを見ると、「従業員が複数業務を兼務して対応する」、「業務改善やマニュアル整備等で効率化する」といった対応方針が多い。また、「採用人数を増やして対応する」と回答した企業も3割程度存在しており、働き方改革を進める上でまず人員を確保することが重要と考えている企業も一定数存在していることが分かる。



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

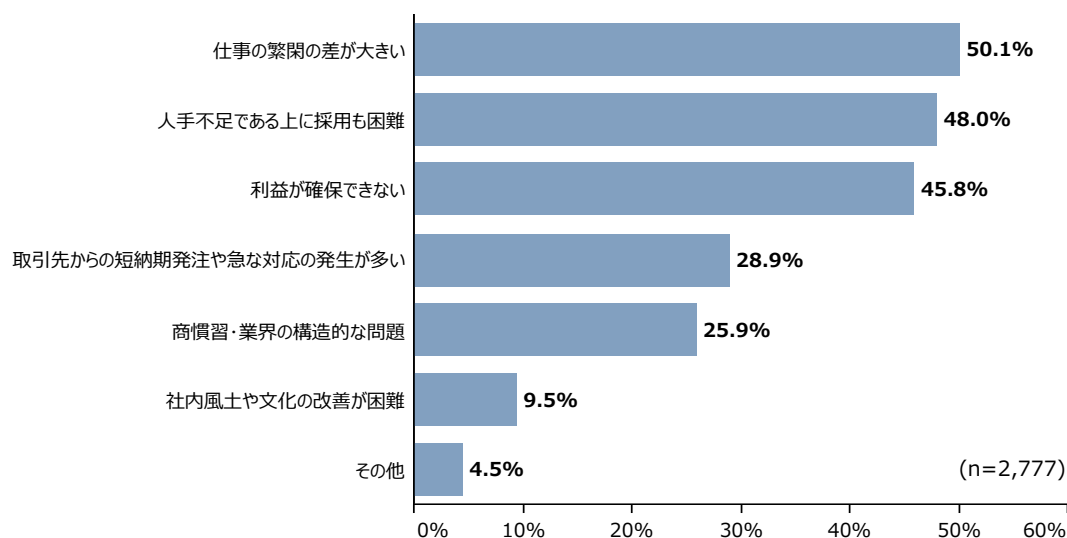
3.働き方改革全般への対応状況に関する質問で、「対応が必要であり、対応済み」、「対応が必要であり、対応方針を検討中」と回答した企業に対して聞いたもの。

コラム1-1-2④図は、働き方改革への対応について「対応が必要であるが、対応は困難」、「対応が必要であるが、対応する予定はない」と回答した企業に対して、その理由を確認したものである。これを見ると、「仕事の繁閑の差が大きい」、「取引先からの短納期発注や急な対応の発生が多い」、「商慣習・業界の構造的な問題」といった取引に起因する要因を挙げる企業が多く存在している。また、人手不足を解消できないため、働き方改革が実行できないとする企業も多数存在していることが分かる。

コラム

1-1-2④図

働き方改革への対応が困難又は対応しない理由



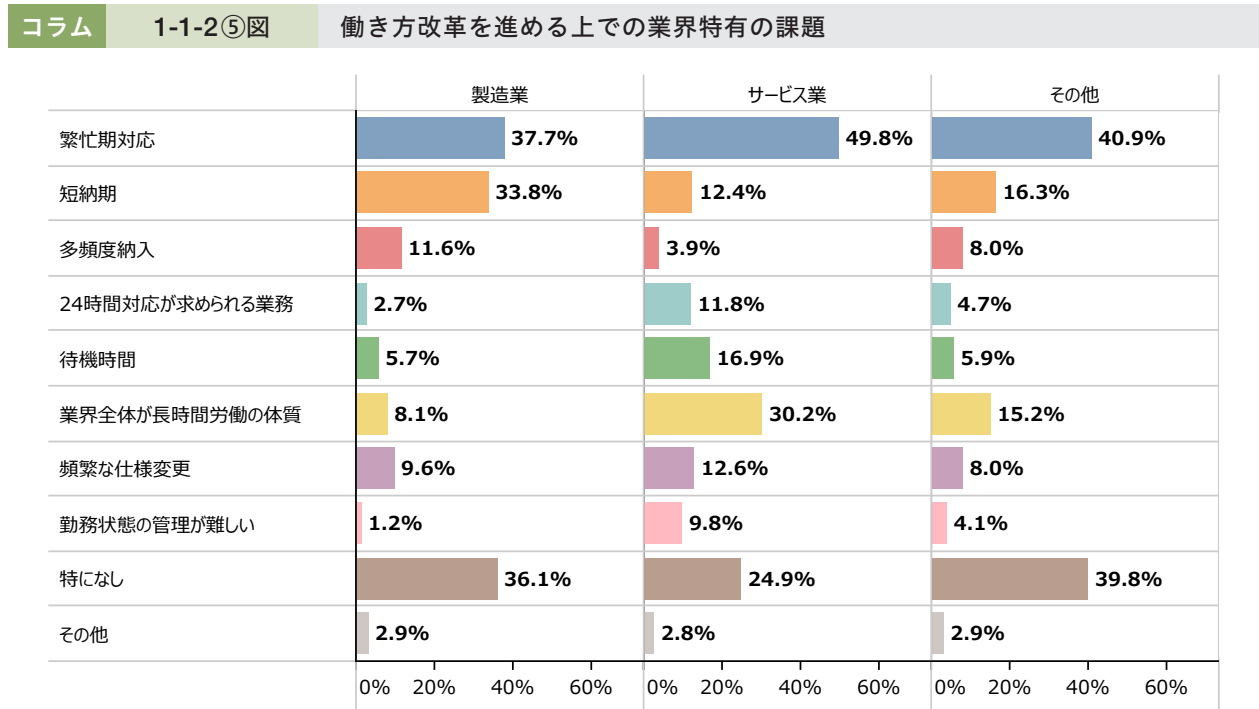
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

3.働き方改革全般への対応状況に関する質問で、「対応が必要であるが、対応は困難」、「対応が必要であるが、対応する予定はない」と回答した企業に対して聞いたもの。

コラム1-1-2⑤図は、働き方改革を進める上での業界特有の課題について業種別に見たものである。これを見ると、いずれの業種でも「繁忙期対応」と回答した企業の割合が最も高い。また、業種別に見ると、「製造業」では「短納期」であること、「サービス業」では「業界全体が長時間労働の体質」であることが、「繁忙期対応」に次ぐ課題となっている。このような課題は各企業による取組のみで解決することは難しく、業界を挙げて働き方改革の取組を進めることも重要であると考えられる。



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

3.各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=9,609、サービス業：n=7,403、その他：n=3,618。

以上、本コラムでは働き方改革に関する理解度や対応状況、働き方改革を進める上での課題などについて確認した。

事例1-1-1では、伝統産業において、雇用形態によらず社員の成果を評価する人事制度などを整備し、部署の垣根を越えて連携している企業の事例を紹介する。

事例

1-1-1

正社員・パート社員を問わず、
皆で助け合う組織風土を醸成し、
日本の人形文化を継承していく企業

所在地 東京都中央区
従業員数 29名
資本金 500万円
事業内容 その他の製造業

株式会社ふらここ

▶ 社員の約半数が会社を去ることに

東京都中央区の株式会社ふらここは、ひな人形や五月人形を始めとする日本人形の製造・販売を行う企業である。同社は2008年に設立後、赤ちゃん顔のかわいらしいデザインや、飾る場所を選ばないコンパクトなサイズ感が若い子育て世代にヒットし、2014年9月期には売上高2億円を超えた。しかし、例年11月から4月までの繁忙期に部署間での業務量の偏りが生じる中で、人事評価や労働時間に対する不満が生まれ、2014年当時の社員の約半数が退職。社員と向き合う重要性を痛感した原英洋社長は、正社員・パート社員を問わず残った全員と話し合い、不満を解消し、生き生きと働ける環境づくりに向けて、まずは新たな人事制度を整備することに決めた。

▶ 「皆が納得できる」人事制度の整備を起点に、社内の雰囲気が変化

2015年、原社長は社内から希望を吸い上げた結果、「皆が納得できる評価であること」を人事制度の中心に据えることとした。評価制度は職務別に、社内コミュニケーションやチームワーク、職場・仕事への愛など5項目の求められる行動について評価する「職務行動評価」と、等級別に、使命感行動やチャレンジ力など5項目の求められる能力について評価する「資格能力評価」の二つの基本構成にした。また、雇用形態によらず社会保険への加入や賞与の支給、退職金規定なども整備。外部の専門家の助言も参考にしつつ、社内全員が納得感を持った形で約1年3か月を掛けて人事制度を構築した。

人事制度策定の過程で、各部署の業務内容の棚卸しを実施したことで、各部署間の相互理解につながり、部署をまたいだコミュニケーションが活発となった。社内の雰囲気の変化を実感した原社長は、「人事制度を機能させるには、更なるコミュニケーションの円滑化が欠かせない」と考えた。そこで、閑散期に、全社員で自分達が取り組んでいる業務内容を互いに情報共有し意見交換する社員総会を開催することにした。部署間のみならず、正社員・パート社員に求められる役割の違いを互いに理解し、尊重し合うことにもつながった。そのほかにも、業務マニュアルやパート社員向けの作業標準書、Dropboxなどを活用した情報共有の仕組みも作り、一部の社員に業務が集中しないよう、カバーし合える体制づくりを行った。「社内の距離感が次第に近くなり、互いに協力し合う習慣・雰囲気が醸成されていった。」と経営企画部の小川真奈課長代理は振り返る。現在同社では、出荷が集中する時期に物流部を手伝うことや、顧客からの問合せ対応に販売部以外の社員もヘルプ対応することが一般的となっている。社内で協力し業務を分散させたことや業務効率化の効果もあり、正社員一人当たりの月平均残業時間は3年連続で10時間以内に抑えることにも成功。連携の意識が高まったことで部署の垣根を越え、顧客の声を更に反映できるようになり、2020年9月期の売上高は5.9億円と過去最高を更新した。

▶ 子供たちのひな人形・五月人形を手にした笑顔が見たい

同社の変革が実現した最大の要因は、正社員・パート社員を問わず「ひな人形・五月人形を手にした子供たちが笑顔になる姿を見たい」との思いが一致していたからと原社長は語る。自社ECサイトやSNSに投稿された顧客の声を社内で共有することにより、同社の一員としての自覚・責任感の醸成につながっている。社員の幸せを実現することを経営理念に掲げる同社は、社員一人一人と思いをつに、日本の伝統文化の継承を担っていく。



同社の五月人形を手にする様子



同社のひな人形



全社員が参加し、顧客の声・写真を共有するふらここフォトコンテスト

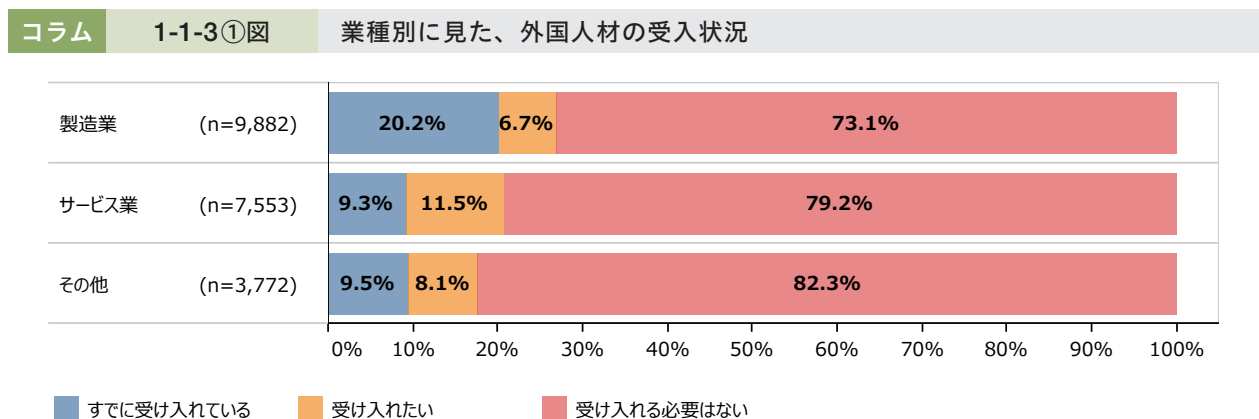
コラム

1-1-3

外国人材の受入れについて

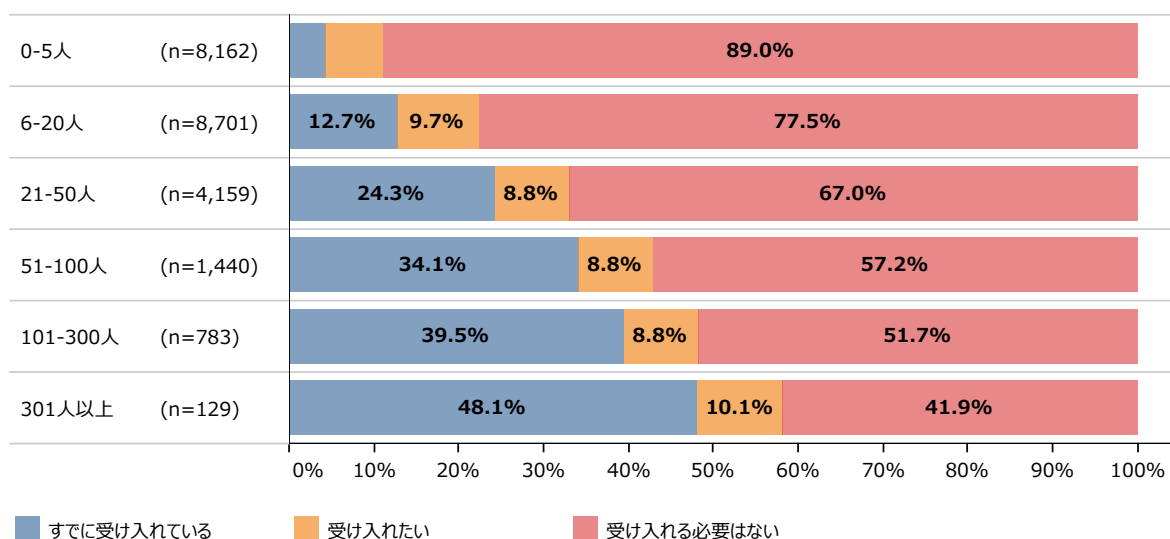
我が国の人口は長期的に減少傾向で推移することが見込まれる中、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、外国人材を受け入れる体制の整備が進められてきた。他方、感染症の流行により国際的な移動制限が生じており、外国人材の受入れを取り巻く環境は大きく変化している。ここでは、中小企業における外国人材の受入状況と感染症による影響について見ていく。

コラム1-1-3①図は、業種別に見た、中小企業における外国人材の受入状況である。これを見ると、「製造業」では2割程度、「サービス業」、「その他」では1割程度が「すでに受け入れている」と回答している。



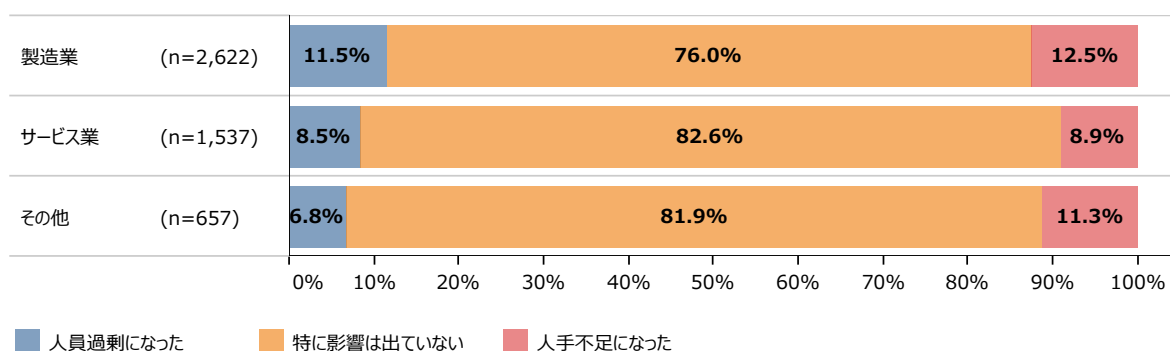
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

コラム1-1-3②図は、従業員規模別に、外国人材の受入状況について見たものである。これを見ると、従業員規模が大きい企業ほど、外国人材を「すでに受け入れている」と回答する企業の割合が高まる傾向にある。

コラム 1-1-3②図 従業員規模別に見た、外国人材の受入状況


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
 (注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

コラム1-1-3③図は、外国人材を「すでに受け入れている」、「受け入れたい」と回答した企業に対して、感染症の流行に伴う国際的な移動制限による影響を聞いたものである。これを見ると、いずれの業種においても「特に影響は出ていない」と回答する企業が8割程度と多くを占めているものの、「人員過剰になった」、「人手不足になった」と回答する企業もそれぞれ1割程度存在しており、一部の企業では雇用状況に影響が生じていることが分かる⁶。

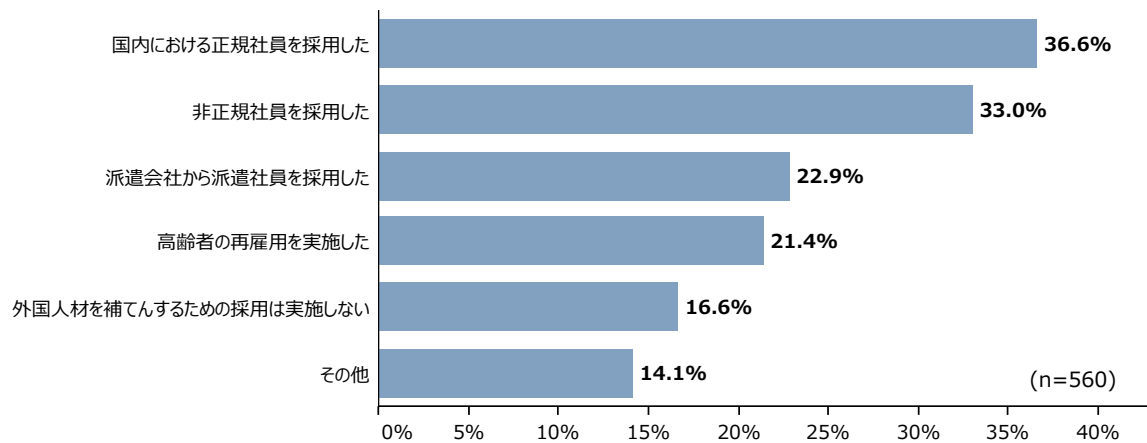
コラム 1-1-3③図 国際的な移動制限による影響


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
 (注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。
 2.外国人材の受入状況に関する質問で、「すでに受け入れている」、「受け入れたい」と回答した企業に対して聞いたもの。

⁶ 感染症流行に伴う外国人の入国制限により、住宅の建設工事など一部で人手不足が生じている一方で、コンビニエンスストア業界など業界によっては外国人材への需要の減少が生じている状況も報じられている（2020年9月25日付 日本経済新聞 電子版参照）。

コラム1-1-3④図は、感染症の流行に伴う国際的な移動制限によって、「人手不足になった」と回答した企業に対して、その対応方法を確認したものである。これを見ると、「国内における正規社員を採用した」、「非正規社員を採用した」という対応を実施した企業が相対的に多いことが見て取れる。

コラム 1-1-3④図 国際的な移動制限により人手不足になった企業の対応方法



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う国際的な移動制限による影響に関する質問で、「人手不足になった」と回答した企業に対して聞いたもの。

3.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

コラム

1-1-4

副業・兼業を通じた多様な人材の活用

近年、単一の企業のみならず、複数の企業に属して仕事に携わる副業や兼業といった柔軟な働き方への注目が高まっている。ここでは、副業・兼業の現状や企業における活用状況について見ていく。

まず、就業者の視点から副業・兼業の状況について確認する。総務省「就業構造基本調査」によると、副業者数は横ばい傾向で推移している。他方、追加就業希望者数は年々増加しており、多様な働き方を望む個人が増えてきていることが分かる（コラム1-1-4①図）。

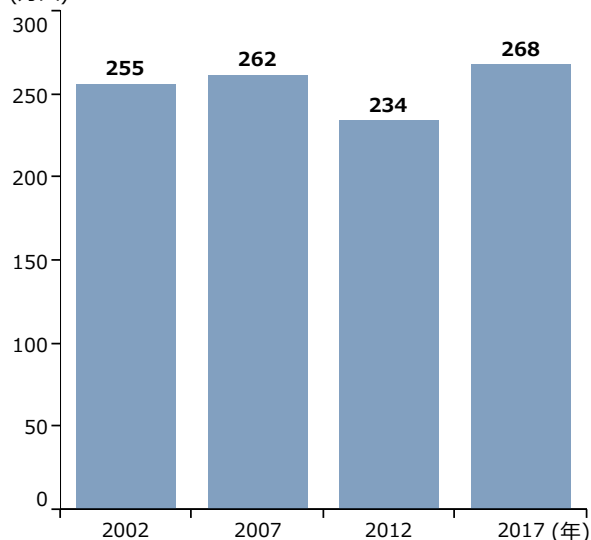
コラム

1-1-4①図

副業者数・追加就業希望者数の推移

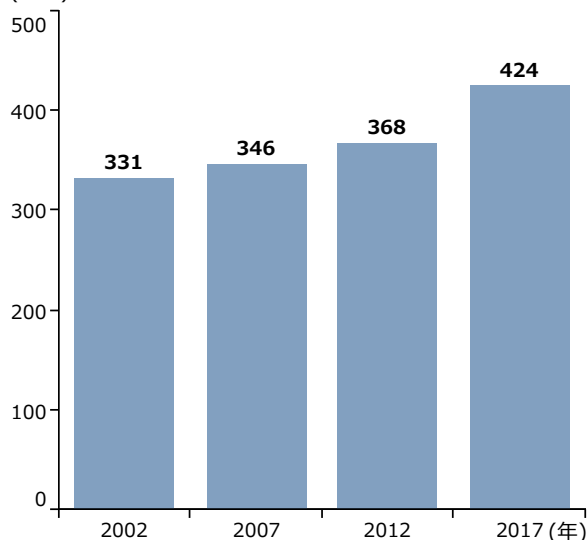
①副業者数

(万人)



②追加就業希望者数

(万人)

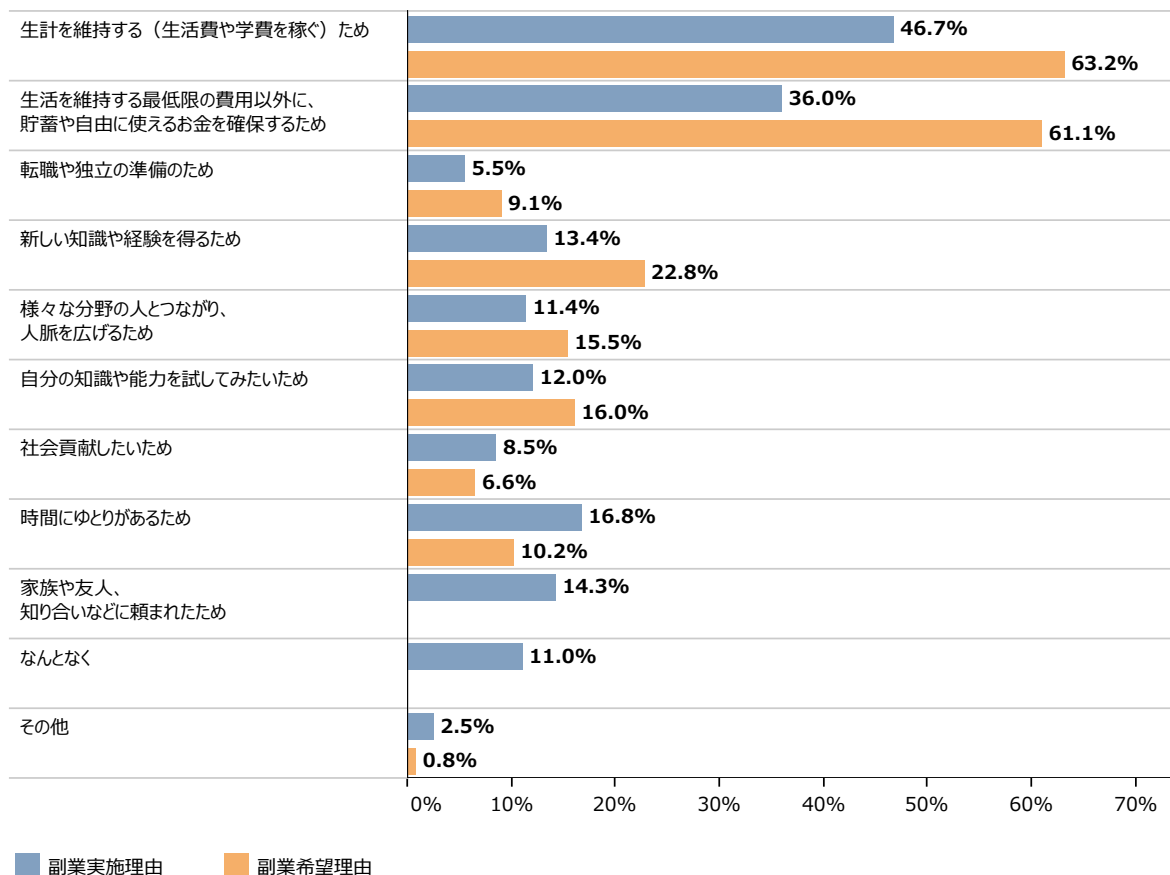


資料：総務省「就業構造基本調査」

(注)追加就業希望者とは、現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者をいう。

コラム1-1-4②図は、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査（JPSED）2020」によって、副業の実施理由及び副業の希望理由を見たものである。これを見ると、副業の実施理由、希望理由共に、「生計を維持する（生活費や学費を稼ぐ）ため」や「生活を維持する最低限の費用以外に、貯蓄や自由に使えるお金を確保するため」といった経済的な事情に関する回答が相対的に多いことが分かる。他方で、副業の希望理由では、「新しい知識や経験を得るため」との回答が22.8%となっており、キャリアアップや新たなチャレンジを目的として、副業を希望する人も一定程度存在していることが見て取れる。

コラム 1-1-4②図 副業実施理由及び希望理由



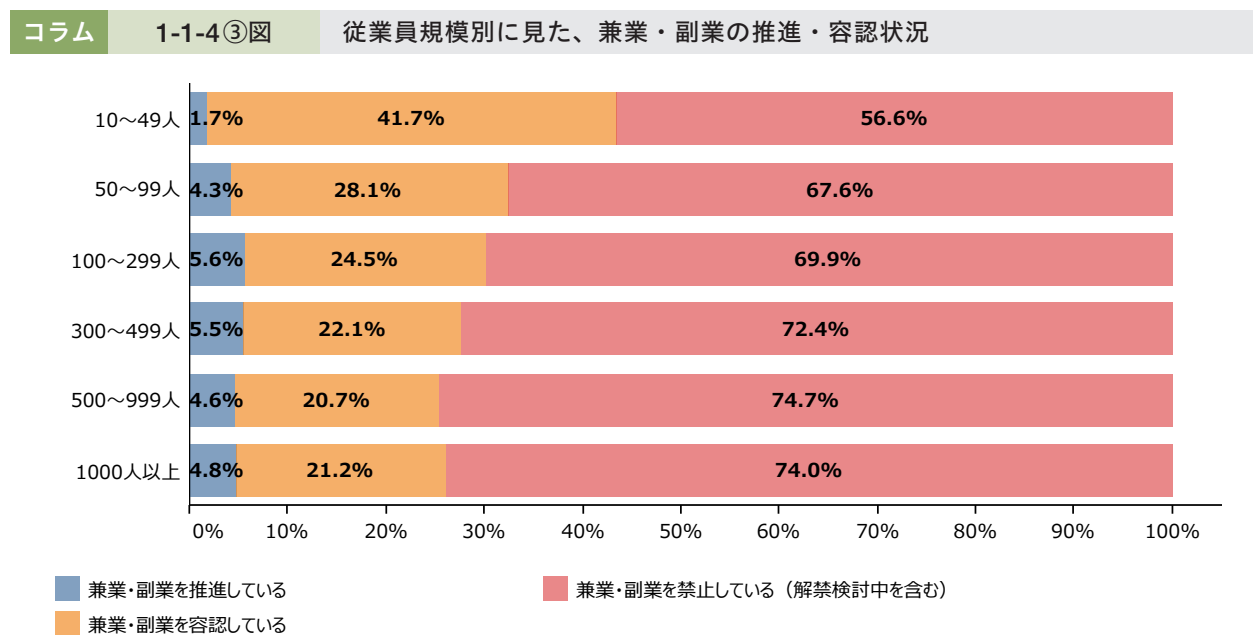
資料：リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査（JPSED）2020」

(注)1.xa20を用いたウエイト集計を行っている。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

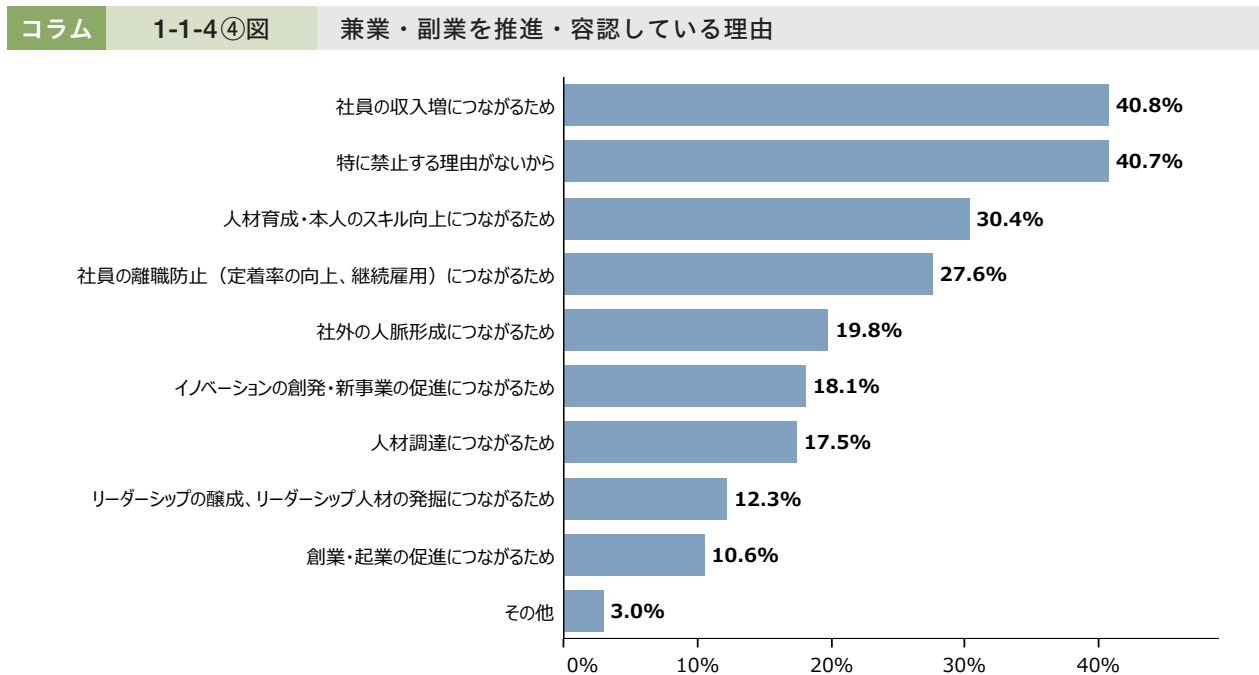
3.「家族や友人、知り合いなどに頼まれたため」、「なんとなく」の2項目について、副業希望者に対しては聞いていない。

続いて、企業の視点から副業・兼業の状況について、(株)リクルートキャリア「兼業・副業に対する企業の意識調査（2019）」を用いて確認する。コラム1-1-4③図は、兼業・副業の推進・容認状況について、従業員規模別に見たものである。これを見ると、従業員規模が「10～49人」の企業において、「兼業・副業を推進している」又は「兼業・副業を容認している」と回答する割合が最も高くなっている。



資料：(株)リクルートキャリア「兼業・副業に対する企業の意識調査（2019）」

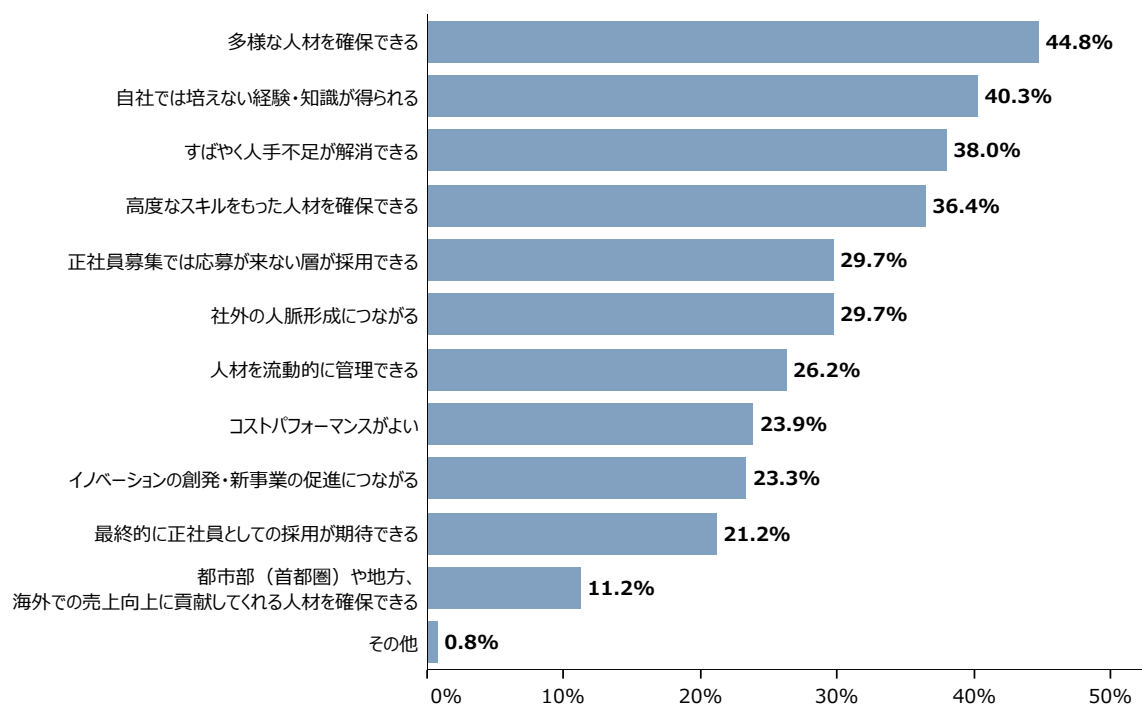
また、コラム1-1-4④図は、兼業・副業を導入している企業に導入理由を聞いたものである。これを見ると、「社員の収入増につながるため」との回答が最も多くなっており、就業者の視点で見た副業理由に対応していることが分かる。また、「人材育成・本人のスキル向上につながるため」、「社員の離職防止（定着率の向上、継続雇用）につながるため」と回答する企業も3割程度存在しており、人材育成・人材確保の観点から副業・兼業を導入している企業も一定数いることが見て取れる。



資料：(株)リクルートキャリア「兼業・副業に対する企業の意識調査（2019）」
 (注)複数回答のため、合計しても100%にならない。

コラム1-1-4⑤図は、兼業・副業として働きたい人を既に受け入れている企業若しくは受入れを検討している企業に対して、兼業者・副業者を受け入れるメリットについて聞いたものである。これを見ると、「多様な人材を確保できる」と回答した企業の割合が最も高く、「自社では培えない経験・知識が得られる」との回答が続いている。受入企業において副業・兼業人材は、人手不足解消の手段にとどまらず、自社の人材とは異なる価値を提供する人材であると認識されていることが分かる。

コラム 1-1-4⑤図 兼業・副業として働きたい人を受け入れるメリット



資料：(株)リクルートキャリア「兼業・副業に対する企業の意識調査（2019）」

(注)複数回答のため、合計しても100%にならない。

最後に、ここまで見てきた副業・兼業人材を活用して新規の事業開発に成功した企業の事例を紹介する（コラム1-1-4⑥図）。

コラム

1-1-4⑥図

副業・兼業人材を活用した企業の事例

静岡を盛り上げるための観光音声ガイド制作。 新規事業のプロジェクトマネジメントでも外部人材が活躍。



株式会社 竹屋旅館

会社概要

代表者名：竹内 佑騎
業務内容：ホテル運営事業／健康食
Medichef事業、IOT観光音
声事業
事業規模：3.5億円
従業員数：50名
設立年：1948年2月28日
所在地：静岡県静岡市清水区真砂
町3-27
企業HP：
<https://www.takeyaryokan.com/>

採用のきっかけ

新規事業立ち上げには、外部の自由な発想が必要だった

- 「静岡に世界から人を集めたい」という理念に基づき、静岡の魅力を発信するための新たな事業を始めたいと考えていたが、自社にプロジェクトを遂行できる人材はいなかった。
- スキルだけでなく全く新しいアイデアや実行力を持ち、さらに静岡への愛や問題意識を共有できる人材を求めたため結果として外部人材を活用することに。
- 元新聞記者で、以前取材に応じたことのある青木氏に竹内社長より直接オファー。

課題と対応

コミュニケーションを重ねていくなかで音声ガイドの アイデアが具体化

- 新規事業のメンバーは社長の竹内氏以外は全員外部人材で構成。メンバーには副業従事者もいたため、それぞれのスキマ時間を使ってオンラインミーティングや対面打ち合わせを週1程度からスタートし、コミュニケーション密度を高めていった。
- 本件の外部人材である青木氏は音声ガイド制作における制作マネジメント全般を担当。動画制作の専門家などのやりとりやクオリティコントロールなどを行った。

活動成果

観光音声ガイドを開発、地域企業による導入も多数。 分社化後は外部人材が代表取締役に就任。

- 竹屋旅館から分社化し、観光音声ガイド事業を行う新会社（株式会社Otono）を設立。青木氏が代表取締役に就任。外部人材が新たな視点を持ち込み、地域活性化事業を展開。
- 立ち上げから約1年半後には音声ガイドの導入実績が20件以上となり、想定を上回る反響があった。
- Otonoとタグを組む事で、ベンチャー企業系のビジネスコンテストに参加。様々な賞を受賞し、Otonoと竹屋旅館双方の知名度アップにつながっている。

副業・兼業は、個人にとっては新たな知識やスキルを得る機会になるとともに、企業にとっても経営課題に応じた適切な人材を活用できる機会となり得ることから、今後更なる活用が期待される。

第4節 取引環境と企業間取引の状況

本節では、取引条件改善状況調査⁷の結果を中心に、感染症が企業間取引に与えた影響や、取引

適正化に向けた現状と課題について確認していく。

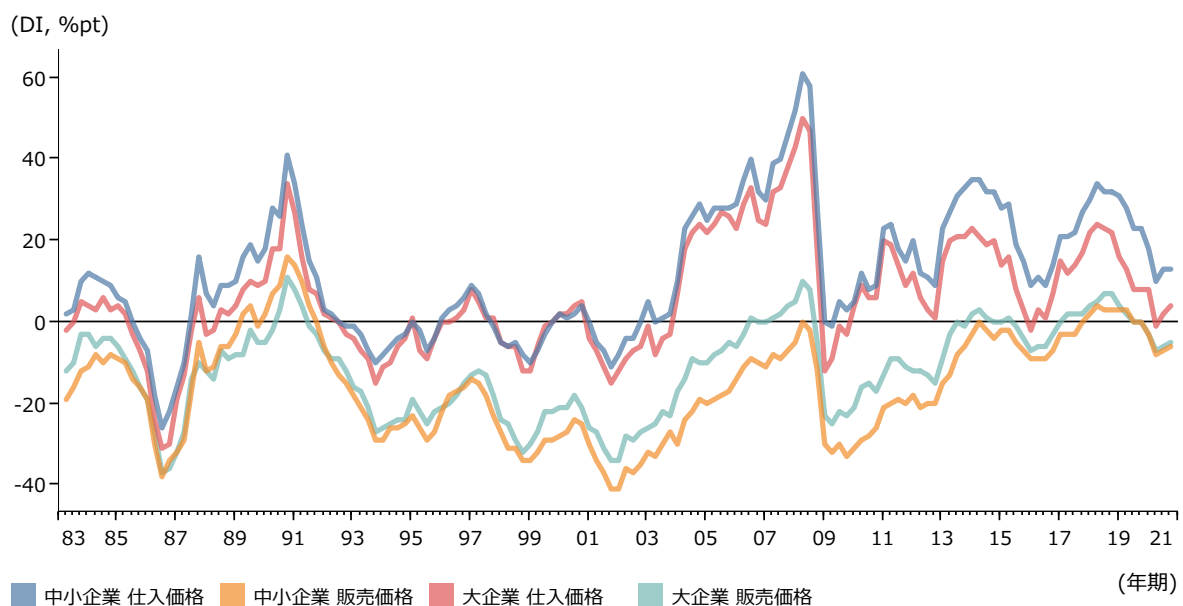
1. 取引環境

始めに、中小企業の取引環境を概観する。日本銀行「全国企業短期経済観測調査」を用いて、企業規模別に仕入価格DIと販売価格DIの動向を確認すると、2016年頃から仕入価格DIが上昇し、それに伴って販売価格DIも上昇した後、2018年からは仕入価格DI、販売価格DI共に低下に転じていた。2020年上半期もこの低下傾向が続いた

が、下半期は仕入価格DI、販売価格DI共に再び上昇に転じている（第1-1-69図）。

また、販売価格DIから仕入価格DIを引いた数値である交易条件指数の推移について見ると、足元ではリーマン・ショック時のような交易条件指数の急激な悪化は見られない（第1-1-70図）。

第1-1-69図 企業規模別仕入価格DI・販売価格DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

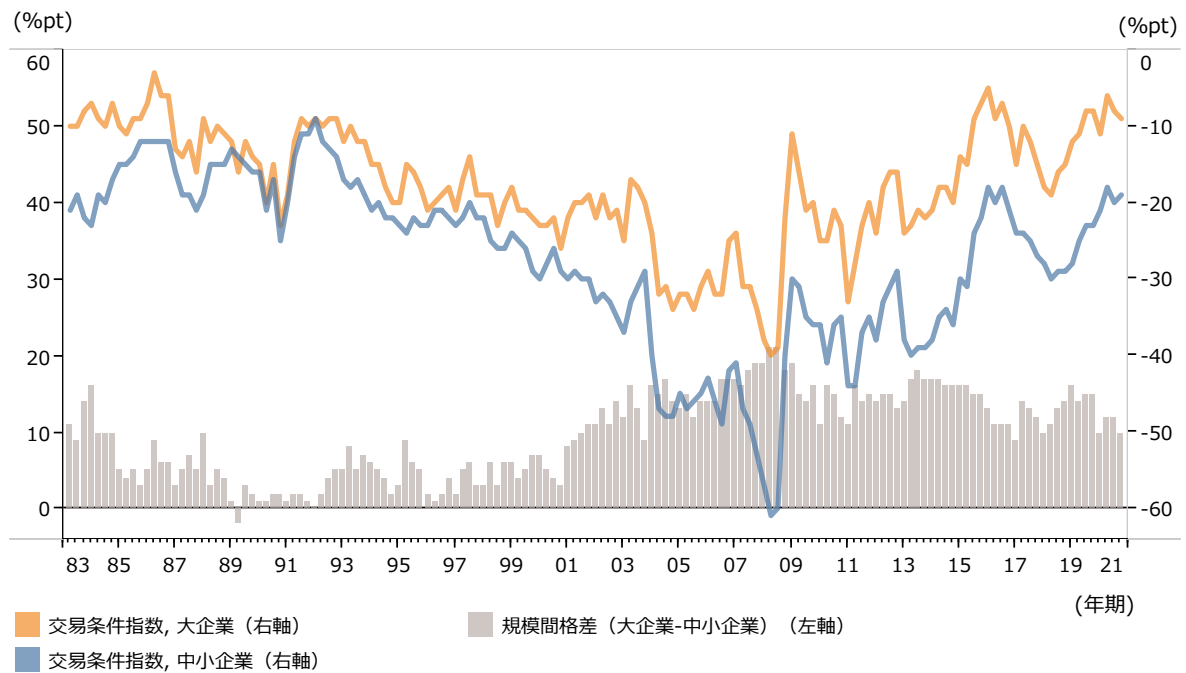
(注)1.ここでいう大企業とは、資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

2.仕入価格DIは、回答企業の主要原材料購入価格又は主要商品の仕入価格が前期と比べ、「上昇」と答えた企業の割合から「下落」と答えた企業の割合を引いたもの。

3.販売価格DIは、回答企業の主要製品・サービスの販売価格が前期と比べ、「上昇」と答えた企業の割合から「下落」と答えた企業の割合を引いたもの。

⁷ アンケートの詳細については、本章の脚注2、3を参照されたい。

第1-1-70図 企業規模別交易条件指数の推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう大企業とは、資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

2.交易条件指数とは、販売価格DIから仕入価格DIを差し引いたものとする。

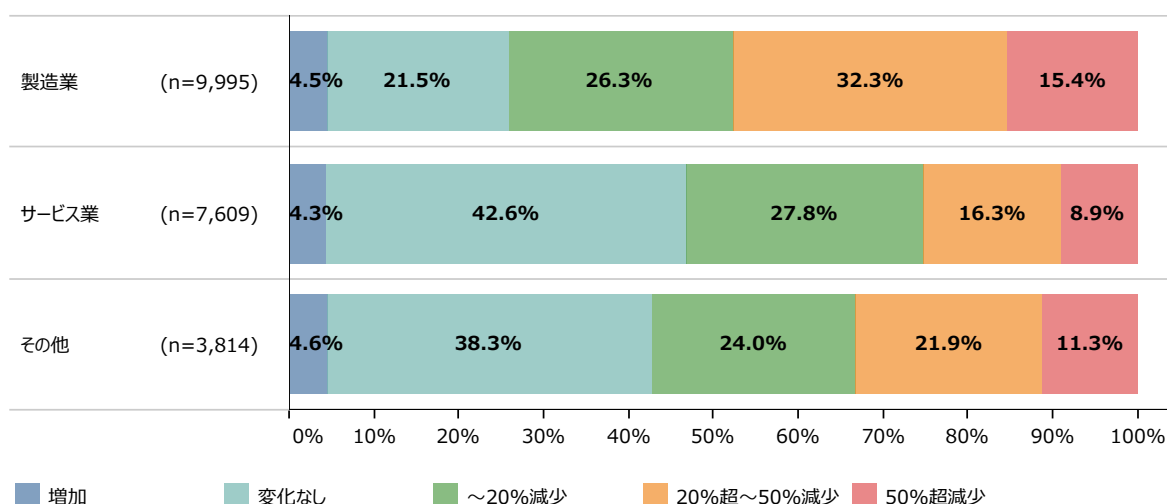
2. 新型コロナウイルス感染症が企業間取引に与えた影響

① 感染症流行前後の取引条件の変化

第1-1-71図は、最も多く取引をしている販売先との取引において、感染症流行前後の受注量の変化を業種別に見たものである。これを見ると、「製造業」で7割以上、「サービス業」、「その他」

で5割以上の企業が、受注量が減少したと回答している。また、受注量が50%超の減少となった企業はいずれの業種でも、1割程度存在している。

第1-1-71図 新型コロナウイルス感染症流行前後での受注量の変化



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

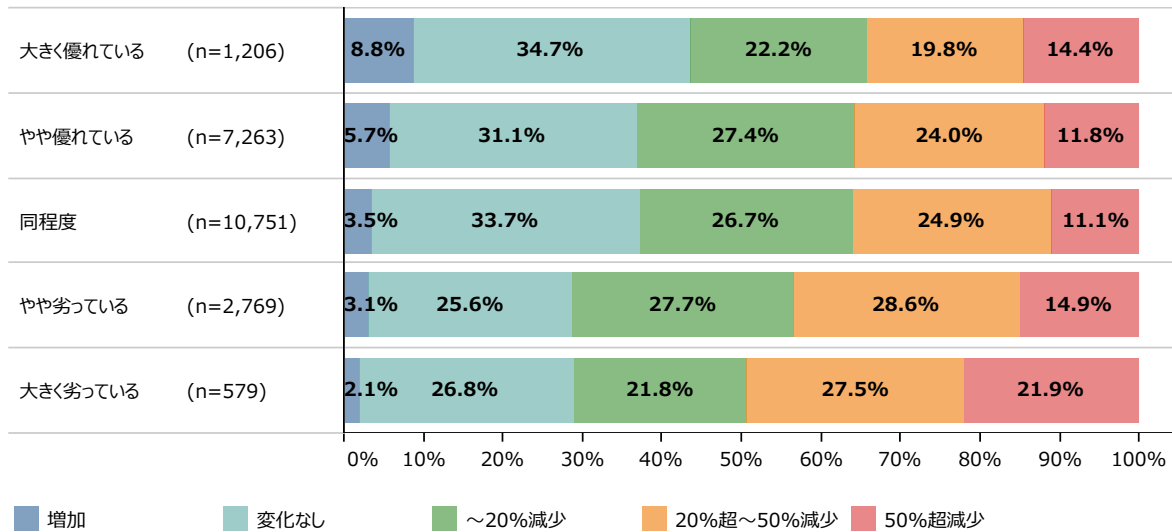
2.最も多く取引をしている販売先との取引について、新型コロナウイルス感染症流行後、最も影響を受けた月とその前年同月を比較したもの。

これを競合他社と比較した総合的な優位性の有無別に見たものが、第1-1-72図である。これを見ると、優位性を有している企業の方が、感染症

流行前後で受注量が減少したとする割合が低い傾向にあることが見て取れる。

第1-1-72図 優位性の有無別に見た、新型コロナウイルス感染症流行前後での受注量の変化

(競合他社と比較した総合的な優位性)



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

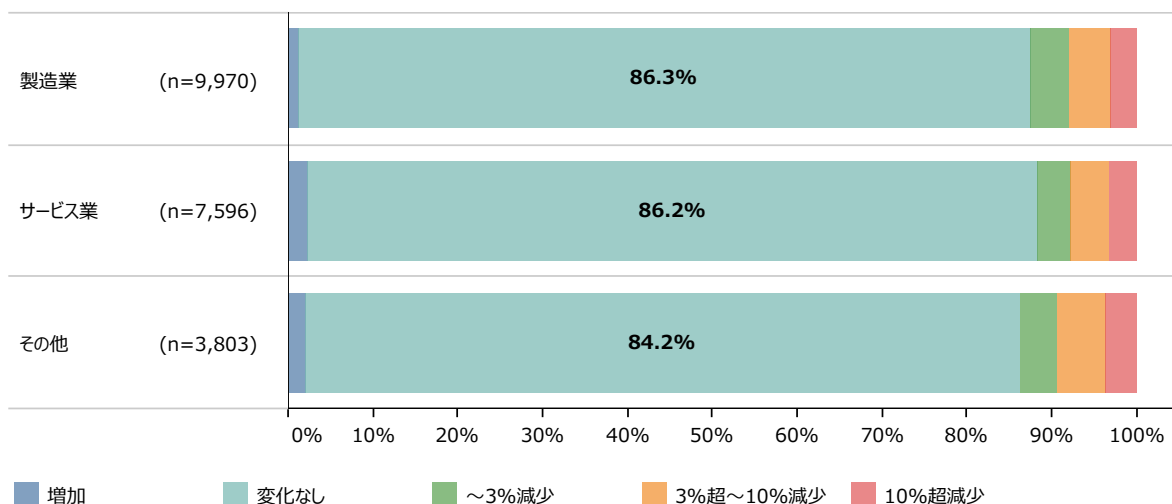
(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 最も多く取引をしている販売先との取引について、新型コロナウイルス感染症流行後、最も影響を受けた月とその前年同月を比較したもの。

第1-1-73図は、最も多く取引をしている販売先との取引において、感染症流行前後の受注単価の変化を見たものである。これを見ると、いずれ

の業種でも受注単価は「変化なし」と回答した企業が8割以上となっている。一方で、受注単価が減少した企業も1割程度存在している。

第1-1-73図 新型コロナウイルス感染症流行前後の受注単価の変化



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

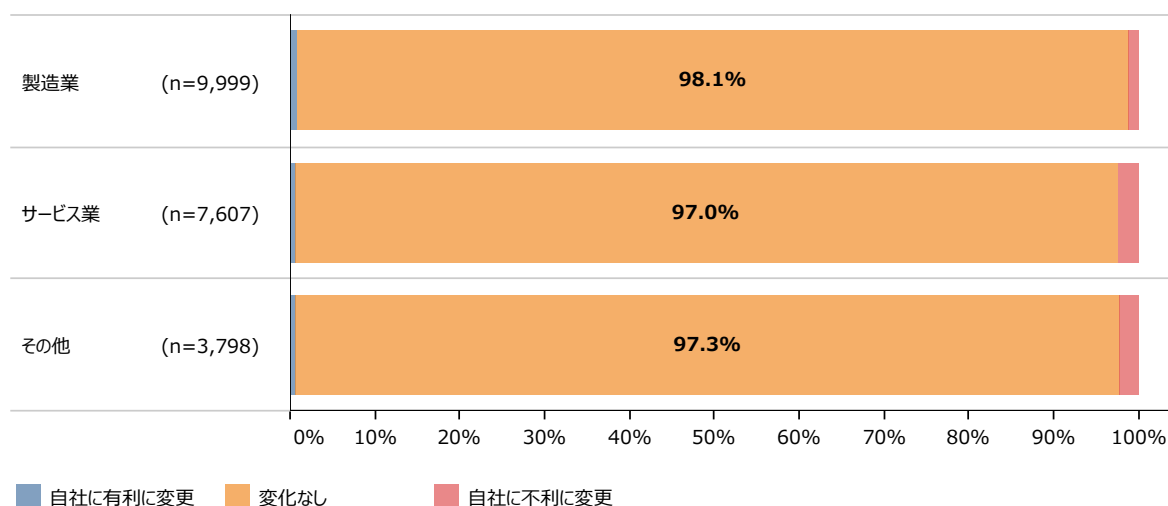
(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 最も多く取引をしている販売先との取引について、新型コロナウイルス感染症流行後、最も影響を受けた月とその前年同月を比較したもの。

第1-1-74図は、最も多く取引をしている販売先との取引において、感染症流行前後の決済条件の変化を見たものである。これを見ると、ほとん

どの企業で決済条件は変わらなかったことが分かる。

第1-1-74図 新型コロナウイルス感染症流行前後の決済条件(支払いサイトや支払方法)の変化



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 最も多く取引をしている販売先との取引について、新型コロナウイルス感染症流行後、最も影響を受けた月とその前年同月を比較したもの。

ここまでの結果から、感染症流行による需要減少によって、取引先からの受注量の減少は多くの

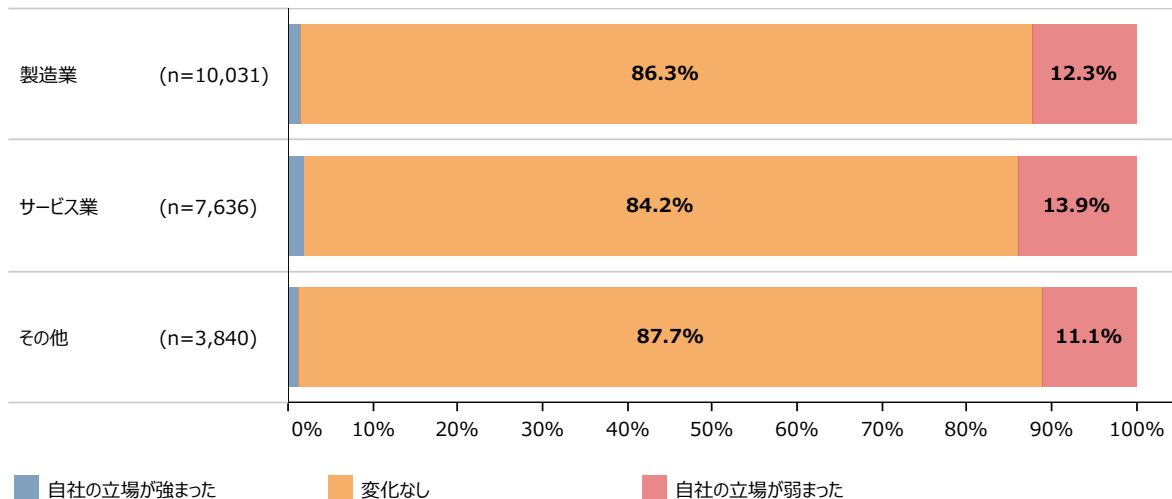
企業で生じたものの、それに伴う取引条件の悪化は一部の企業にとどまったことが分かる。

②感染症流行前後の取引関係の変化

第1-1-75図は、代表的な取引先との取引関係について、感染症流行前後の変化を見たものである。これを見ると、いずれの業種においても8割以上の企業が感染症流行前後で取引関係に「変化

なし」と回答している。他方で、1割程度の企業が「自社の立場が弱まった」と回答しており、事業環境の悪化が取引関係における立場の悪化につながっている企業も一定数存在している。

第1-1-75図 新型コロナウイルス感染症流行前後の取引関係の変化



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

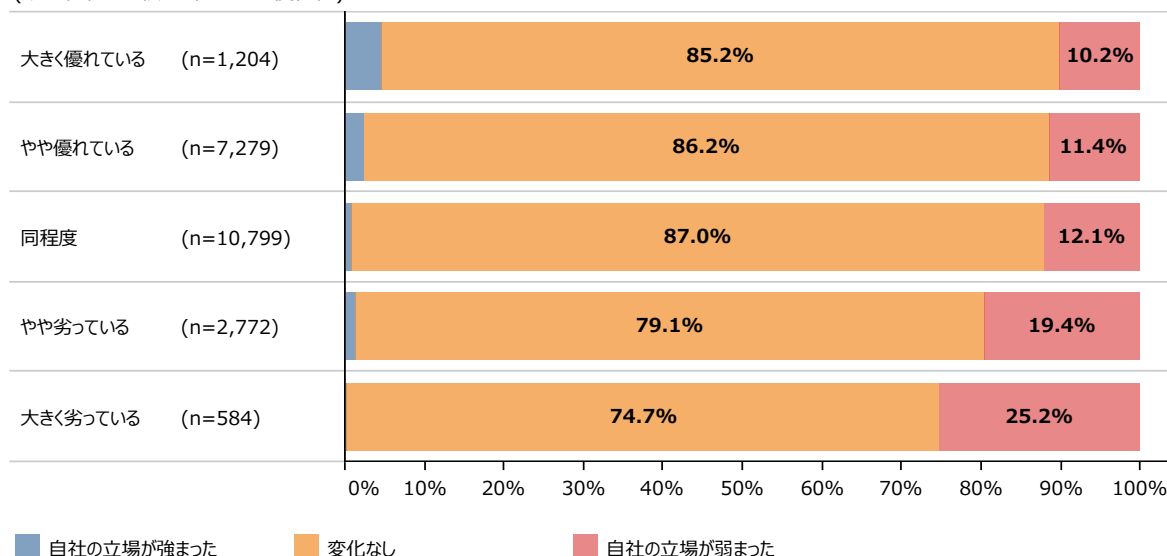
2.代表的な取引先との取引関係について、新型コロナウイルス感染症流行前後の変化を聞いたもの。

これを競合他社と比較した総合的な優位性の有無別に見たものが、第1-1-76図である。これを見ると、優位性を有していない企業の方が、感染

症流行前後で取引関係における「自社の立場が弱まった」と回答とする企業の割合が高い傾向が見て取れる。

第1-1-76図 優位性の有無別に見た、新型コロナウイルス感染症流行前後の取引関係の変化

(競合他社と比較した総合的な優位性)



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

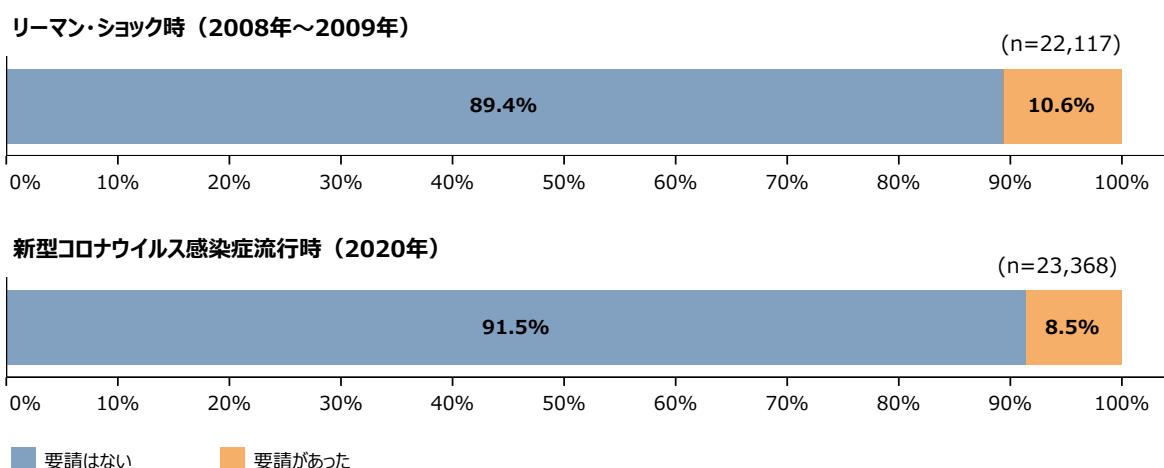
(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.代表的な取引先との取引関係について、新型コロナウイルス感染症流行前後の変化を聞いたもの。

第1-1-77図は、リーマン・ショック時（2008年～2009年）と感染症流行時（2020年）のそれぞれにおいて、販売先企業から不合理な計画変更や値下げなどの要請の有無について確認したも

のである。これを見ると、いずれの時期でも不合理な計画変更や値下げなどの要請があった企業が1割程度存在している。

第1-1-77図 販売先企業から不合理な計画変更や値下げなどの要請の有無



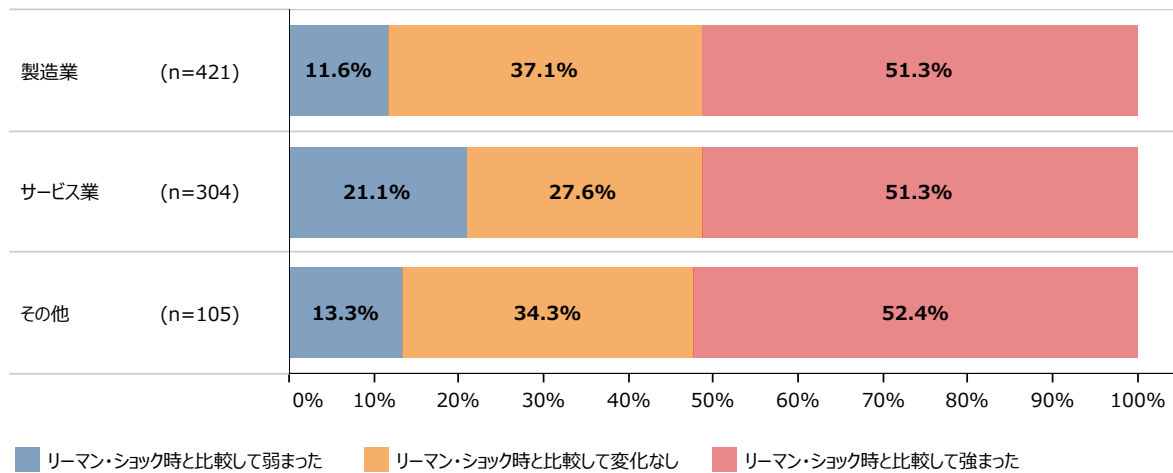
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

また、リーマン・ショック時と比較した今回の要請度合について聞いたものが第1-1-78図である。これを見ると、半数程度の企業でリーマン・

ショック時と比較して不合理な計画変更や値下げなどの要請度合が強まっている状況が見て取れる。

第1-1-78図 リーマン・ショック時と比較した、不合理な計画変更や値下げなどの要請度合



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.リーマン・ショック時と新型コロナウイルス感染症流行時のいずれの際も、販売先企業から不合理な計画変更や値下げなどの要請があった企業に対して聞いたもの。

これらの結果から、感染症流行による事業環境の変化が、企業間の取引関係にもたらした影響は全体としてはそれほど大きくない一方で、一部で

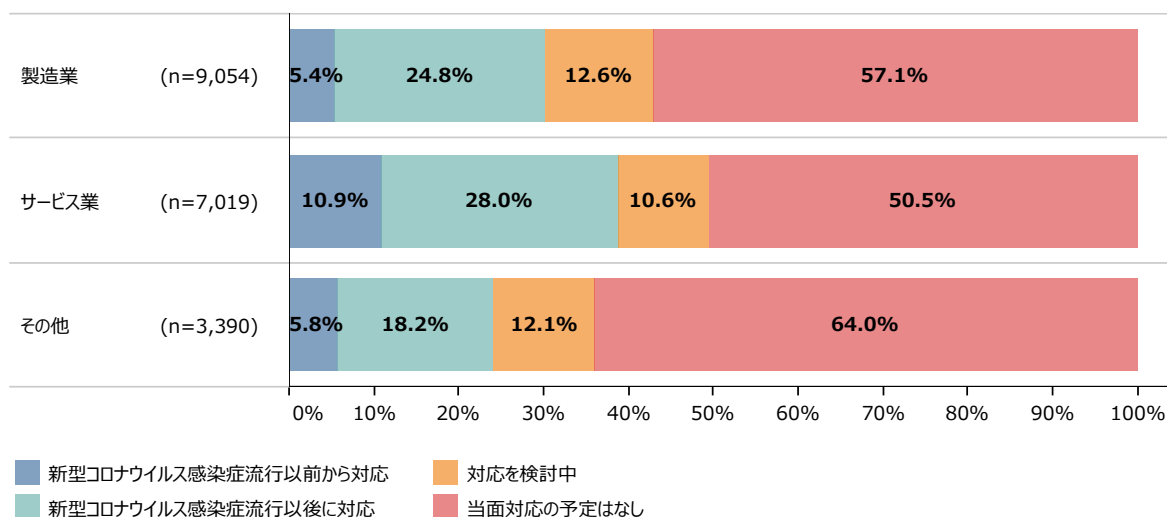
は取引上の立場の悪化や不合理な計画変更や値下げなどの要請といったしわ寄せも生じていることが分かる。

③企業間取引におけるデジタル化

第1-1-79図は、業種別にリモート商談への対応状況を見たものである。これを見ると、感染症流行以前からリモート商談に対応していた企業

は、「製造業」、「その他」で5%程度、「サービス業」で1割程度と多くはなかったが、感染症流行後にそれぞれの業種で2割から3割程度の企業が対応するようになったことが分かる。

第1-1-79図 業種別に見た、リモート商談への対応状況



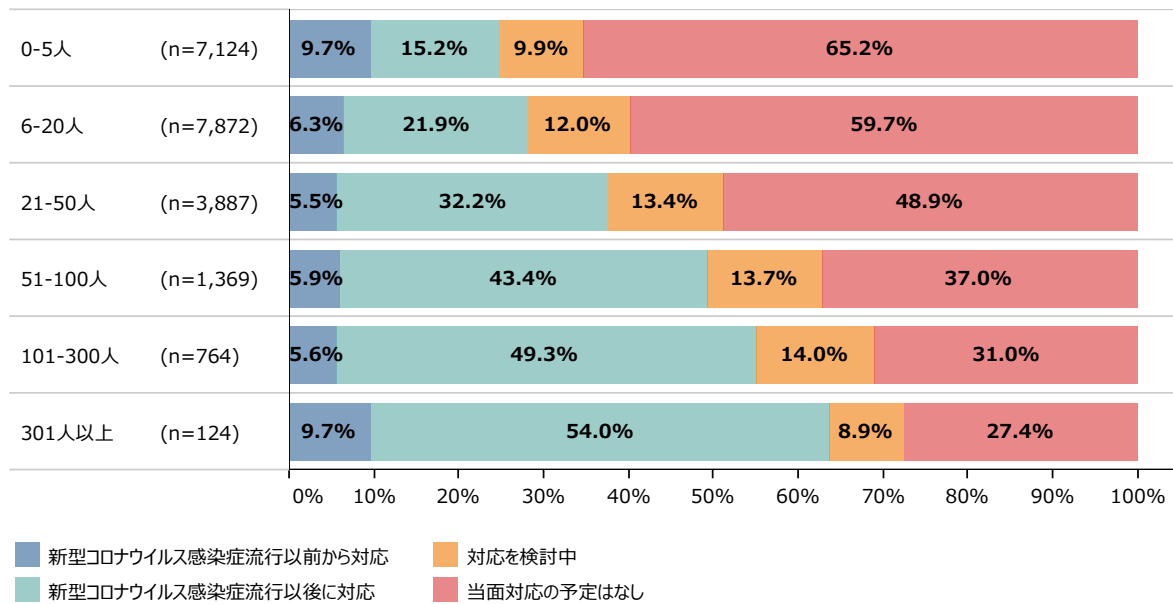
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

また、従業員規模別にリモート商談への対応状況を見たものが、第1-1-80図である。これを見ると、従業員規模が大きくなるにつれてリモート商談に対応している企業の割合が高くなる傾向がある。また、感染症流行以前は従業員規模による

対応状況に差はなかったが、感染症流行後に従業員規模が大きい企業において、リモート商談への対応の必要性が相対的に高まったことがうかがえる。

第1-1-80図 従業員規模別に見た、リモート商談への対応状況

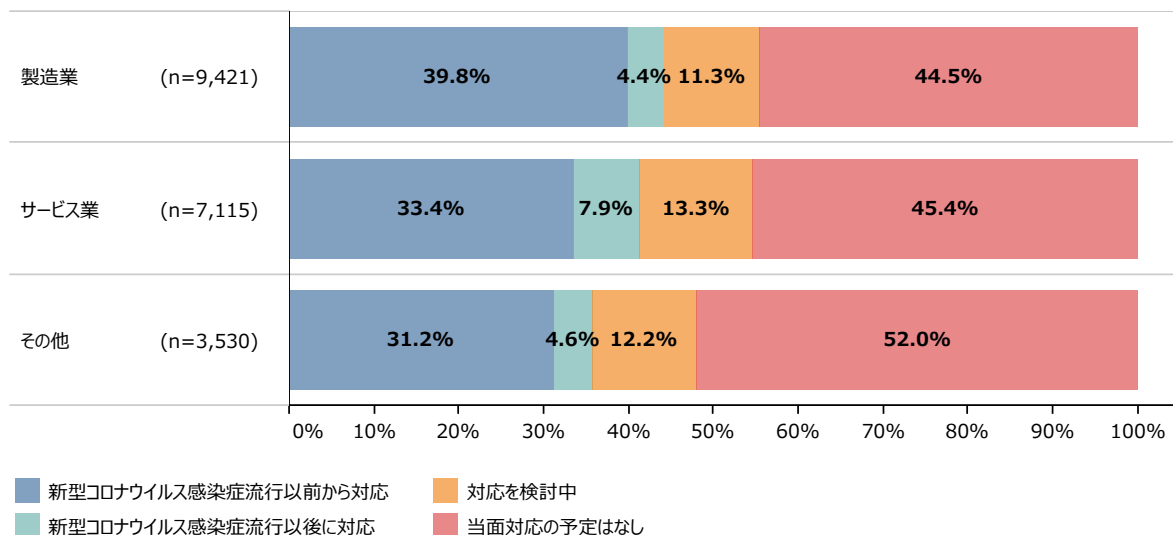


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

次に、第1-1-81図は業種別に電子受発注への対応状況を見たものである。これを見ると、感染症流行以前からいずれの業種でも3割以上の企業

が対応していたことが分かる。また、感染症流行を契機として対応した企業は一定数にとどまっている状況が見て取れる。

第1-1-81図 業種別に見た、電子受発注への対応状況

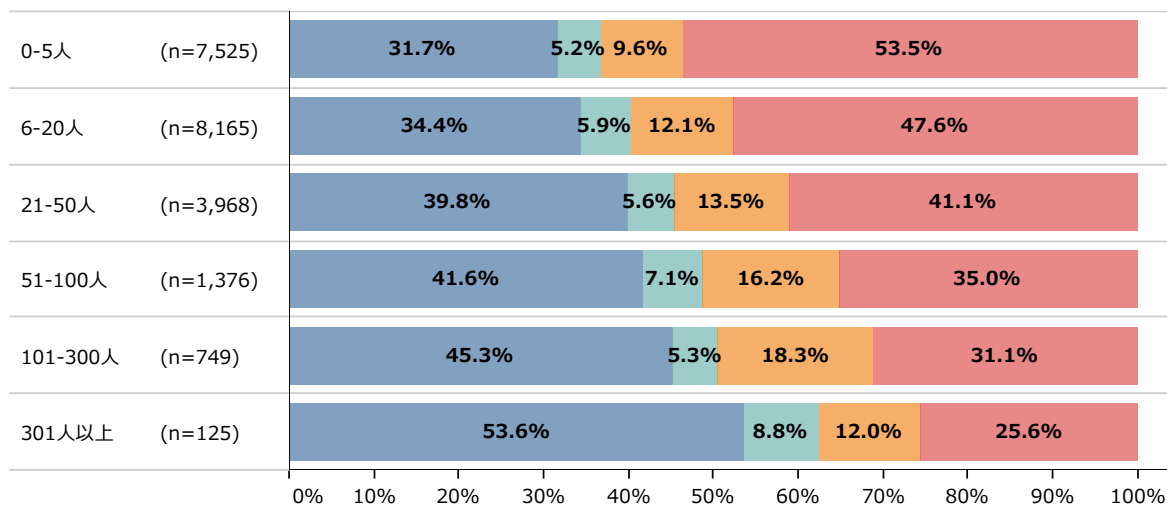


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

また、従業員規模別に電子受発注への対応状況を見たものが、第1-1-82図である。これを見ると、従業員規模が大きくなるにつれて、電子受発

注へ対応している企業の割合が高くなる傾向がある。

第1-1-82図 従業員規模別に見た、電子受発注への対応状況



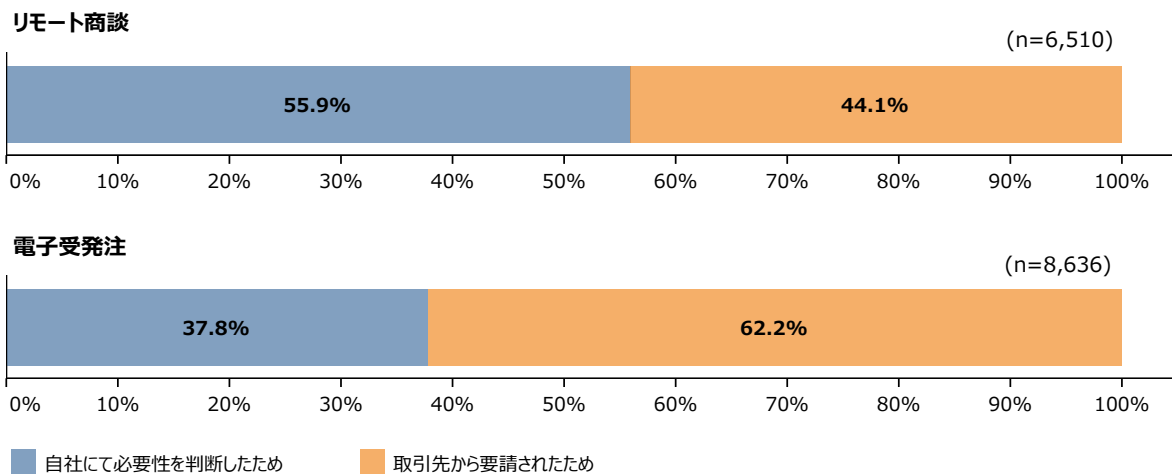
■ 新型コロナウイルス感染症流行以前から対応 ■ 対応を検討中
■ 新型コロナウイルス感染症流行以後に対応 ■ 当面対応の予定はなし

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-83図は、リモート商談と電子受発注に対応したきっかけについて確認したものである。これを見ると、リモート商談で4割以上の企業、電子受発注で6割以上の企業が、取引先からの要

請を受けて対応した状況が見て取れる。企業間取引におけるデジタル化対応では、自社の業務における必要性だけでなく、取引先の方針も踏まえて対応方針を検討する必要があるといえよう。

第1-1-83図 リモート商談・電子受発注に対応したきっかけ



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.リモート商談と電子受発注について、「新型コロナウイルス感染症流行以前から対応」、「新型コロナウイルス感染症流行以後に対応」と回答した企業に対して聞いたもの。

3. 取引適正化の状況

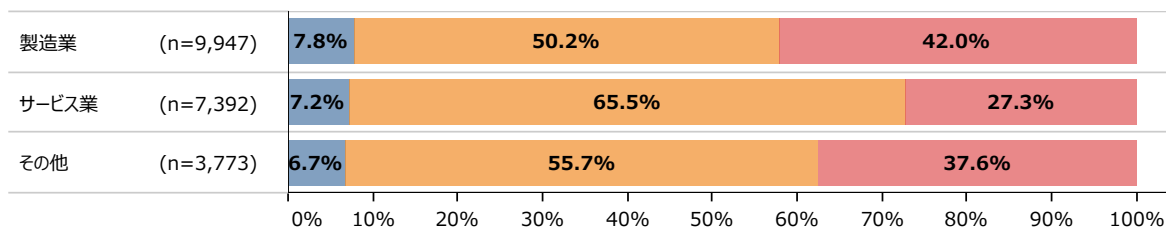
① 価格転嫁の状況

まず、受注側事業者における直近1年のコストの動向を確認する。第1-1-84図を見ると、原材

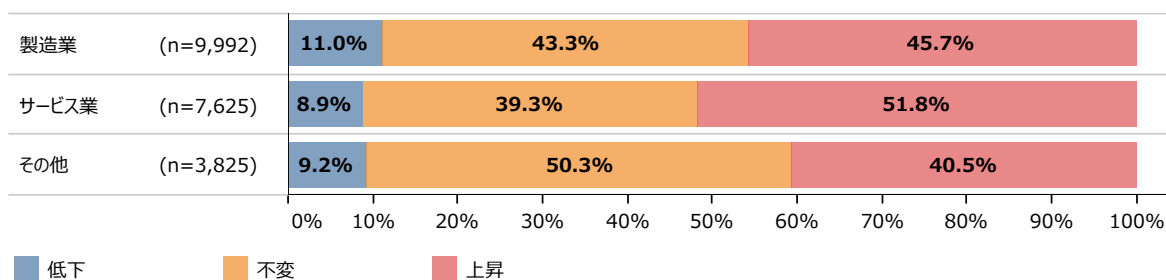
料・仕入価格、人件費共に、「低下」と回答した企業は少なく、全般的にコストは横ばいから上昇傾向にあることが分かる。

第1-1-84図 直近1年の各コストの動向（受注側事業者）

原材料・仕入価格



人件費

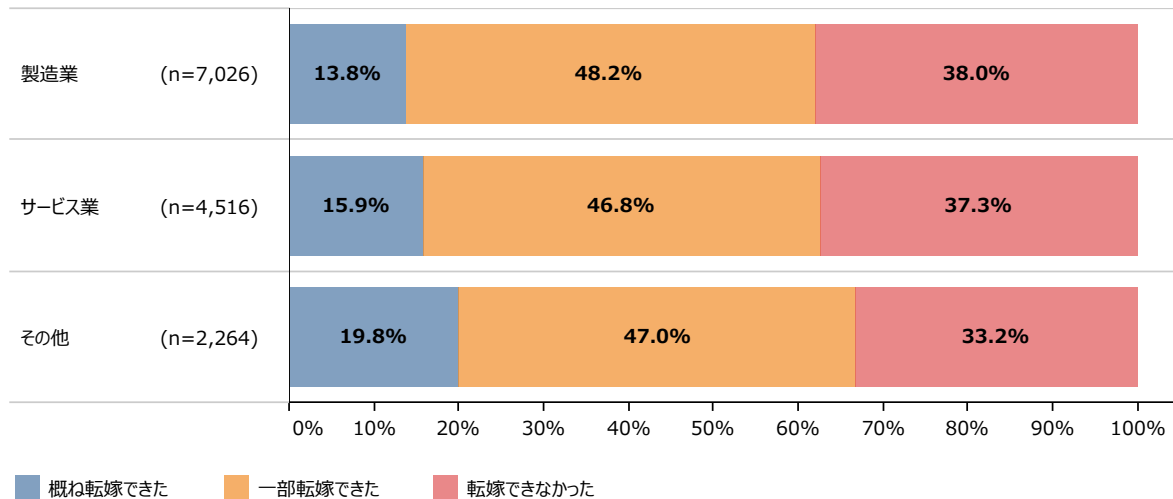


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-85図は、コスト全般の変動に対する価格転嫁の状況である。これを見ると、「概ね転嫁できた」と回答した企業は、いずれの業種においても2割以下である。また、3割以上の企業が

「転嫁できなかった」と回答しており、依然として価格転嫁は企業間取引における課題となっている。

第1-1-85図 直近1年のコスト全般の変動に対する価格転嫁の状況（受注側事業者）



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

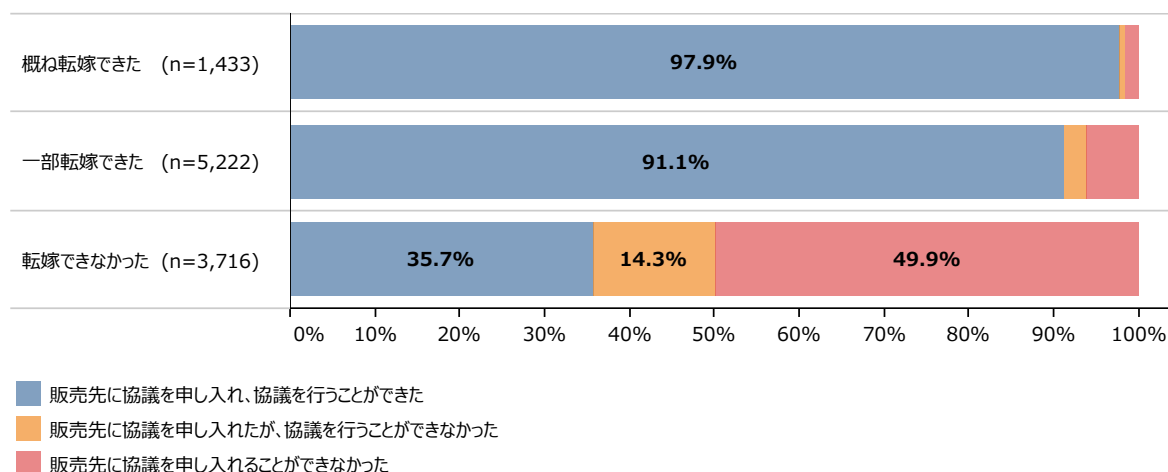
(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.直近1年のコスト全般の変動に対して「転嫁の必要がない」と回答した企業を除き集計している。

第1-1-86図は、価格転嫁の状況と販売先に対する価格転嫁の協議の申入れ状況との関係を見たものである。これを見ると、「概ね転嫁できた」、「一部転嫁できた」と回答した企業の大部分が、

協議を申し入れた上で協議を行っている。一方で、「転嫁できなかった」と回答した企業の半数程度は、そもそも販売先に協議を申し入れることができていない。

第1-1-86図 価格転嫁の状況別に見た、販売先に対する協議の申入れ状況（受注側事業者）



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

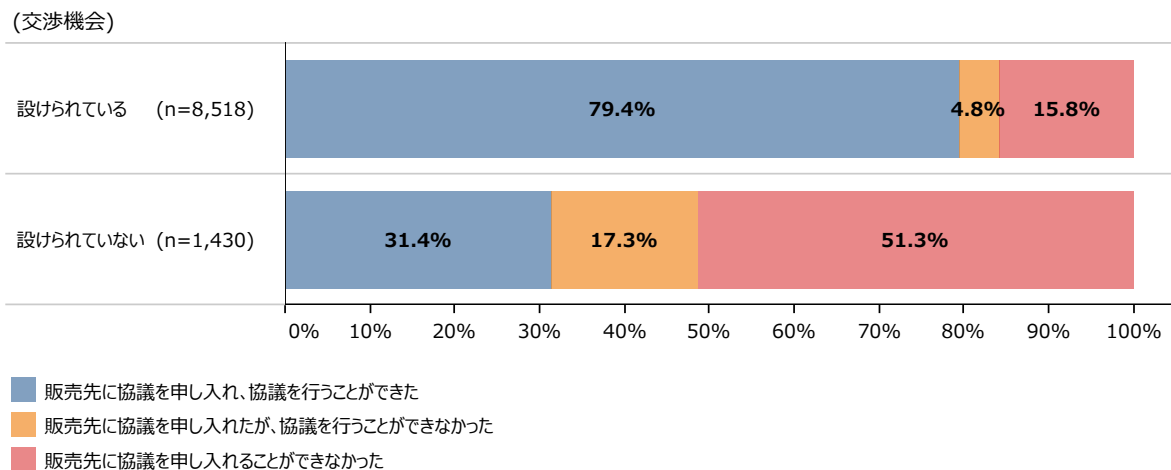
2.直近1年のコスト全般の変動に対して「転嫁の必要がない」と回答した企業を除き集計している。

3.販売先への取引価格や単価の見直しについての協議の申入れ状況で、「販売先に協議を申し入れる必要がなかった」、「その他」を除き集計している。

第1-1-87図は、販売先との取引価格や単価の交渉機会の有無別に、協議の申し入れ状況を見たものである。これを見ると、交渉機会が「設けられていない」企業は、「設けられている」企業と比較して、「販売先に協議を申し入れることができ

なかった」、「販売先に協議を申し入れたが、協議を行うことができなかった」と回答する割合が高い。コストの上昇を価格に転嫁するために必要な協議を行う上で、まずは取引価格や単価の交渉機会を設けることが重要であると考えられる。

第1-1-87図 販売先との取引価格や単価の交渉機会の有無別に見た、協議の申し入れ状況（受注側事業者）



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

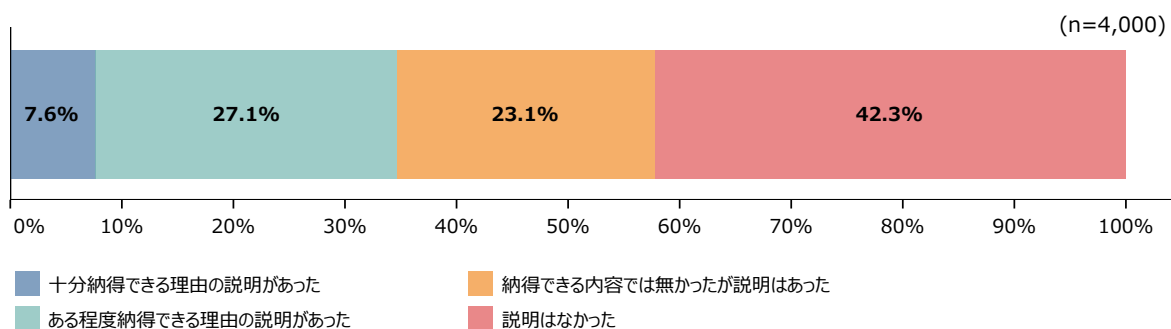
(注)1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2. 販売先への取引価格や単価の見直しについての協議の申し入れ状況で、「販売先に協議を申し入れる必要がなかった」、「その他」を除き集計している。

第1-1-88図は、価格転嫁ができなかった企業に対して、販売先からその理由についての十分な説明の有無を聞いたものである。これを見ると、「十分納得できる理由の説明があった」と回答し

た企業は7.6%にとどまり、そもそも「説明はなかった」と回答した企業が4割以上存在する。発注側事業者には受注側事業者の申出に対して真摯に対応することが期待される。

第1-1-88図 販売先から価格転嫁できない理由の説明の有無（受注側事業者）



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

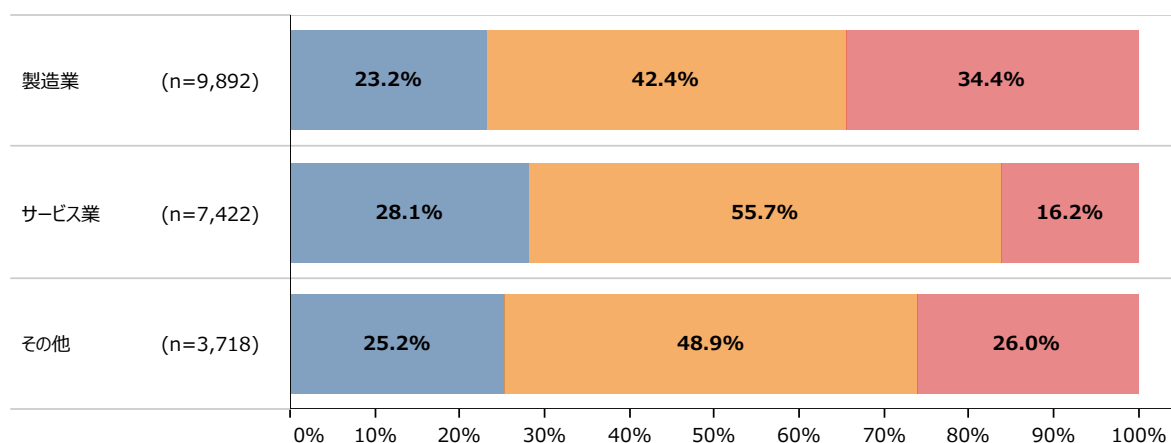
2.直近1年のコスト全般の変動に対して「転嫁できなかった」と回答した企業に対する質問である。

②代金支払の状況

第1-1-89図は、製品の納品や役務の提供後の代金の支払期日⁸を確認したものである。これを見ると、「製造業」では代金の支払期日が「2か

月超」と回答した企業が3割以上存在している。また、いずれの業種においても、「1か月以内」と回答した企業の割合は2割から3割程度にとどまっている。

第1-1-89図 物品等の納入やサービス提供後の代金の支払期日（最長のもの）（受注側事業者）



代金の支払期日（物品の納入やサービスの提供後からの最長期間）

■ 1か月以内 ■ 2か月以内 ■ 2か月超

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

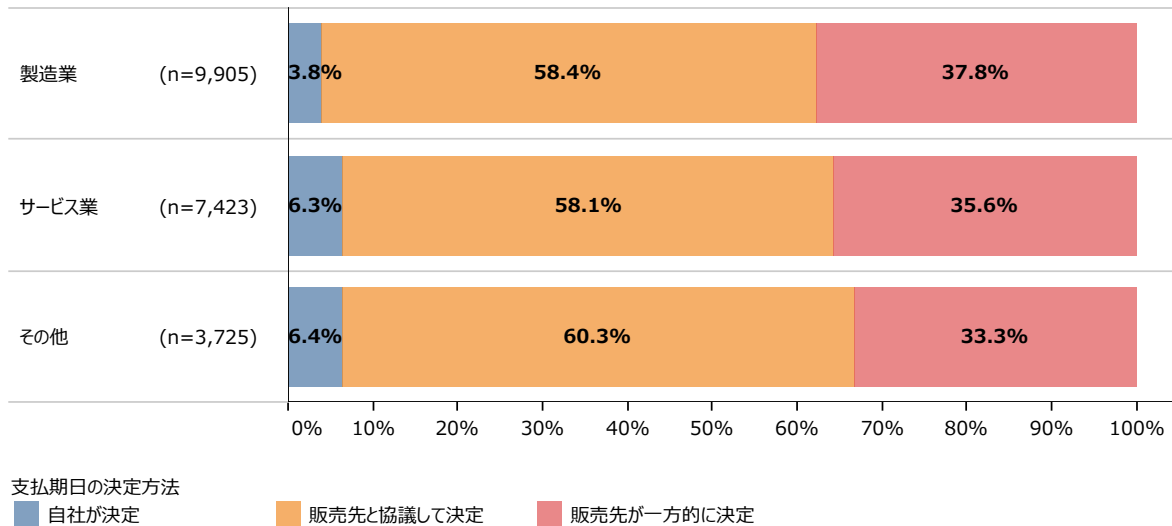
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

⁸ ここでは、受注側事業者の代金の受取期日のことを指している。

第1-1-90図は、代金の支払期日の決定方法を見たものである。これを見ると、支払期日を「自社が決定」と回答した企業は僅かだが、「販売先

が一方的に決定」と回答した企業は3割以上存在している。

第1-1-90図 支払期日の決定方法（受注側事業者）

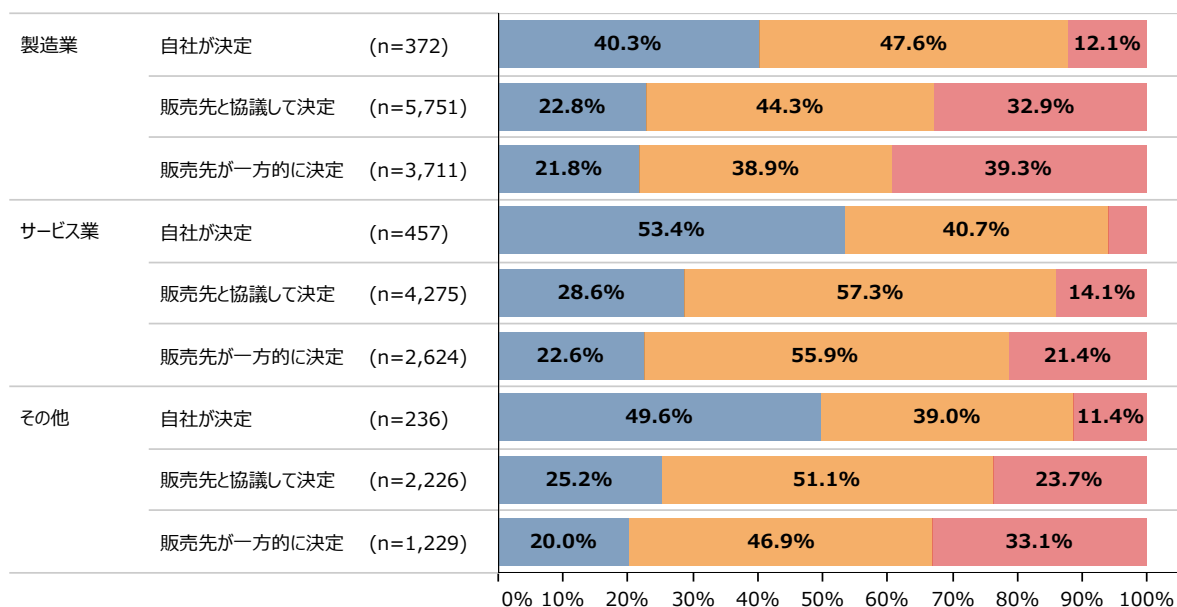


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
 (注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-91図は、代金の支払期日の決定方法別に見た、支払期日の状況である。これを見ると、支払期日を「販売先が一方的に決定」とした企業

において、支払期日が「2か月超」となっている企業の割合が高い傾向がある。

第1-1-91図 代金の支払期日の決定方法別に見た、支払期日の状況（受注側事業者）



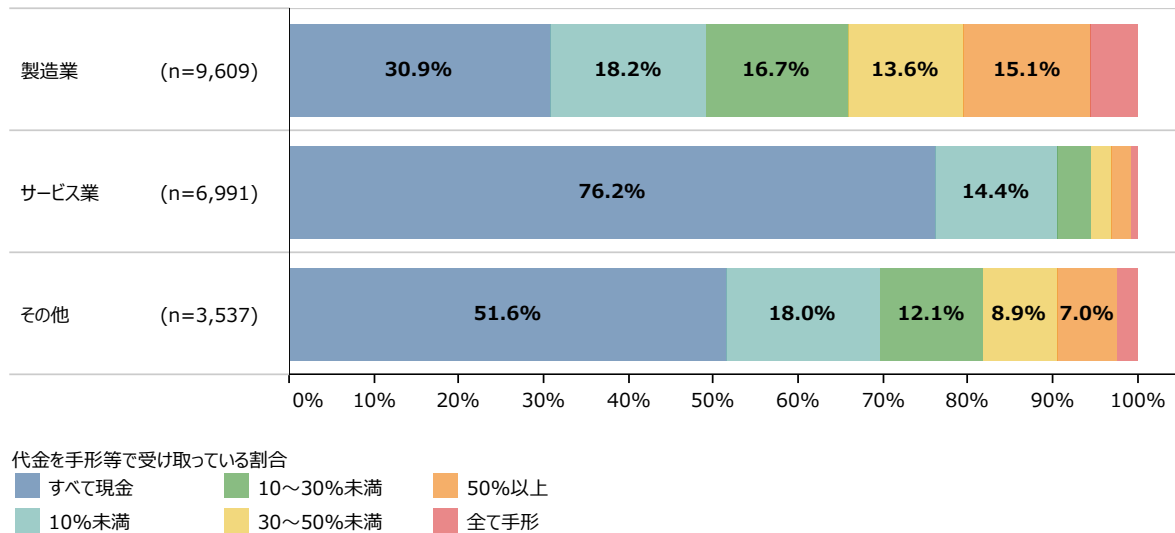
代金の支払期日（物品の納入やサービスの提供後からの最長期間）
 ■ 1か月以内 ■ 2か月以内 ■ 2か月超

資料：（株）帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
 （注）受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-92図は、受取代金の手形割合を確認したものである。これを見ると、「サービス業」は代金を「すべて現金」で受け取っている企業の割合が相対的に高く、手形割合が10%以上の企業

は少数である。一方で、「製造業」では「すべて現金」で受け取っている企業は3割程度にとどまり、手形割合が10%以上の企業が半数程度となっている。

第1-1-92図 受取代金の手形割合（受注側事業者）

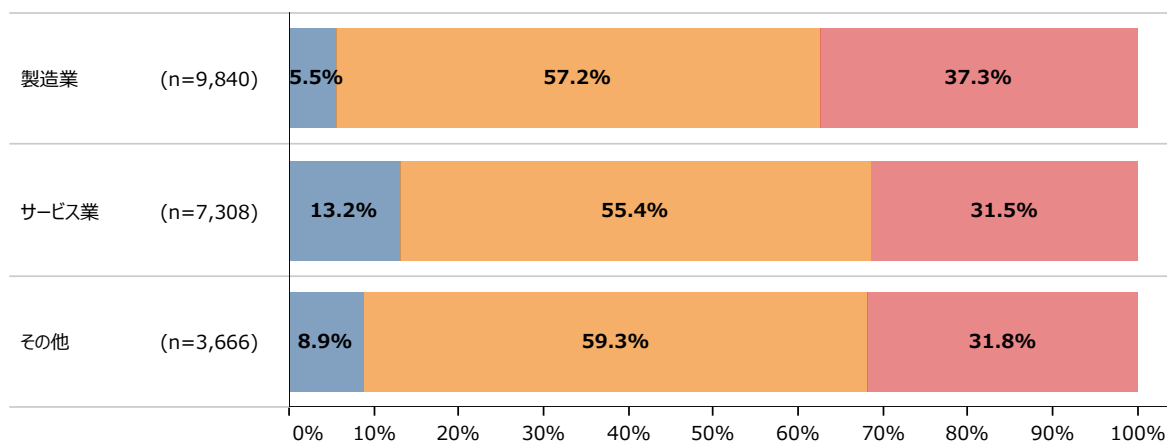


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-93図は、現金・手形等の支払手段の決定方法を見たものである。これを見ると、支払手段を「自社が決定」と回答した企業は1割程度だ

が、「販売先が一方的に決定」と回答した企業は3割以上存在している。

第1-1-93図 現金・手形等の支払手段の決定方法（受注側事業者）



現金・手形等の支払手段の決定方法

■ 自社が決定

■ 販売先と協議して決定

■ 販売先が一方的に決定

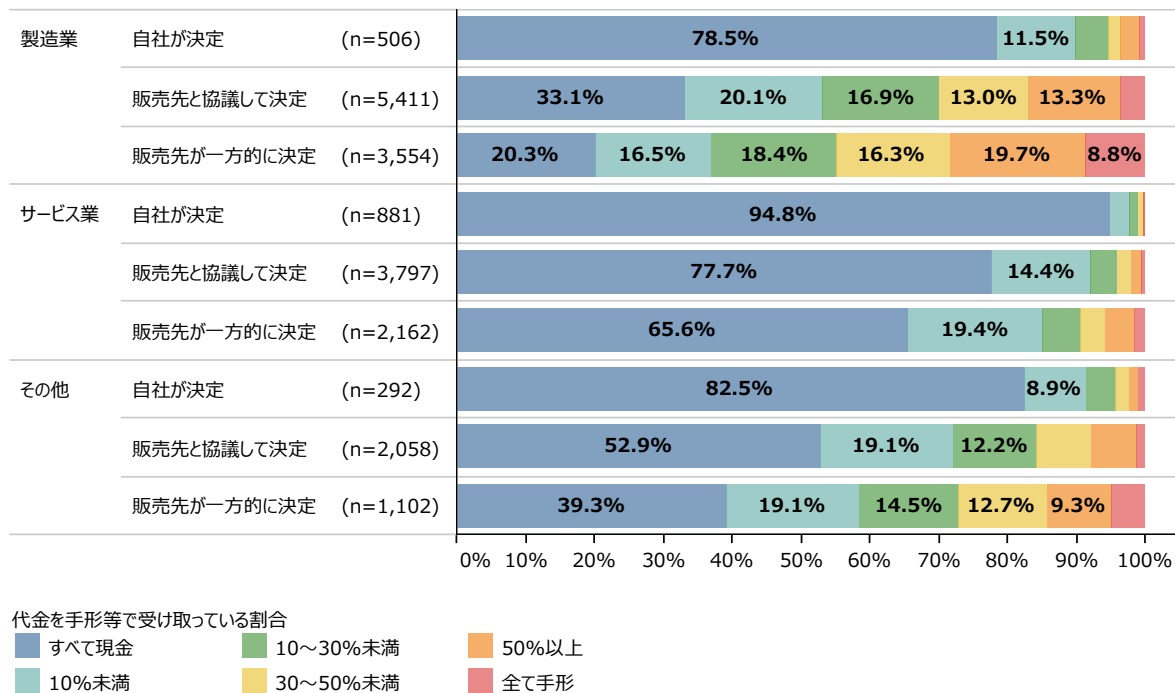
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-94図は、現金・手形等の支払手段の決定方法別に見た、受取代金の手形割合である。これを見ると、支払手段を「販売先が一方的に決定」と回答した企業において、受取代金の手形割

合が高い傾向がある。当然ながら、業種や業態の特殊性を考慮する必要があるものの、双方が納得する形で支払期日や支払手段を決定していくことが重要である。

第1-1-94図 現金・手形等の支払手段の決定方法別に見た、受取代金の手形割合（受注側事業者）

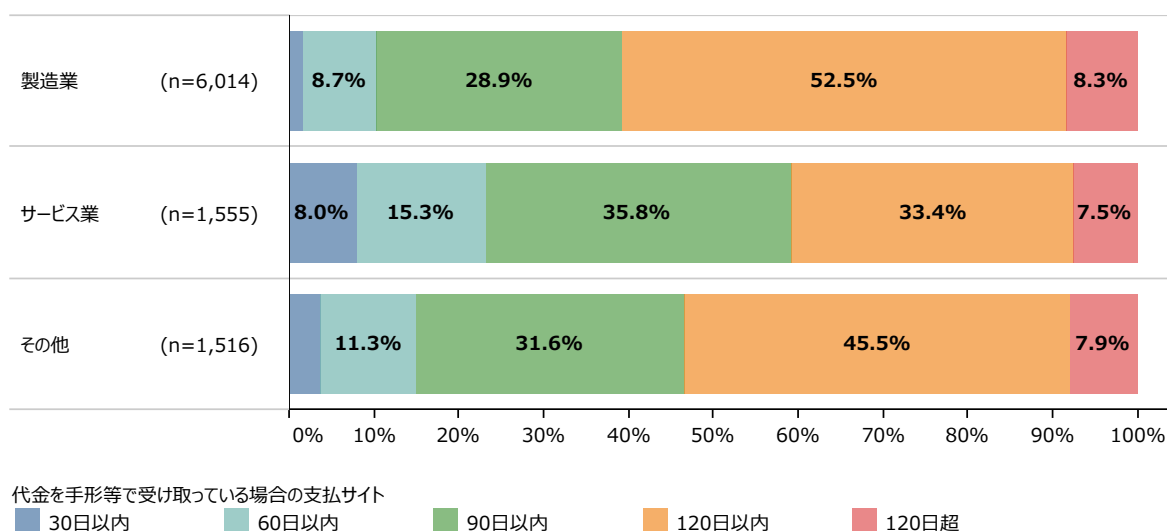


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-95図は、代金の一部を手形で受け取っている企業に対して、その支払サイトを確認したものである。これを見ると、いずれの業種においても、受取手形の支払サイトが60日以内の企業

は1割から2割程度にとどまっている。また、支払サイトが120日超となる企業が1割程度存在している。

第1-1-95図 受取手形の支払サイト（受注側事業者）

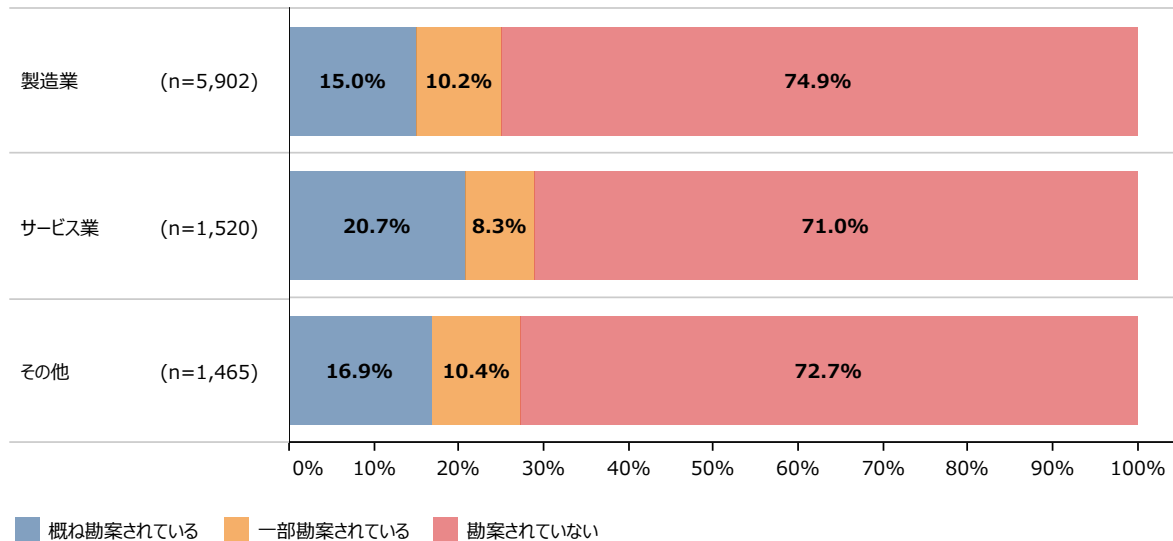


資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
 (注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-96図は、代金の一部を手形で受け取っている企業に対して、手形割引料相当額を勘案した取引価格が設定されているかを確認したもので

ある。これを見ると、いずれの業種でも「勘案されていない」と回答する企業が大部分を占めており、手形取引における課題となっている。

第1-1-96図 手形割引料相当額を勘案した取引価格の設定状況（受注側事業者）



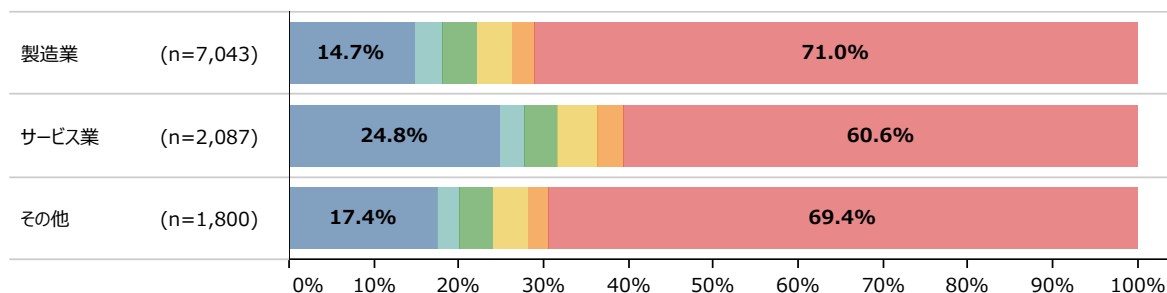
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

第1-1-97図は、代金の支払条件の改善時期と受取手形の支払サイトの短縮時期について見たものである。これを見ると、支払条件の見直し、支払サイトの短縮について、少しずつ進展している

状況が見て取れる。他方で、支払条件が「改善されていない」、支払サイトが「短縮されていない」と回答する企業の割合は依然として高く、更なる改善に向けて継続的に取り組む必要がある。

第1-1-97図 代金の支払条件の改善時期・受取手形の支払サイトの短縮時期（受注側事業者）

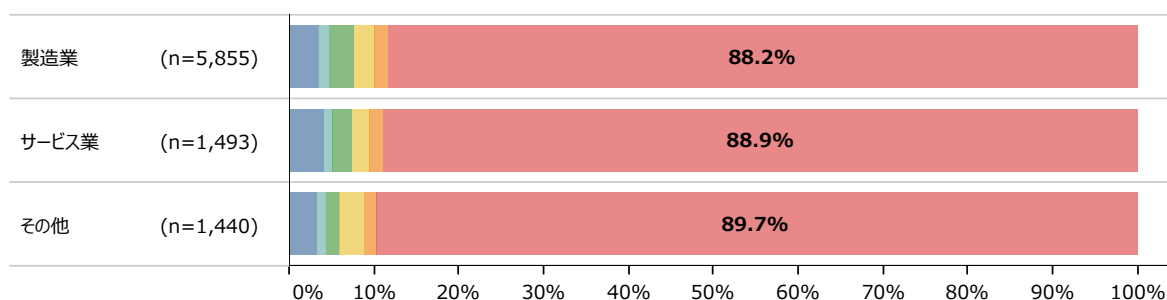
手形から現金払いへ支払条件が改善した時期



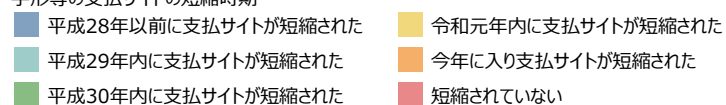
手形等の支払いから現金払いへ改善した時期



受取手形の支払サイトの短縮時期



手形等の支払サイトの短縮時期



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

コラム

1-1-5

「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づく 取組の更なる浸透に向けて

中小企業庁などでは、取引条件改善の対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づき、2020年度も様々な取組を実施してきた。本コラムでは、2020年度における取組を中心に紹介する。

下請Gメンによる下請中小企業ヒアリング（2017年～）

2017年より、中小企業庁及び地方経済産業局に下請Gメンを配置し、現在120名体制で、全国各地で年間4,000件超の下請中小企業へのヒアリングを実施している。下請Gメンが直接、企業を訪問してヒアリングすることにより、書面調査ではうかがうことができない取引上の課題などの把握につながっており、例えば、取引適正化の取組の浸透状況や感染症の流行に起因するしわ寄せなど、下請事業者の取引実態を幅広く聴取している。感染症流行の状況を踏まえて一部電話でのヒアリングも開始し、2021年1月末までに累計20,997件（訪問調査13,878件、電話調査7,119件）の下請中小企業ヒアリングを実施した。

自主行動計画のフォローアップ調査（2020年9月～）

「未来志向型の取引慣行に向けて」では、各業界団体に対して、サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定と着実な実行などを要請しており、2021年3月末時点で、16業種49団体において「自主行動計画」が策定・公表されている。この自主行動計画の内容については、各業界団体において毎年フォローアップ調査を行うこととしており、2020年度は9月から11月にかけて、経済産業省所管の12業種44団体が、自主行動計画の実施状況についてフォローアップ調査を実施した（調査対象：各業界団体に所属する6,649社、回答：2,519社、回答率：38%）。

調査結果からは、「未来志向型の取引慣行に向けて」重点三課題のうち「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」については改善傾向である一方、「支払条件の改善」については悪化していることが明らかとなった。

以上の調査結果も踏まえ、より効果的な取組を検討することを目的に、2021年3月、取引問題小委員会（中小企業庁の審議会）にて、策定業界団体から報告を受けるとともに、課題の更なる改善や発注側と受注側の認識のズレの解消などについて、議論を行った。さらに、議論の結果を踏まえ、業界ごとの課題に対し、取引適正化に向けた更なる対策の検討等を各団体に要請した。このような取組を通じて、取引適正化のPDCAサイクルを回し、成果が出るまで粘り強く取り組んでいくことが重要である。

型取引の適正化推進協議会（2019年8月～）

型管理の適正化を阻害する商慣行や課題を把握するため、2018年12月以降、事業者における型管理の実態調査を行ったところ、受注側事業者が無償で不要型の長期保管を余儀なくされるなどの実態が明らかになったことから、2019年8月から産学官からなる「型取引の適正化推進協議会」を開催し、型取引全般に係る課題の検討を行った。2019年12月には、型取引の適正化に向けた基本的な考え方及び取引の原則、事業者が遵守すべきルールを報告書として取りまとめて公表し、各業界における適正化に向けた取組実施を呼びかけた。

2020年8月の同協議会では、各業界から適正化に向けた取組状況の報告を受けるなど、報告書のルール遵守状況のフォローアップを行った。また、2020年10月以降、型管理を行う事業者3万社に対して書面調査を実施したところ、型の引渡し時における代金の一括払い、不要型の廃棄については一定の進展がみられたものの、型の保

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

管料の支払については、なお取組の途上にあることが確認された。

こうした実態を2020年12月に開催した同協議会において公表し、引き続き適正化に向けた取組の継続を各業界団体に呼びかけた。さらに、適正化の取組が前進した具体例を示すため、型管理の取組が難航している中小企業を中心にモデル実証調査を行った。

知的財産取引検討会（2020年7月～）

知的財産に係る取引についても大企業と中小企業間における不適正な取引慣行が存在していることを踏まえ、2020年7月から有識者を交えた検討会（知的財産取引検討会）を開催し、問題事例の確認や整理、今後の対策について議論を行った。検討会は計8回開催し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、立入検査の目的に利用してはならないこと、②金型の設計図面等の提供を強制しないことなどを示したガイドラインと契約書のひな形を策定した。加えて、ガイドラインや契約書のひな形の周知・普及や、知財支援の体制強化、中小企業の気づきや知財経営への取組を促すことなどを盛り込んだ報告書を取りまとめ、公表した。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会（2020年7月～）

下請企業に対する現金払いの割合は全体として増加するなど着実に改善がみられているが、その一方で、手形サイトの短縮化や現金化に係る割引料等のコストの上乗せなどについては十分な改善がなされておらず、なお課題として残されている。

そのため、2020年7月から有識者を交えた検討会（約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会）を開催し、更なる支払条件の改善や今後の対策について議論を行ってきた。検討会は計6回開催し、手形払いの現金化や、手形サイトの長さや割引料の負担といった約束手形に関する論点について議論を行い、手形等のサイトを60日以内とすることや、手形等で支払う場合に割引料等のコストを示すことなどについて、手形通達の見直しを行うこととした。加えて、IT化や新しい決済手段に関する議論を行うとともに、約束手形の利用意向や手形等の支払から現金払いへの改善状況等を踏まえ、今後、産業界・金融業界がそれぞれ「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」を策定すること等を盛り込んだ報告書を取りまとめ、公表した。

取引適正化推進会議（2018年～）

全国各地で取引適正化の取組を浸透させるため、2018年度より、全国各地で「取引適正化推進会議」を開催しており、2020年度も全国9ブロックにてオンライン開催した。経済産業省及び業所管省庁の幹部などが出席し、各地の中核・中堅企業などから、各社が抱える取引上の課題をヒアリングするとともに、型取引の適正化や下請代金の現金払い化など取引適正化に向けた議論を行った。

コラム

1-1-6

振興基準

「下請中小企業振興法」及び「振興基準」について

「下請中小企業振興法」は、親事業者と下請事業者の取引条件改善を通じて、下請事業者の独立性を高めるとともに、下請中小企業の能力が最大限に発揮されることを目的として、1970年に制定された。

「振興基準」（1971年3月12日策定）は、「下請中小企業振興法」第3条に基づき、下請中小企業振興の観点から、下請事業者及び親事業者のよるべき望ましい取引の一般的な基準として経済産業大臣が定めるものである。2016年9月に取りまとめた「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づく取組を進めていく中で、サプライチェーン全体での取引適正化を推進することを目的に、「振興基準」を、産業界が参照すべき、望ましい取引の規範として更なる浸透を図ってきたところである。

これらは新たに把握された取引上の課題に対処するために数次の改正が行われている。直近では、「下請中小企業振興法」については、2021年2月に、これまで「下請中小企業振興法」が対象としていなかった取引類型を法対象とすることや、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設するとともに、金融支援等を措置すること等を盛り込んだ改正案をまとめ、第204回通常国会に提出した。また「振興基準」については、2021年3月に①知的財産の取扱い、②手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、③フリーランスとの取引、④親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備などについて改正した。

「振興基準」と各産業界における「自主行動計画」の関係について

2016年より、「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づき、サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定と着実な実行を産業界に対して要請しており、策定団体は当初8業種21団体であったが、2021年3月末時点で16業種49団体まで拡大している（コラム1-1-6図）。「振興基準」の改正に当たっては、産業界としても、新たな取引上の課題に対処すべく、改正内容を踏まえた「自主行動計画」の改定が随時行われ、業界ごとの取組を進めている。

コラム 1-1-6図 自主行動計画策定団体

自主行動計画策定団体（16業種49団体）

業種	団体名	業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
素形材	素形材センター 等 計9団体	流通業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
機械製造業	日本建設機械工業会 日本産業機械工業会 日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会 日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会		
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会	建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
繊維	日本繊維産業連盟 等 計2団体	金属産業	日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会
紙・紙加工業	日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会	化学産業	日本化学工業協会 等 計6団体
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会	警備業 ※警察庁より要請	全国警備業協会
		放送コンテンツ業 ※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
		トラック運送業 ※国交省より要請	全日本トラック協会
		建設業 ※国交省より要請	日本建設業連合会

資料：中小企業庁

コラム

1-1-7 パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言

大企業と中小企業が強みを出し合って互いに稼ぐためには、また、それにより持続可能な好循環を生み出すためには、中小企業が特定の大企業に依存することなく競争力を高めつつ、「共存共栄」の関係を構築する必要がある。しかし、足元では、中小企業はデジタル化の遅れや人手不足、価格転嫁の課題など様々な困難を抱えている。

中小企業庁と内閣府は、これらの課題を克服するため、2020年5月に経済界・労働界の代表及び関係閣僚をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を立ち上げ、「共存共栄」の考え方を産業界全体に浸透させ、価値創造型の企業連携や取引適正化を徹底することを目的に「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入した。

具体的には、①サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、②親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守、を重点的に取り組むことで新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言するものであり、1,000社を超える企業の皆様に宣言していただいている（2021年3月末現在）。

宣言企業は名刺や自社ホームページ等に「ロゴマーク」を掲載して、PRに活用できる。実際に、イメージアップにつながり取引先からの評価が変わったといった声も届いている。さらに、経済産業省の一部の補助金について優先採択を講じている。

2020年11月には第2回会議を開催し、出席した菅内閣総理大臣から、「大企業と中小企業のパートナーシップの構築を更に進める」旨の発言があり、政府としても更なる普及拡大に努めていく。

コラム 1-1-7①図 パートナーシップ構築宣言ロゴマーク



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

コラム

1-1-7②図

日本商工会議所作成「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ



<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2021/0301140000.html>

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

コラム

1-1-8

デジタルプラットフォーム取引透明化法の施行と相談窓口の開設

オンラインショッピングモールなどのデジタルプラットフォームは、中小企業やベンチャー等にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高めるなど、様々な便益をもたらす存在となっている。具体的には、新規顧客の開拓機会の獲得、売上金の回収コストの軽減といったメリットを指摘する声が多い。

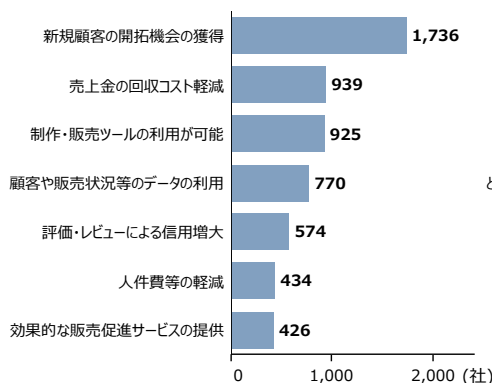
一方で、取引上の課題や懸念も存在する。事前説明もないまま一方的に取引条件が変更される、出品停止やアカウント停止の理由が示されない、問合せや意見に対応する体制・手続が不十分、といった様々な声が上げられている。また、取引するデジタルプラットフォーム企業を切り替えることが困難との声も多数を占める。

コラム

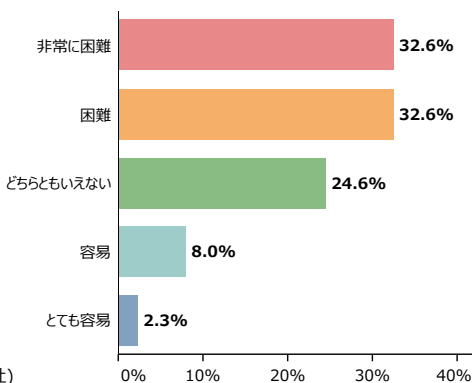
1-1-8①図

デジタルプラットフォームを利用する事業者の声

デジタルプラットフォーム企業を利用するメリット



デジタルプラットフォーム企業を切り替えることの困難性



[デジタルプラットフォームに関する取引上の課題]

- ✓ 利用規約の一方的な変更によって手数料が引上げられた。
- ✓ 利用規約の変更に同意しなかったら、サービスの利用を制限された。
- ✓ 返品を受入を事実上強制された。
- ✓ 検索表示や決済方法等で、デジタルプラットフォームを運営する事業者やその関連会社が優遇されている。
- ✓ デジタルプラットフォームを運営する事業者が出品者の取引データを活用し、出品者が販売する商品と同種の商品を安値で後追いの販売された。
- ✓ 他のデジタルプラットフォームと商品の販売価格を同等又は安値にするよう要請された。 等

資料：経済産業省「オンライン・プラットフォームと事業者の間の取引関係に関する事業者向けアンケート調査」（2018年）、公正取引委員会「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）」（2019年）から作成。

これらの課題や懸念に対応すべく、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（デジタルプラットフォーム取引透明化法）が、2020年5月27日に成立し、2021年2月1日に施行された。規制対象事業者は、大規模なオンラインショッピングモールやアプリストアの運営者であり、取引条件等の情報開示や自主的な手続・体制整備等の義務を負う。

例えば、規制対象事業者は、自らが運営するデジタルプラットフォームの利用規約を変更する場合、プラットフォームを利用する事業者に与える影響を考慮した上で、時間的余裕をもって事前にその内容と理由を開示しなければならない。これにより、いわゆる優越的地位の濫用といった独禁法違反行為の未然抑止につながると期待される。また、利用事業者側も、当該変更に対応しやすくなるとともに、課題があれば協議や調整を申し入れていくことも可能となる。透明化法に基づく指針は、利用事業者からの合理的な声をプラットフォームの事業運営に反映していけるような手続や体制を構築することを求めている。

コラム

1-1-8②図

デジタルプラットフォーム取引透明化法のポイント

基本理念

- デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとすることを規定。（規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。）

規制の対象

- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。
※ 具体的には、各種調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール・アプリストアを当面の対象とする。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
※ 利用者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などを義務付け。

行政庁の役割

- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。
- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経済産業大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請。

※ 本法律の規律は内外の別を問わず適用。海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、公示送達の手続を整備。

また、2021年4月には「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を開設し、専門の相談員が事業者からの取引上の悩み相談に無料で応じ、アドバイスする体制を構築した。相談窓口に寄せられる共通課題については、適宜その解決策について検討し、今後の取引環境改善につなげていくこととしている。

コラム

1-1-8③図

デジタルプラットフォーム取引相談窓口

(1) オンラインモール利用事業者向け窓口

公益社団法人 日本通信販売協会

対応日時：平日 9 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日等を除く。）

問い合わせ先：以下のウェブサイトからお問い合わせください。

<https://www.online-mall.meti.go.jp>

メールアドレス：info@online-mall.meti.go.jp

電話番号：0120-088-004

(2) アプリストア利用事業者向け窓口

一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム

対応日時：平日 9 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日等を除く。）

問い合わせ先：以下のウェブサイトからお問い合わせください。

<https://www.app-developers.meti.go.jp/>

メールアドレス：info@app-developers.meti.go.jp

電話番号：0120-535-366

※上記の分野以外のデジタルプラットフォームについても、取引上の課題等について、以下のウェブフォームから、経済産業省に情報や御意見をお寄せいただくことが出来ます。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/syomu-project/digital-platform>

第5節

中小企業・小規模事業者を取り巻くリスクへの対応

近年、台風等の自然災害や感染症流行など、我が国の中小企業に大きな影響を与える事象が相次いで発生している。堅調に事業活動を行っていたとしても、こうした予期せぬリスクにさらされ、

事業の継続が困難になることがある。本節では、自然災害の影響や対応状況について確認するとともに、不測の事態が生じた際に影響を可能な限り小さくするための取組について見ていく。

1. 自然災害の影響

我が国は世界の中でも自然災害が多く、2020年も令和2年7月豪雨等を始めとして、様々な自

然災害が発生し、多くの中小企業の経営に影響をもたらした（第1-1-98図）。

第1-1-98図 自然災害による中小企業の被害例（2018～2020年）

平成30年7月豪雨 （西日本豪雨） 【2018年】	西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨を記録し、各地に甚大な被害をもたらした。豪雨災害初の激甚災害（本激）。
台風第19～21号 【2018年】	近畿地方から中部地方にかけた広範囲で、交通インフラや建物、設備に大きな被害をもたらした。
北海道胆振東部地震 【2018年】	地震の影響で、道内の火力発電が緊急停止し、電力の需給バランスが崩れたため、道内全域で停電が発生。市民生活への影響とともに、産業、物流などに大きな被害をもたらした。
佐賀豪雨、台風第10号・ 第13号・第15号・第17号 【2019年】	暴風雨における災害であり、特に8月末の豪雨では佐賀県、台風15号では千葉県に大きな被害をもたらした。
台風第19～21号 【2019年】	中部地方から関東・東北地方にかけた広範囲で、交通インフラや建物、設備に大きな被害をもたらした。激甚災害（本激）に指定。
令和2年7月豪雨等 【2020年】	停滞した前線の影響により九州地方を中心に、日本各地において記録的な豪雨を記録し、多くの被害をもたらした。激甚災害（本激）に指定。

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

また、こうした災害に係る各種損害保険の支払保険金について見ると、近年発生している災害が過去と比較しても、規模の大きい災害であったことが分かる（第1-1-99図、第1-1-100図）。

第1-1-99図 災害に係る各種損害保険の支払保険金（2020年）

災害名	車両保険	火災保険	新種保険	合計
令和2年7月豪雨	140	710	24	874

資料：（一社）日本損害保険協会

（注）支払保険金は2020年12月3日時点（見込み含む）。

第1-1-100図 過去の主な風水災等による保険金の支払い

順位	災害名	地域	年度	支払保険金（億円）			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	2018	9,363	780	535	10,678
2	令和元年台風19号	東日本中心	2019	5,181	645	—	5,826
3	平成3年台風19号	全国	1991	5,225	269	185	5,680
4	令和元年台風15号	関東中心	2019	4,398	258	—	4,656
5	平成16年台風18号	全国	2004	3,564	259	51	3,874
6	平成26年2月雪害	関東中心	2014	2,984	241	—	3,224
7	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	1999	2,847	212	88	3,147
8	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2018	2,946	115	—	3,061
9	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	2018	1,673	283	—	1,956
10	平成27年台風15号	全国	2015	1,561	81	—	1,642

資料：（一社）日本損害保険協会

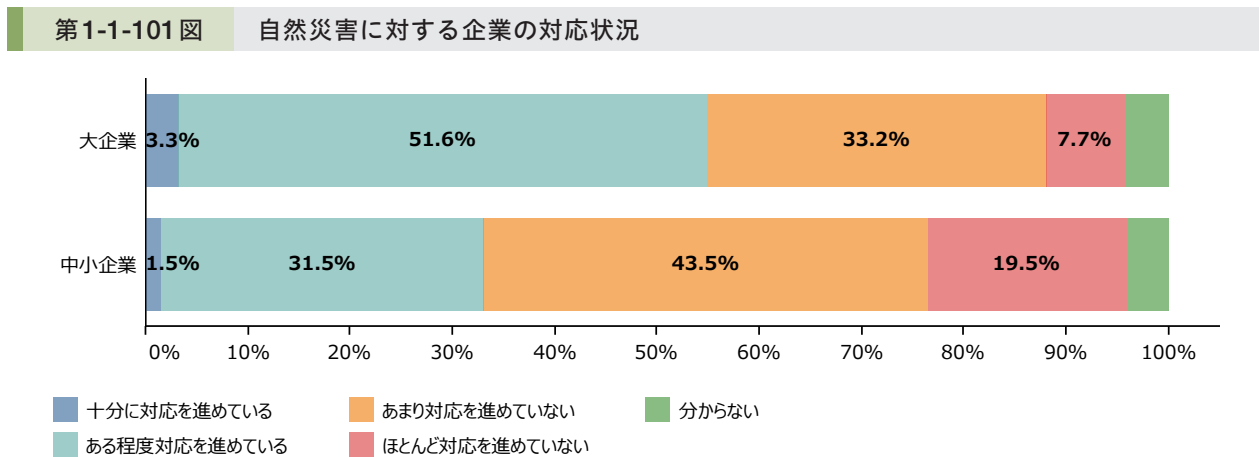
（注）1. 2020年3月末時点の集計。

2. 支払保険金は見込み。

では、こうした頻発する自然災害に対する企業の対応状況について見ていく。

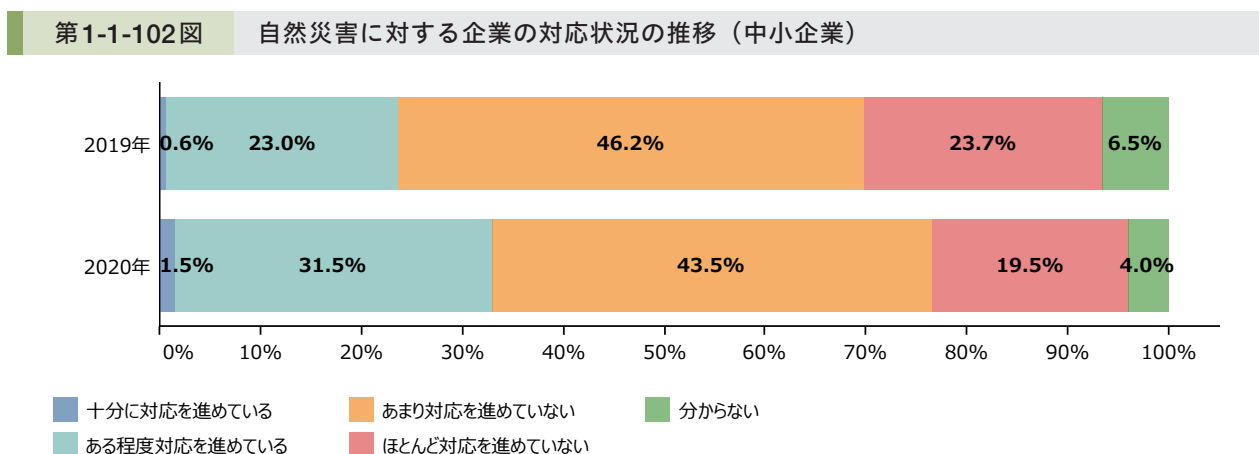
第1-1-101図は、企業規模別に見た、自然災害への対応状況である。これを見ると、「十分に対応を進めている」、「ある程度対応を進めてい

る」と回答した割合は、大企業が約5割であるのに対して、中小企業は約3割にとどまっており、大企業と比べて中小企業の自然災害へのリスク対応が進んでいない状況が分かる。



続いて、中小企業の自然災害への対応状況を時系列で見たものが第1-1-102図である。これを見ると、自然災害が頻発する中で、中小企業にお

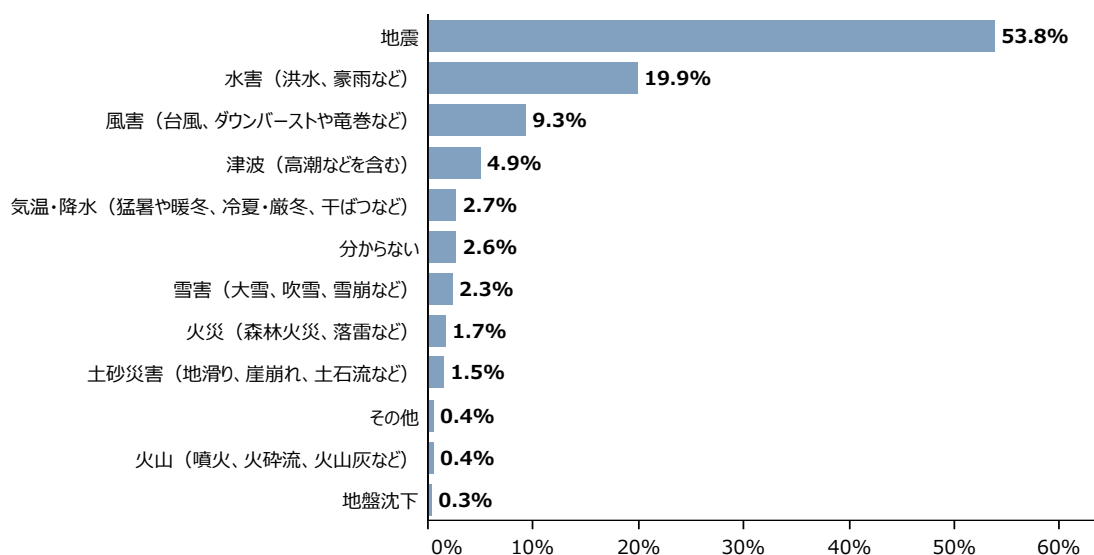
いても自然災害への対応が進みつつあることが分かる。



第1-1-103図は、中小企業に対して最も警戒する自然災害を聞いたものである。これを見ると、近年大きな被害をもたらしている「地震」や

「水害（洪水、豪雨など）」への警戒が強いことが見て取れる。

第1-1-103図 最も警戒する自然災害（中小企業）

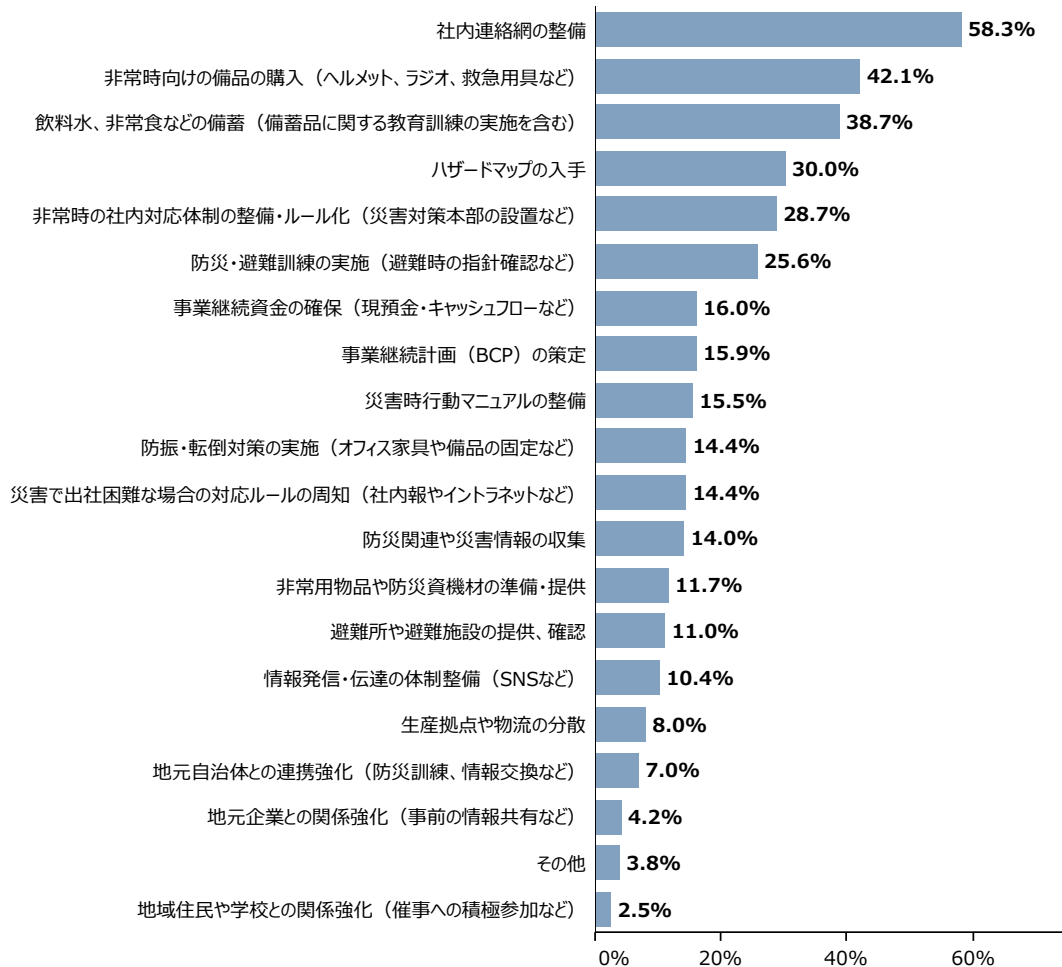


資料：（株）帝国データバンク「自然災害に対する企業の対応状況調査」（2020年10月）

第1-1-104図は、企業防災としての取組内容を見たものである。これを見ると、「社内連絡網の整備」、「非常時向けの備品の購入」、「飲料水、非常食などの備蓄」といった自然災害発生後、即時に必要となる項目への取組割合は高い。他方、

「非常時の社内対応体制の整備・ルール化」、「事業継続資金の確保」などの割合はそれほど高くないため、被災後に事業を継続するための備えは十分でない可能性が考えられる。

第1-1-104図 自然災害への対策に関する取組内容（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「自然災害に対する企業の対応状況調査」（2020年10月）

（注）複数回答のため、合計しても100%にならない。

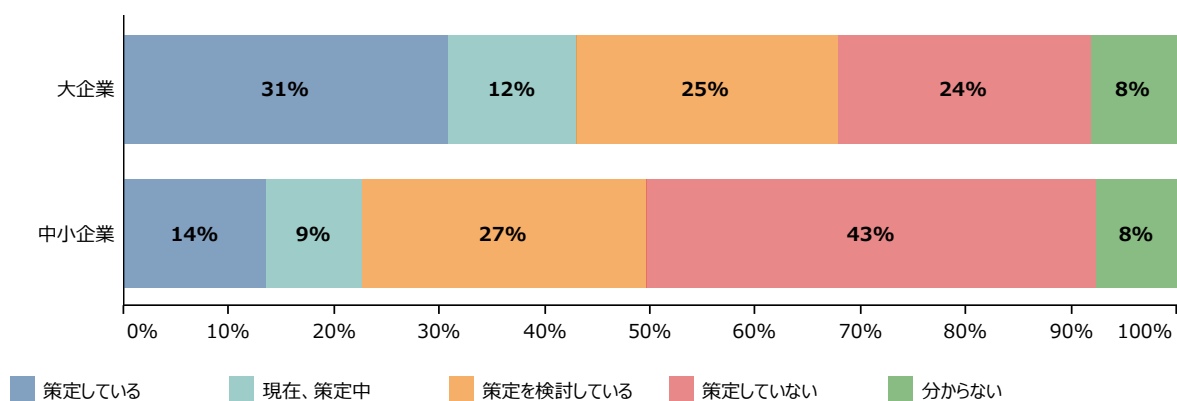
2. リスクへの備え

企業の事業活動に影響を及ぼすリスクは自然災害や感染症のまん延、テロなどの事件の発生、大事故、サプライチェーンの途絶、サイバー攻撃等多岐にわたっている。こうした不測の事態が発生しても、重要な事業・業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制及び手順などを示した「行動計画」のことを「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」（以下、「BCP」という。）という。ここか

らは、中小企業のBCPに対する取組状況を見ていく。

第1-1-105図は、企業規模別にBCPの策定状況について見たものである。これを見ると、「策定している」、「現在、策定中」と回答した企業の割合は、大企業が約4割に対して、中小企業は約2割となっており、大企業に比べて中小企業のBCP策定が進んでいない状況が分かる。

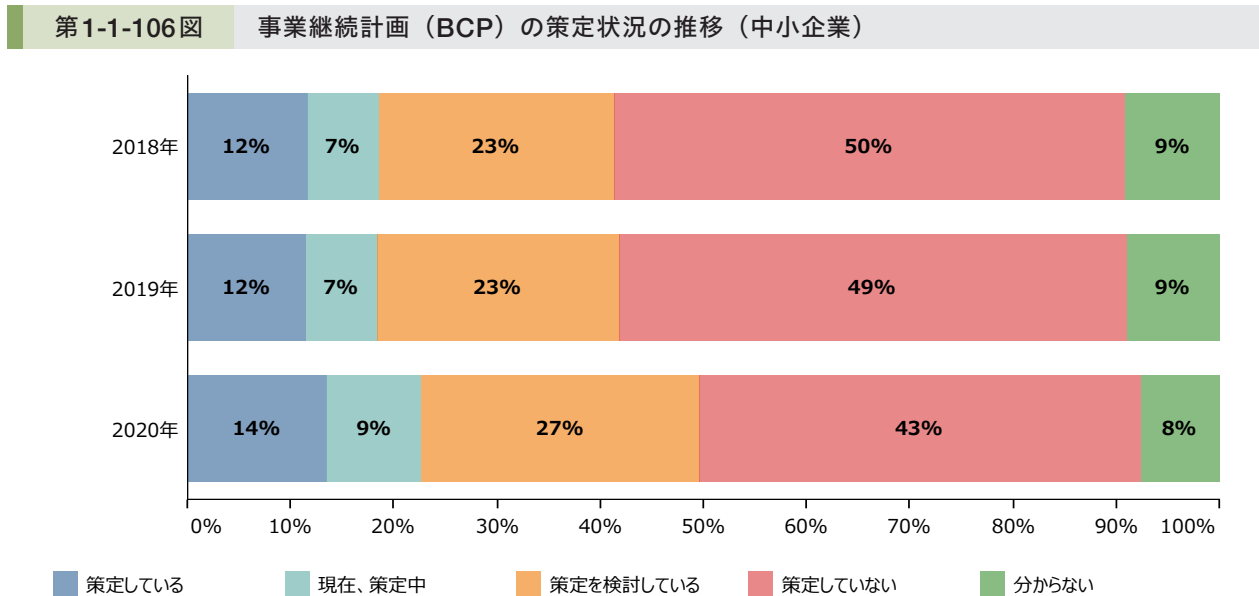
第1-1-105図 事業継続計画（BCP）の策定状況



資料：(株)帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2020年5月）

続いて、中小企業のBCPの策定状況を時系列で見たものが第1-1-106図である。これを見ると、大規模災害の頻発や感染症のまん延など企業

を取り巻くリスクが顕在化する中、BCPの策定状況に大きな進展が見られないことが分かる。

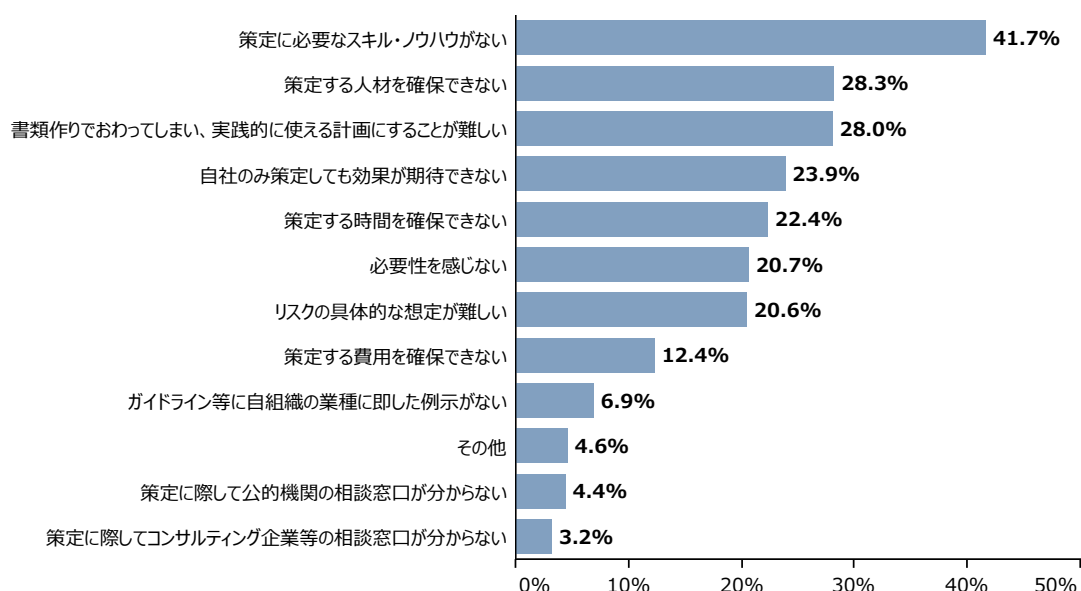


資料：(株)帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2018年5月、2019年5月、2020年5月）

第1-1-107図は、BCPを「策定していない」と回答した企業に対して、その理由を聞いたものである。これを見ると、BCPの策定が大きく進展していない主な背景として、BCP策定に関す

る人材やスキル・ノウハウの不足があると考えられる。また、そもそもBCPの策定に「必要性を感じない」と回答した企業が2割程度存在している。

第1-1-107図 事業継続計画（BCP）を策定しない理由（中小企業）



資料：(株)帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2020年5月）

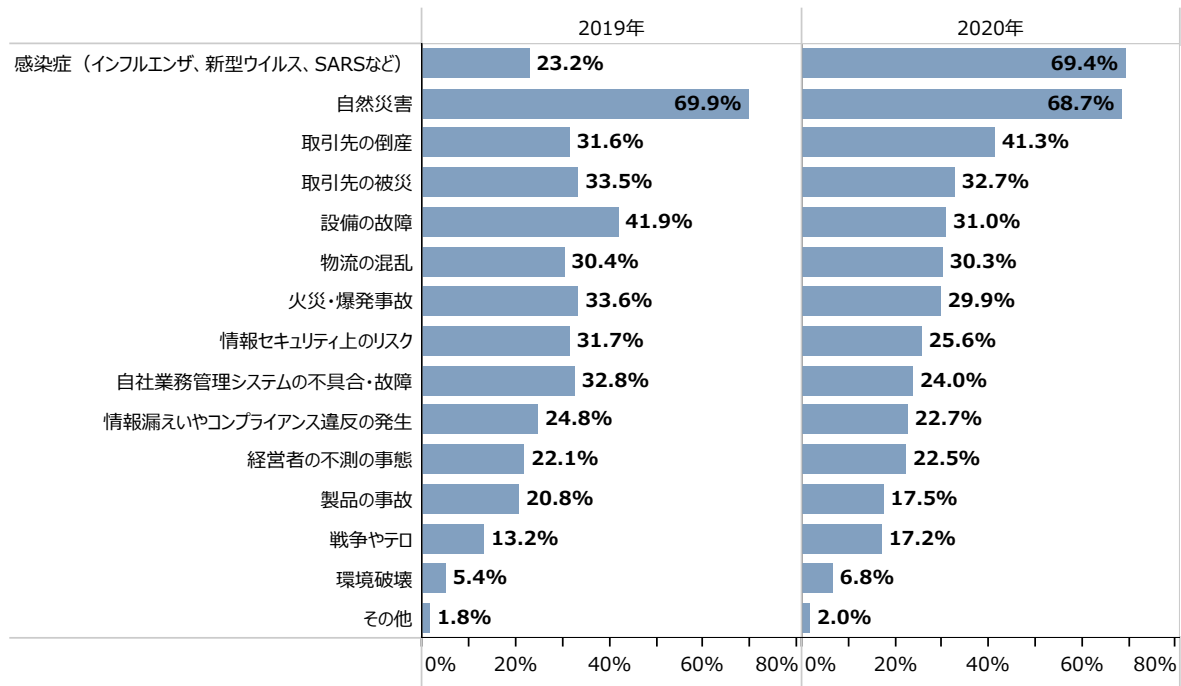
(注)1.事業継続計画（BCP）を「策定していない」と回答した企業に対して聞いたもの。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

第1-1-108図は、BCPを「策定している」、「現在、策定中」、「策定を検討している」と回答した企業に対して、事業の継続が困難になると想定しているリスクについて聞いたものである。これを見ると、感染症流行前は、「感染症」と回答した

企業は約2割にすぎなかったが、感染症流行後は約7割と明確にリスクとして認識されていることが分かる。また、足元での事業環境の悪化から、「取引先の倒産」をリスクとして想定する企業の割合も増加している。

第1-1-108図 事業の継続が困難になると想定しているリスク（中小企業）



資料：(株)帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2019年5月、2020年5月）

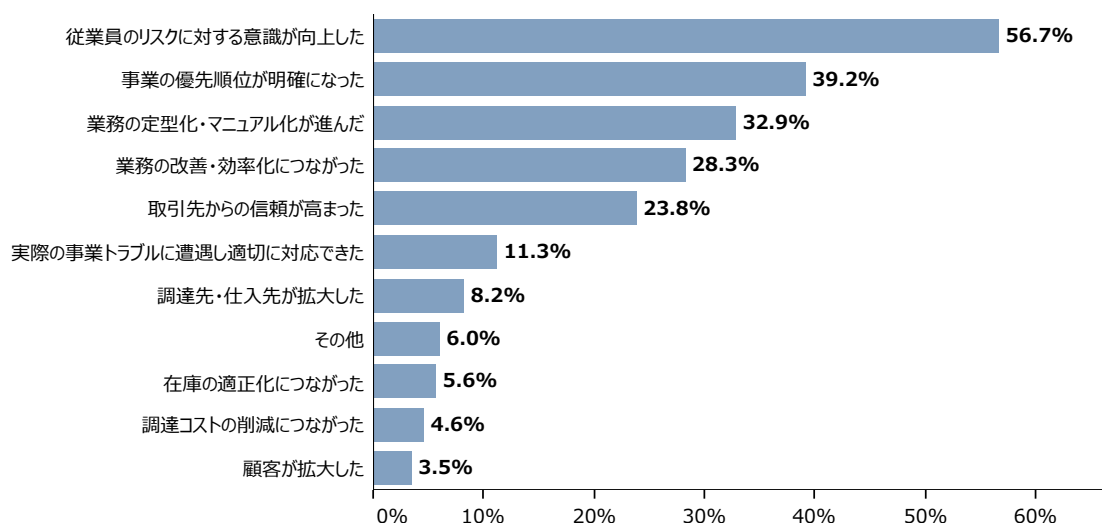
(注)1.事業継続計画（BCP）を「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」のいずれかを回答した企業に対して聞いたもの。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

第1-1-109図は、BCPを「策定している」と回答した企業が感じている効果を示したものである。BCP策定の直接的な効果である「従業員のリスクに対する意識が向上した」のほかに、「事業の優先順位が明確になった」、「業務の改善・効率化につながった」と回答している企業が一定割合存在することが見て取れる。BCPの策定は、

単にリスクへの対応力を高めるだけでなく、BCP策定のプロセスを通じて自社の事業を見直すきっかけとなっていることが分かる。また、2割程度の企業が「取引先からの信頼が高まった」と回答しており、BCPの策定は持続的な取引関係の構築にも資するといえよう。

第1-1-109図 事業継続計画（BCP）を策定したことによる効果（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2020年5月）

（注）1.事業継続計画（BCP）を「策定している」を回答した企業に対して聞いたもの。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

コラム

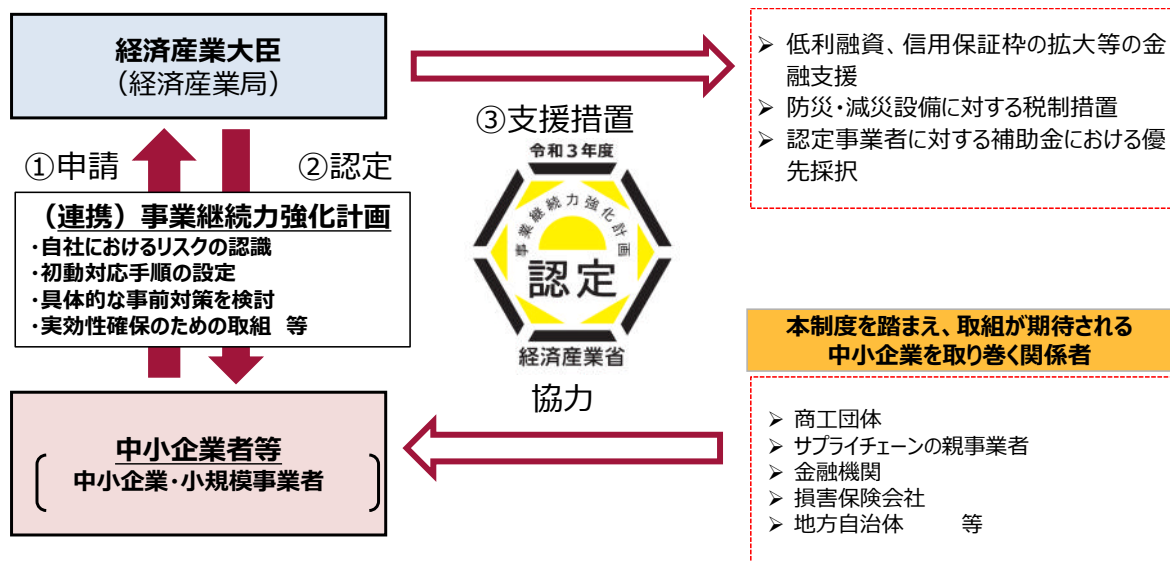
1-1-9

「事業継続力強化計画」認定制度

「事業継続力強化計画」認定制度とは、自然災害等にかかる防災・減災対策に取り組む中小企業が、その取組を「事業継続力強化計画」として取りまとめ、経済産業大臣が認定する制度であり、2019年7月より開始している。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援等様々な支援策を受けることができる。

同計画には、中小企業等経営強化法で規定する基本方針に沿って、計画の目標、ハザードマップ等を活用した自然災害などにおけるリスクの確認結果、安否確認等の初動対応手順、ヒト・モノ・カネ・情報を守るための事前対策、訓練等の実行性の確保に向けた取組などを記載する。従来のBCP（事業継続計画）は、企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景がある。そのため、中小企業による事前対策の強化に向けた取組の第一歩とすべく同認定制度を創設し、A4紙4枚程度と比較的簡易な申請を可能としている。なお、2021年1月より、中小企業の更なる利便性の向上を目指し、オンラインによる申請も開始している。

コラム 1-1-9①図 事業継続力強化計画認定制度のスキーム



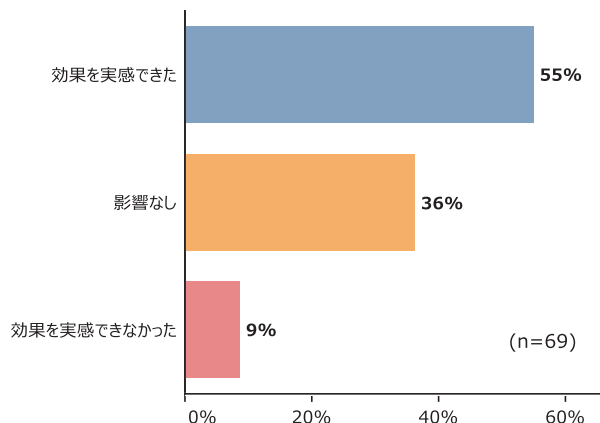
電子申請システムトップ画面

中小企業庁では、事業継続力強化計画の策定を含めた中小企業の防災・減災、感染症リスクに対する取組を促進するため、シンポジウム等の普及啓発や、計画策定のための専門家を無料で派遣するハンズオン支援等様々な事業を展開している。それらの取組の結果、2021年2月末日時点で既に累計2万2,000件を超える計画が認定を受けており、計画の有効性を実感する声もある。

コラム 1-1-9②図 シンポジウムの様子と計画の効果



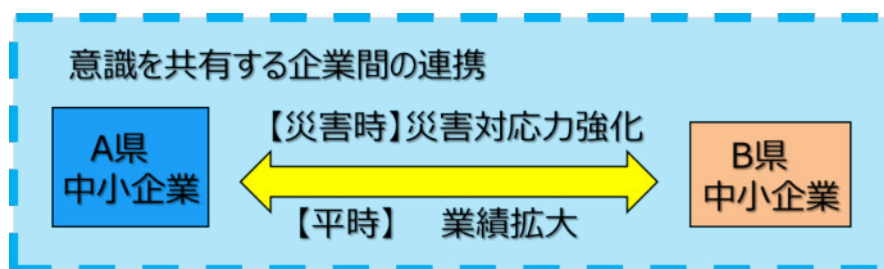
中小企業強靱化シンポジウムで挨拶をする梶山大臣



令和2年7月豪雨における計画認定事業者の事業継続力強化計画の効果の有無

単独の中小企業が取組む同計画のほかに、複数の中小企業が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」の認定を受けることもできる。単独では不可能な遠方の企業との代替生産や連携体間での人の融通等、より強靱な事前対策が「連携事業継続力強化計画」では可能となる。連携して事前対策に取り組んだ企業においては、平時に不得意分野の相互補完、共同生産や受注、販路開拓を実施し、業績を拡大した事例も存在している。

コラム 1-1-9③図 意識を共有する企業間の連携



中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の自然災害や感染症への事前対策の計画の策定支援を行っていくとともに、リスクファイナンス対策の強化を始めとする計画の質の向上を促進すべく、被害を最小限に抑えた好事例等を収集し発信していく。

第6節 まとめ

感染症の影響により、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化し、企業経営にも甚大な影響が生じた。

中小企業・小規模事業者の業況や業績、設備投資の状況は悪化した一方で、感染症の流行を契機としてソフトウェア投資の重要性が高まりつつある状況が見られた。また、業績の悪化が広く見られる中で、資金繰り支援策の効果などにより倒産は低水準にとどまっている。

雇用環境については、非正規雇用を中心に影響が生じており、従業者規模の小さい企業の雇用者数が減少する一方で、中小企業・小規模事業者の一部では依然として人手不足の状況が続いていることが確認された。

今後も感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる中、中小企業・小規模事業者は多様な経営課題に対応することが求められている。